

独評発第0828015号

平成21年8月28日

年金積立金管理運用独立行政法人

理事長 川瀬 隆弘 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫



年金積立金管理運用独立行政法人の平成20年度事業年度に係る
業務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添1のとおり、平成20年度事業年度に係る業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。

年金積立金管理運用独立行政法人の 平成20年度の業務実績の評価結果

平成21年8月24日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成20年度業務実績について

(1) 評価の視点

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として、平成18年4月1日に発足した独立行政法人である。

今年度の管理運用法人の業務実績の評価は、平成18年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～平成21年度）の3年目（平成20年4月～平成21年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた独立行政法人の業務実績に関する2次評価結果等や取組方針、当委員会が実施した国民からの意見募集に寄せられた意見も踏まえ、評価を実施した。

管理運用法人は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行うことにより、年金事業の運営の安定、ひいては国民生活の安定に貢献するという使命を負っている。このような使命を果たすため、中期目標において、効率的な業務運営体制を確立し、職員の専門性を高め業務運営能力の向上を図ること、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを達成するために、基本ポートフォリオを定め、これに基づき管理を行うこと、受託者責任の徹底、情報公開の徹底等の業務の質の向上に関する事項、リスク管理の徹底等の積立金の管理運用に関し遵守すべき事項等が定められている。

したがって、管理運用法人の評価に当たっては、その使命を果たすために行われた具体的な取組、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて総合的な評価を実施することとしている。

平成20年度は、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことに加え、対ユーロを中心に為替市場で急速に円高が進んだ影響もあり、運用結果としては、マイナス7.6%（約マイナス9.4兆円）と、2年連続のマイナスとなり、単年

度では、平成16年財政再計算の前提である実質的な運用利回りは確保できなかった。

平成20年度においては、昨年度までに評価委員会において指摘した事項を踏まえ、これまで改善が図られてきた業務運営体制が適切に機能し、適切な業務運営がされているか、また、リーマン・ショック等に伴う金融危機という状況の下で、適切な対応がとられたかといった点に重点を置き、評価を実施することとした。

なお、年金積立金の運用は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされていることから、管理運用法人における年金積立金の管理及び運用の評価についても、単年度の運用実績のみをもって評価することは適切ではなく、長期的な視点で評価することが重要である。

(2) 平成20年度業務実績全般の評価

ア 管理運営体制全般に関する事項

管理運用法人の使命は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うことにより、年金事業の運営の安定に資することである。

管理運用法人は、平成18年度に前身である年金資金運用基金から引き継いだ業務運営体制を改善するため、平成20年度においても、全独立行政法人に係る一律の人件費の制約がある中で、運用経験者の中途採用など積極的に外部の専門的知見を有する人材の確保に努めるとともに、専門実務研修の実施や大学院入学の補助制度の活用、人事評価制度の本格実施により、職員の勤労意欲や業務遂行能力の向上を図るなど、積極的な対応を行っているものと認める。また、理事長直轄の経営管理会議等を十分活用し、事業運営の改善を図るなど、業務改善に積極的に取り組んでいる。今後も引き続き、職員の勤労意欲の向上を促し、組織の業務運営能力や専門性の更なる向上に向けた取組を行っていくことを求めたい。

イ 年金積立金の管理及び運用全般に関する事項

業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果に関しては、平成20年度においては、特に、資産管理機関の集約化の効果により、約12億円の節減が図られ、また、運用受託機関との交渉により、手数料の更なる引き下げを図り、あわせて約15.7億円の節減効果を得るなど、大幅なコスト節減及び事務の効率化等の効果があったことは評価できる。

平成20年度は、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことに加え、対ユーロを中心に為替市場で急速に円高が進んだ影響もあり、市場環境は平

成19年度よりさらに、厳しい年であった。

このような状況の下、平成20年度における運用結果としては、運用成果を測定する尺度の一つである修正総合収益率¹では、2年連続のマイナスとなった。また、市場平均を示す指標であるベンチマーク²と比較した場合、外国株式及び短期資産についてはプラスの超過収益率、国内債券についてはマイナス0.01%と概ねベンチマーク並みの収益率、国内株式及び外国債券についてはマイナスの超過収益率となり、中期目標において確保するよう努めることとされているベンチマーク収益率を確保できなかった。

市場が不安定な状況の下で、管理運用法人においては、通常の運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングに加え、金融危機の発生を踏まえ、緊急に随時ミーティングを行い、リスク管理を適切かつ機動的に行っており、また、運用受託機関に対する定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価を行い、運用受託機関への資金配分の停止等の適切な対応を行っている。また、当委員会の指摘も踏まえ、外国株式アクティブ運用については、運用受託機関の構成（マネージャストラクチャー）の見直しを行う等、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。

また、平成20年度は、基本ポートフォリオ達成に向けた移行期間の最終年度であったが、金融危機等の中においても、管理運用法人においては資金配分を通じて適切に管理を行い、基本ポートフォリオを達成するとともに、次期中期計画を見据え、次期基本ポートフォリオの策定に向けた、精力的な検討を行っている

ウ 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、年金積立金の運用実績と平成16年財政再計算上の前提を比較すると、平成15年度（平成16年財政再計算の推計初年度）からの6年間、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの8年間のいずれについても、運用実績が財政再計算上の前提を上回っており、平成20年度単年度の運用結果では、リーマン・ショック等により拡大した金融危機の影響を受けマイナスになったも

¹ 「修正総合収益率」とは運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標。具体的には、実現収益に、資産の時価評価による評価損益の増減及び未収収益の増減を加え、さらに投下元本に時価の概念を導入して算定した収益率。

² 価格変動がある市場運用を行う限り、修正総合収益率がマイナスになる年度はあり得ることから、運用結果を評価する際には、修正総合収益率だけではなく、ベンチマーク収益率を確保できているかどうかにも着目する必要がある。

の、長期的に見ると、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。

なお、年金積立金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされており、運用実績の年金財政に与える影響についても、長期的な観点から評価することが重要である。

エ 平成20年度業務実績全般の評価

以上を踏まえると、管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直し及び改善の効果が発揮され、業務運営が適切に行われていると評価することができる。

また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、市場が不安定な状況の下で適切かつ機動的なリスク管理を行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。

年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされている実質的な運用利回りは確保できており、単年度においてもベンチマークとの対比で見て、概ねベンチマーク並みの収益率を確保できているものの、今後の課題として、新規資金の寄託がなくなることが予想される中で、キャッシュ・アウトやリバランスへの対応といった新たな課題が出てきており、適切な対応が求められている。今後も長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを大いに期待したい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

平成20年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果としては、まず資産管理機関の集約化による経費節減効果の実現があげられる。平成19年度において資産管理機関の選定を行い、1つの資産の管理を1つの資産管理機関に集約することとし、平成20年度において順次資産移管を実施した。これにより、事務の効率化及び管理コストの大幅な低減が図られ、平成20年度において、約12億円の節減効果が認められた。また、運用受託機関に対する手数料の水準についても、既存の受託機関、新規の受託機関ともに引き下げを図り、経費の節減を実現している。これらの取組により、平成20年度において、約15.7億円の節減効果の実現が認められ、評価することができる。

組織編成及び人員配置の見直し等の効率的な業務運営体制の確立についても、引き続き着実な対応がなされている。特に、業務運営能力の向上のため、積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めており、人件費の制約がある中、最大限の努力を行っているという評価できる。また、職員の専門性向上のための取組については、専門実務研修や、大学院への入学補助制度等の活用が図られており、平成19年4月から補助制度を利用して大学院に入学していた職員が、平成21年3月にファイナンス修士（専門職）の学位を取得して修了するなど、適切に実施されている。さらに、人事評価制度の本格実施において、実績評価の結果の手当への反映や能力評価の結果の職員へのフィードバックなど、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われている。今後も、引き続き効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、業務運営能力の向上を図る観点から、引き続き質の高い人材の確保及び育成を進めることが必要である。なお、人件費について全独立行政法人一律の制約が課せられる中で、今後も引き続き金融分野における高度な専門知識を有する人材の確保・育成が可能かどうか、慎重に検討する必要がある。

業務管理の充実については、理事長直轄の経営管理会議等を十分に活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出すことにより、ホームページや業務概況書の見直しに反映させている。また、監事による監査に加え、内部監査の取り入れ等、適切な監査体制を整えるとともに、「コンプライアンス委員会」や「運営リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」といった各種会議の開催、その内容の役職員への周知、研修の実施等により、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる。

資産統合管理システムの整備及び業務システムの最適化については、中期目標等の要請を一年前倒しして平成18年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、平成19年度に一般競争入札により落札者を決定し、既に設計・開発に着手しており、平成20年度においては、新たにプロジェクト管理を行うことを任務とするプロジェクトマネージャーを配置し、平成21年度の稼働に向け、計画を推進している。今後は、システムの整備・強化や、実際の業務上の意思決定の場面においてどのように活用するかという点について、着実に検討を進め、業務のより一層の改善につなげることが必要である。

（2）業務の質の向上に関する取組について

受託者責任の徹底への取組については、意思決定の仕組みの構築による責任体制の明確化、コンプライアンス委員会の開催や、コンプライアンス研修の実施など、引き続き適切な取組が行われている。また、運用受託機関等を集めての説明会において関係法令及びガイドラインの遵守を徹底することや、定期ミーティング等にお

いて運用状況やリスク管理の状況の報告を求めることにより、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底についても適切に取り組んでいると評価できる。

引き続き、法令遵守の徹底等について内部統制の強化を図ること等により、適切な対応を行うよう求めたい。

また、調査研究については、管理運用手法の高度化等の観点から、外部の専門調査研究機関への調査の委託等により、時宜に即した適切なテーマについて積極的に取り組んでいると評価できる。今後も管理・運用の更なる高度化を進めるための調査研究を行うことが重要である。

情報公開に係る取組については、平成20年度においても、外部の評価やアンケート結果を基にホームページを改善しており、また、年金積立金の管理及び運用に関する基礎的な事項や多数照会のある事項についてQ&Aを作成しホームページに掲載するとともに、新たに四半期ごとの運用状況資料についても英語版を作成して海外向けの情報発信を充実するなど、引き続き積極的に対応し、外部機関からも高い評価を受けるなど利用が進んでいる点は評価できる。今後も、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、広報活動の充実・強化を図るよう、一層の努力を期待したい。

(3) 財務内容の改善等について

財務内容の改善に関する事項については、中期目標及び中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成17年度と比較して一般管理費及び業務経費ともに経費節減及び事業の効率化が行われており、予算の適切かつ効率的な執行がなされていると評価できる。

(4) 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）等への対応について

① 給与水準の適切性等について

管理運用法人では、年金積立金の管理及び運用を行うという法人の性質上、金融分野における高度な専門知識を有する職員を雇用する必要があるため、給与水準に全独立行政法人一律の制約を加えることは、そもそも適切ではない。しかしながら、平成20年度においても、人件費総額の節減のために、職員賞与の節減の実施や役職員の給与改定による人件費上昇の抑制等の取組を実施しており、人件費総額の節減の取組を適切に進めていると評価できる。また、そのような中で、引き続き質の高い人材の確保に向けた取組を継続していることは評価できる。

② 随意契約の適正化について

随意契約に関する管理運用法人の会計規定においては国の基準と同じ限度額を定めているが、真にやむを得ない契約以外は全て一般競争入札等に移行しており、平成20年度は、一般競争入札の件数、企画競争の件数ともに平成19年度を大幅に上回っており、評価に値する。今後も、一般競争入札及び企画競争の実施を継続し、経費節減を図るよう求めたい。

③ 保有資産について

現存する宿舎については、保有しないことを前提として、当該宿舎からの退去時期等について調整しており、早期の調整を期待したい。

④ コンプライアンス体制の整備状況について

コンプライアンス体制の整備に関しては、幹部職員と法務に関する有識者である第3者で構成した「コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンスハンドブックの改定、全役職員対象のコンプライアンス研修の実施、役職員への周知・徹底を行うとともに、関係法令、法人の規程類及び同ハンドブックを法人LANへ掲載し、役職員がいつでも必要な情報にアクセスできる体制を構築する等、適切な対応がなされている。

⑤ 中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組及び評価について

管理運用法人においては、現中期目標期間が平成21年度で終了することを見据え、次期基本ポートフォリオの策定に向けて、平成20年度から、運用委員の専門的な知見を十分に活かし、幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精力的に検討を行っており、次期中期計画に向けた積極的な対応として評価できる。

また、当委員会としても、今回の評価においては、管理運用法人による業務実績についての説明を踏まえ、中期目標期間終了時の見直しも視野に入れ、今後の課題として、

イ) 業務運営能力の向上を図る観点からの質の高い人材の確保・育成、(2.(1)に記載)

ロ) 運営の基盤となるシステムの整備・強化及びその活用による業務の一層の改善、(2.(1)に記載)

ハ) 法令遵守の徹底等、内部統制の一層の強化、(2.(2)に記載)

ニ) 管理・運用の更なる高度化のための調査研究の充実、(2.(2)に記載)

ホ) 年金積立金の運用に対する国民の理解を得るための広報活動の充実・強化、(2.(2)に記載)

へ) 新規資金の寄託がなくなることに伴う、寄託金の償還等(キャッシュ・アウト)やポートフォリオの管理(リバランス)への適切な対応、(2.(5)に記載)

といった点について、それぞれ本文中で指摘を行っている。

⑥ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

業務運営の改善については、理事長直轄の経営管理会議等を十分に活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出すことにより、ホームページや業務概況書の見直しに反映させている。

また、平成20年度から本格実施となった人事評価制度の能力評価において、業務改善提案などの取組を評価することとしており、職員の積極的な取組を促しており、またホームページにおいて法人業務に対する意見の書き込みを可能とすることにより、国民のニーズの把握に努めていることは評価できる。

⑦ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事監査計画に基づく監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表等について検討した点及び業務運営について検討した点について説明を受け、これらも踏まえて評価を行った。

⑧ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成21年7月8日から8月7日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見募集を行い、その寄せられた意見も踏まえて評価を行った。

(5) 年金積立金の管理及び運用に関する事項

① 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

平成20年度においては、平成20年9月のいわゆるリーマン・ショックにより拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことに加え、対ユーロを中心に為替市場で急速に円高が進んだ影響もあり、平成19年度に続きマイナスの収益率となった。

各資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、外国株式及び短期資産についてはプラスの超過収益率、国内債券についてはマイナス0.01%と概ねベンチマーク並みの収益率となったが、国内株式及び外国債券についてはマイナスの超過収益率という結果となり、中期目標において確保するよう努めることとされているベンチマーク収益率を確保できなかった。

このような中で、管理運用法人においては、金融危機の発生を踏まえ、緊急に随時ミーティングを行い、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブ運用受託機関の投資行動及びリスク管理状況を把握し、運用スタイルと異なる投資行動をとっていないかなどを確認するとともに、その後の通常のリスク管理ミーティングにおいても同様の趣旨から、アクティブ運用受託機関等の投資行動及びリスク管理状況を確認し、リスク管理を適切かつ機動的に行ったことは評価できる。また、運用受託機関の評価についても、定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価の結果、14社について資金配分を停止するなど、適切な対応を行っている。

さらに、当委員会においても指摘した外国株式アクティブ運用については、平成20年度に運用受託機関の構成（マネージャーストラクチャー）の見直しに伴う選定を行っており、今後の運用実績に結びつくことを期待したい。

また、世界的にみても大規模なファンドであることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう慎重な投資行動を行っており、平成20年度においても、市場への資金配分を特定の時期に集中させないよう、年度を通じて平準的に行い、また、寄託金の償還、年金特別会計への納付、リバランスの実施においても、資産の売却・回収は行わず、財政投融資資金からの償還金、財投債の満期償還金等の資金を活用して行うなど、市場への影響を極力抑える努力を行っているとは評価できる。なお、今後、新規資金の寄託がなくなることが想定されることから、寄託金の償還等やリバランスの実施にあたって、資産の売却が必要になることが考えられる。次期中期目標期間においては、寄託金の償還等に万全を期すための短期借入金の導入や金融市場に関する情報収集・分析の強化等により適切な寄託金の償還等やリバランスの実施ができるようにされたい。

② 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成について

管理運用法人は、経済前提、長期的運用利回り、ポートフォリオ全体のリスクなどを踏まえて策定した基本ポートフォリオについて、平成20年度においても、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数が策定時に想定したものと乖離が生じていないかについて確認を行い、運用委員会において「緊急に見直す必要はない」との結論を得た。その際、平成20年度においては、新たに、基本ポートフォリオの短期的なリスク・相関の変動について、長期時系列分析を行い、詳細な分析を行うなど適切な対応がなされている。

また、現中期目標期間が平成21年度で終了することを見据え、次期基本ポートフォリオの策定に向けて、平成20年度から、運用委員の専門的な知見を十分に活かし、幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精力的に検討を行っており、次期中期計画に向けた積極的な対応として評価できる。

③ 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

平成20年度は基本ポートフォリオ達成に向けた移行期間の最終年度であり、市場が大きく変動する中で積立金について基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産配分を通じて乖離許容幅に収まるように適切に管理を行った結果、あらかじめ定めた乖離許容幅に収まっており、基本ポートフォリオを達成したと評価できる。

また、運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示すことや、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況を逐一把握するなどの取組を引き続き行っており、さらに平成20年度においては、定期ミーティング、リスク管理ミーティングに加え、9月の金融危機の発生を踏まえ緊急に随時ミーティングを行うなど、適切かつ機動的なリスク管理を行っている。

管理運用法人は、運用の効率化や必要な流動性の確保の観点から、運用資産の一部（国内債券パッシブ運用の一部、引受財投資の全額及び短期資産）について、資産管理機関を利用しつつ、自ら管理及び運用を行っている。管理運用法人における自家運用については、平成19年度に運用部から独立させたインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認しており、内部牽制機能を確保している。

運用受託機関の選定について、平成20年度においては、外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行っている。選定に当たっては、あらかじめ定めた基準に基づき公募を行い、運用コンサルティング会社を活用しつつ、投資方針や運用プロセス、組織・人材やコンプライアンス及び事務の管理体制について精査し、委託手数料を含む総合評価結果を踏まえて、適切に選定を実施していると評価でき、今後の運用実績に結びつくことを期待したい。

株主議決権の行使については、企業経営等に与える影響に配慮し、運用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を求め、改善が必要な事項については運用受託機関に改善を求めるなど、株主利益最大化を目指したきめ細かい対応を行っているとの認められる。

（6）年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

管理運用法人の総合評価においては、独立行政法人通則法に基づく個別評価を補足する観点から、個別評価の分析結果と併せて、年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証報告の内容を考慮して、総合評価を行うこととなっている。

公的年金の年金給付額は、長期的に見ると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的

な収益となる。このため、運用実績の評価は、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、運用実績と平成16年財政再計算における前提とを比較して行う³。

実質的な運用利回り（賃金上昇率に対する名目運用利回りの上回り分）について、年金積立金全体の運用実績と平成16年財政再計算上の前提を比較すると、まず、平成20年度単年度については、運用実績が財政再計算上の前提を6.9%下回っている。

一方、平成16年財政再計算は平成14年度末積立金を基礎として推計を行っているため、平成16年財政再計算に対して運用実績がどの程度乖離しているかを見る場合には、平成15年度以降について比較することが適当である。平成15年度から平成20年度までの6年間の実質的な運用利回りについて平成16年財政再計算と実績を比較すると、運用実績が財政再計算上の前提を年平均0.5%上回っている。

さらに、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの8年間の実質的な運用利回りについても、運用実績が財政再計算の前提を年平均0.6%上回っている。

以上のことから、平成20年度単年度においては、運用実績が財政再計算上の前提を下回ったものの、長期的に見ると、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。

³ 平成21年財政検証が平成21年2月に厚生労働省から公表されているが、平成21年財政検証は、平成20年度末積立金を基礎とし、平成21年が推計初年度となっていることから、ここでは、平成16年財政再計算における前提との比較を行っている。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績																
第 2 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 平成 1 8 年 4 月 1 日の年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）設立時において、効率的かつ効果的な業務を遂行するために組織体制及び人員配置についての組織編成を行ったところではあるが、平成 1 9 事業年度に引き続き、より一層の効率化等を図るための体制の見直し等を行った。 ① ア 平成 1 9 事業年度に引き続き、理事長による意思決定を支える体制を次のとおりとした。 i 理事長が管理運用法人運営並びに年金積立金の管理及び運用業務に係る事業の実施過程における基本事項の把握及び事業の進捗状況等を把握し、必要な指示を行うことに資するため、部長相当職以上等で構成した「経営管理会議」を開催している。平成 2 0 事業年度においては、年度計画の進捗管理、年金積立金の管理及び運用実績の状況、リスク管理状況等の報告等のため 1 6 回開催した。 <table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>経営管理会議</td><td>11 回</td><td>16 回</td><td>16 回</td></tr></table> ii 年金積立金の管理及び運用業務に係る重要事項に関し、理事長の意思決定に資するため、部長相当職以上及び議案担当職員で構成した「企画会議」を開催している。平成 2 0 事業年度においては、運用受託機関等の選定・解約、資金配分等の決定に当たっての事前審議のため 3 4 回開催し、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立に努めた。 <table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>企画会議</td><td>28 回</td><td>33 回</td><td>34 回</td></tr></table> なお、経営管理会議及び企画会議を効率的な会議運営とするため、議事事項等の見直しについて検討した。（平成 2 1 年 4 月上旬実施） イ 法務、税務等高度な専門的知識等を要する業務については、外部の専門機関たる法律事務所及び会計事務所を引き続き積極的に活用した。 ウ 平成 1 9 事業年度に引き続き、管理運用法人における効率的かつ効果的な業務運営の確保等を図るため、情報・認識を共有し、解決策の議論を行うなどの場として、関係役職員からなる会議体を次のとおり開催した。 i 情報システム委員会－情報化の推進及び情報システムの最適化等の推進（詳細は、第 1. 4. (1) において記述。）		18 年度	19 年度	20 年度	経営管理会議	11 回	16 回	16 回		18 年度	19 年度	20 年度	企画会議	28 回	33 回	34 回
	18 年度	19 年度	20 年度																
経営管理会議	11 回	16 回	16 回																
	18 年度	19 年度	20 年度																
企画会議	28 回	33 回	34 回																

		(2) 人事評価制度の定着化を目指し、実施した人事評価制度の調査、分析に努める。	ii 契約審査会－契約手続の公正性の確保（詳細は、第1. 5. (4)において記述。） iii コンプライアンス委員会－法令遵守及び受託者責任等の徹底（詳細は、第1. 3. (1) ③において記述。） iv 運営リスク管理委員会－管理運用法人の業務遂行上の様々なリスクの発生防止及び対応等（平成19年4月設置、詳細は、第1. 3. (1) ③において記述。） v 情報セキュリティ委員会－情報セキュリティ対策の推進等（平成20年9月設置、詳細は、第1. 3. (1) ③において記述。） ② ア 国の次期年金財政検証を踏まえた基本ポートフォリオの見直し、平成21事業年度以降想定される年金特別会計へのキャッシュアウト対応等、今後の基本的な投資政策に係る企画立案機能の充実強化等を図るために次のような法人組織の見直しを行った。 i 資金配分（回収）案の作成、運用受託機関構成見直しの基本方針案の策定等、運用部が所掌していた企画立案業務のうち基本的な投資政策に係るものを企画部に移管するとともに、所要の人員を配置することにより体制を整備した。 ii 運用部内の業務の再整理を行い、企画調整に関する業務、リスク管理及び運用評価に関する業務、委託先ファンドの管理業務をそれぞれ所掌する課に再編し、管理運用体制を充実強化した。 イ 管理運用業務の専門性を組織的に向上させるため、平成20事業年度において民間における運用実務経験者を含めた職員を新たに5名採用した。 これらの者の配置については、民間での運用実務経験等が活かせるよう考慮した上で、適切に配置した。この中には、「情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）」を含んでおり、情報管理体制の充実を図るために、CIO補佐官を「情報セキュリティアドバイザー」として充てた。
			(2) 人事評価制度は、職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、職員の業務遂行への取組及び成果（管理運用法人の業績への貢献度）を評価する「実績評価」並びに職員の職務遂行能力を評価する「能力評価」を行うものである。 平成20事業年度においては、平成19事業年度に実施した試行的評価を踏まえ一部改善を行った上で、本格的評価を開始し、上期実績評価（4～9月）を10～11月に実施し、その結果を12月期の奨励手当（国家公務員の勤勉手当に相当するもの）に反映させた。 また、能力評価（4～12月）については、平成21年1～2月に実施し、3月に「フィードバック面談」を行い、被評価者に結果を通知した。

○法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。
(政・独委評価の視点)

○ 経営管理会議及び企画会議の運営により、理事長が事業の進捗状況等を適時適切に関係幹部と共有するとともに理事長に対する必要な判断材料の提供等を通じて迅速・適確な意思決定に資する体制の定着化を進めることができた。
また、経営管理会議及び企画会議の運営を効率的な会議運営とするため、議事事項の見直しについて検討した。
(業務実績第 1. 1. (1) ①ア (P. 1) 参照)

実績：○
【業務改善に係る取組状況】
○ 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行ってきている。
・使命、運営理念、行動指針
独法設立時に、国民の皆様からお預かりした年金積立金を適切に管理・運用するという、「使命」「運営理念」「行動指針」を定め、ホームページに掲載・公表してきている。これらの内容は、コンプライアンスハンドブックにも掲載し、コンプライアンス研修において、役職員に周知している。
(業務実績第 1. 2. (2) ①ア (P. 5) 及び業務実績第 1. 3. (1) ③ア (P. 12) 参照)

・組織改編における取組
係制の廃止に伴い、業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧を法人 L A N に掲載することで、各職員の担当業務を明らかにした。
このことにより、旧係長職でなくとも（課員、室員であっても）、主担当とすることなどにより、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となった。

・人事評価制度における取組
能力評価の評価項目《積極性》において、業務改善提案などの取組を評価することを、人事評価制度実施規程（内部規程）に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。
(業務実績第 1. 1. (2) (P. 2～3) 参照)

・ホームページの改善
法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ごとの運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容・表現とするよう改善し、国民のニーズの把握に努めている。
(業務実績第 2. 3. (1)～(4) (P. 39～41) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績																																				
第2 業務運営の効率化に関する事項 2. 業務運営能力の向上 職員採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めるとともに、職員の資質の向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、他の関係機関との人事交流等に積極的に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図ること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2. 業務運営能力の向上 職員採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 また、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2. 業務運営能力の向上 （1）職員の採用に当たっては、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材をより広く求める。 （2）研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2. 業務運営能力の向上 （1）職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告を活用した。 また、実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」を開催し、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 これらの結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用し又は採用決定した。 （参考） ・平成20年4月より順次採用5名（平成20事業年度採用実績） ・平成21年4月1日付け採用3名（平成20事業年度に採用決定） <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>応募者総数</td><td>196名</td><td>71名</td><td>158名</td></tr> <tr> <td>採用者数</td><td>8名</td><td>7名</td><td>5名</td></tr> </table> （2）職員の資質の向上等を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画（今中期計画における研修体系を踏まえた各事業年度の計画）を策定し、平成20事業年度の研修を次のとおり実施した。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>研修回数(合計)</td><td>62回</td><td>85回</td><td>86回</td></tr> <tr> <td>参加延べ人数</td><td>561名</td><td>522名</td><td>502名</td></tr> </table> ① 一般研修（職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修） ア コンプライアンス研修 法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、法令遵守についての職員の意識向上を図った。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> <tr> <td>研修回数</td><td>1回 (3月)</td><td>1回 (11月)</td><td>1回 (2月)</td></tr> <tr> <td>参加人数</td><td>82名</td><td>83名</td><td>82名</td></tr> </table> イ メンタルヘルス研修 職員の健康保持増進を図る観点から、職員個々の「こころの健康診断」を実施し、メンタルヘルスについての意識向上を図った。		18年度	19年度	20年度	応募者総数	196名	71名	158名	採用者数	8名	7名	5名		18年度	19年度	20年度	研修回数(合計)	62回	85回	86回	参加延べ人数	561名	522名	502名		18年度	19年度	20年度	研修回数	1回 (3月)	1回 (11月)	1回 (2月)	参加人数	82名	83名	82名
	18年度	19年度	20年度																																				
応募者総数	196名	71名	158名																																				
採用者数	8名	7名	5名																																				
	18年度	19年度	20年度																																				
研修回数(合計)	62回	85回	86回																																				
参加延べ人数	561名	522名	502名																																				
	18年度	19年度	20年度																																				
研修回数	1回 (3月)	1回 (11月)	1回 (2月)																																				
参加人数	82名	83名	82名																																				

	18 年度	19 年度	20 年度
研修回数	1 回 (12 月)	1 回 (2 月)	1 回 (2 月)
参加人数	78 名	82 名	73 名

- ウ 管理職研修
- 平成 2 0 事業年度は、メンタルヘルスについて重点的に取り組み、部長職以上と課長職以上を対象にそれぞれ 1 回ずつ行った。
- 課長職以上を対象とした管理職研修は、長期病気療養者の職場復帰については、課長職以上の適切な対応が求められることから、主として職場復帰時の管理者の対処などの具体的な内容のもとした。

	18 年度	19 年度	20 年度
研修回数	2 回 (3 月)	2 回 (12、1 月)	2 回 (10、3 月)
参加延べ人数	11 名	17 名	24 名

- エ 基礎研修
- 平成 2 0 事業年度に採用した職員の基礎知識の習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等について研修を実施した。

	18 年度	19 年度	20 年度
研修回数	5 回 (9～2 月)	3 回 (4～3 月)	2 回 (4～7 月)
参加人数	8 名	8 名	7 名

- オ 担当者研修
- 担当職員の資質の向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。

	18 年度	19 年度	20 年度
研修回数	9 回 (7～2 月)	9 回 (5～3 月)	10 回 (7～2 月)
参加人数	12 名	11 名	10 名

- カ 英語力向上研修
- 業務で使用する高度な英語力の更なるレベルアップを図るため、専門学校を活用した研修を新たに開始した。なお、受講者は、一定程度以上の語学力を有する者から、選考した。
- 1 名 6 月間
- ※平成 2 0 事業年度末現在受講中

- ② 業務研修（資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修）
- ア 初級・中級業務研修
- 年金積立金の管理及び運用に係る業務に必要な基礎知識の習得及び必要な知識のレベルアップを図るための研修を実施した。

なお、研修終了後のアンケート結果を踏まえつつ、証券アナリストの資格取得に寄与すべく、初級業務研修に新たに「財務分析」を講座内容に加えた。また、中級業務研修は講座内容を精査し、講座を統合した。

	18 年度		19 年度	
	開催月	参加数	開催月	参加数
初級	4 月 (8 講座)	10 名	4 月 (7 講座)	10 名
	9 月 (9 講座)	9 名	10 月 (7 講座)	10 名
	20 年度			
	11～12 月 (8 講座)	6 名		
	18 年度		19 年度	
	12 月～3 月 (12 講座)	16 名	12 月～3 月 (12 講座)	16 名
	20 年度			
	1～2 月 (8 講座)	10 名		

イ 外部有識者研修

隔月 1 回程度、外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成 2 0 事業年度は、資産運用や金融商品等のテーマに加え、次期基本ポートフォリオ策定に関連したテーマや、サブプライム問題を踏まえた「格付けの信頼性」等、時宜にかなった話題を取り上げた。

	18 年度	19 年度	20 年度
研修回数	6 回 (5～3 月)	5 回 (5～3 月)	7 回 (5～3 月)
参加延べ人数	193 名	137 名	131 名

ウ 情報セキュリティ研修

情報セキュリティポリシーの実施にあたり、事務取扱等について研修・教育を行った。

	18 年度	19 年度	20 年度
研修回数	1 回 (3 月)	1 回 (1 月)	1 回 (2 月)
参加人数	73 名	73 名	82 名

③ 外部セミナー等への参加

資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。

	18 年度	19 年度	20 年度
セミナー数	34 セミナー	59 セミナー	56 セミナー
参加延べ人数	69 名	104 名	70 名

			④ 専門実務研修の一環として、金融等に関する基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として平成１８事業年度に創設した職員の大学院入学補助制度を活用し、職員１名が平成１９年４月に入学、平成２１年３月に卒業（修了）し、ファイナンス修士（ＭＢＡ）の学位を取得した。 また、他の職員１名が平成２１年４月から入学し、現在受講中である。 ⑤ 海外で開催される運用機関主催の研修に参加１名、職員１名を派遣し、併せて海外年金基金等との打合せを実施した。終了後、報告会を開催し、米国の年金基金等の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。 研修：４月（ボストン、ニューヨーク） 報告会：４月（ニューヨーク） ７月（ボストン） ⑥ 国際機関主催の会議等に参加１名、職員２名を派遣し、併せて海外年金基金等との意見交換を実施した。終了後、報告会等を開催し、外国の年金基金等の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。 開催月：９月（ジュネーブ） １０月（京都） 報告会：１０月（ジュネーブ） １１月（京都） ⑦ 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>二次合格者数（累積）</td><td>13 名</td><td>15 名</td><td>16 名</td></tr></table>		18 年度	19 年度	20 年度	二次合格者数（累積）	13 名	15 名	16 名
	18 年度	19 年度	20 年度								
二次合格者数（累積）	13 名	15 名	16 名								
		（３）職員の業務運営能力の向上を図る観点から、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流を行うための検討を行う。	（３）他の関係機関との人事交流について、平成１９事業年度に引き続き、職員の業務運営能力の向上を図る観点から、専門性を確保すること等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について検討を行った。 その結果、人事交流の一環として、平成２０事業年度より、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）から研修生１名を受け入れた。								

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 2 】	評定	A
【評価項目 2 業務運営能力の向上】	(理由及び特記事項) 独立行政法人に課せられる制約がある中で、実務経験及び専門性の高い人材の獲得のための採用や管理運用法人の職員に対する専門性向上のための計画的な研修や資格取得の支援を積極的に推し進めた。 また、研修制度については、平成19事業年度に引き続き、体系的な研修体制のもと計画的に実施し、法人全体の更なる知識の向上に努めた。			(委員会としての評定理由) 人材の専門性の高度化を進めるための対策については、積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めるなど、人件費の制約のある中で最大限の努力を行い、また、職員研修を積極的に行うなど、職員の資質向上のための取り組みを適切に行ったことから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。	
【評価の視点】 ○運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を行ったか。	実績：○ 【運用経験者の採用】 ○ 運用経験者の採用に当たっては、ホームページによる募集に加え、新聞求人広告を活用し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするなど、資質の高い人材について広く募集を行った。 その結果、金融機関等において株式及び債券に係る管理運用の企画、情報システム等の実務経験や専門的知識を有する者等多様な人材を採用することができた。 (業務実績第1． 2．(1) (P. 5) 参照)			(各委員の評定理由) ・ 実務経験及び専門性の高い人材の獲得を積極的に行い、運用スタッフの充実を図った点が評価できる。 ・ 中途採用、研修等を着実にを行っている。外部から能力の高い人材を集め適切な配置を行っている。 ・ 中途採用・教育研修制度等、運営能力の向上を目的とした取り組みがなされた。 ・ 運用経験者の採用、職員研修など適切に対応が行われている。ただ、中期目標を上回る実績であるのかどうか分かりにくかった。 ・ 途中採用などにより新戦力も強化されている。 ・ 経験者の外部採用、社内外研修等運営能力向上に注力すると共に人材の配置等においても適切に配慮されていると判断する。 ・ 中途採用は、(雇用状況に影響された面もあるが) 多くの人が応募し、これに対して適切に採用業務を行った。研修も積極的に行った。中途退社してもこれらを通じて市場全体の裾野を拓ける結果になれば良いのではないかと考え、これらの業務を評価することになった。	
○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。	実績：○ 【処遇・評価体制の整備】 ○ 採用者の配置に当たっては、民間での経験及び能力等を評価し、専門性が最大限活かせる部署に決定した。 また、処遇については、年齢及び学歴のみならず、保有資格、民間での運用等の経験の内容及びその期間等を十分考慮した上で決定した。 なお、評価体制については、人事評価制度の導入、運用により、実施されている。 (業務実績第1． 2．(1) (P. 5) 参照)			(その他意見) 特になし	
○職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。	実績：○ 【職員研修の実施】 ○ 職員の資質の向上等を図るため、年間86回の研修を実施し、延べ502名を受講させた。実施に当たっては、あらかじめ目的及びそのために必要なカリキュラム内容並びにふさわしい担当講師を検討の上、多様なメニューにより構成される研修計画(研修体系を踏まえた各事業年度単位の計画)を策定して計画的に実施した(具体的には、職員の基礎的な資質向上及び福利厚生のための一般研修(コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、基礎研修及び担当者研修、英語力向上研修)、資金の管理運用及びITの分野に係る専門的及び実務的な研修(初級・中級業務研修、外部有識者研修、情報システム・セキュリティ研修、外部セミナーへの参加及び海外研修への派遣))。これにより日進月歩の金融工学等の成果を可能な限り吸収するとともに、コンプライアンスやITリテラシーの向上に寄与することができた。				

○資金運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとったか。

○資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用が成果をもたらしているか。

○中期目標期間中に他の関係機関との人事交流に取り組んだか。

(業務実績第1. 2. (2)①～③ (P. 5～7) 参照)

○ また、職員の年金積立金の管理及び運用に関する資質の向上を図るための初級・中級業務研修及び職員の大学院入学の補助制度を活用した専門実務研修の実施(職員1名が平成21年3月に卒業し、MBAを取得。他の1名が平成21年4月に入学)並びに海外で開催される運用機関主催の研修に職員1名を派遣した(専門実務研修)。その他、国際機関主催の会議等に参加し、最新の海外事例の積極的な情報収集に努めた。
(業務実績第1. 2. (2)④～⑥ (P. 8) 参照)

実績：○
【証券アナリスト資格取得の支援措置】
○ 資金運用等の分野に係る資格の取得を推進するため、証券アナリスト通信教育講座受講料の支援を行い、職員の専門性向上を図った。
(業務実績第1. 2. (2)⑦ (P. 8) 参照)

実績：○
【証券アナリストの資格取得者の増加】
○ 実務研修や資金運用等の分野に係る資格の取得の推進及び運用経験者の採用により、証券アナリストの資格取得者(二次試験合格者も含む)が、前期末15名から今期末16名に増加するなど、職員の自己啓発に積極的に取り組む姿勢を導き出す環境をつくることできた。
(業務実績第1. 2. (2)⑦ (P. 8) 参照)。

○ 採用者については、実際の運用経験や高度な専門的知識を有する者ならではの能力を早速発揮するとともに、他の職員への刺激・啓発効果をもたらすなどの成果も上がっており、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与している。
(業務実績第1. 2. (1) (P. 5) 参照)

実績：△
【他の関係機関との人事交流】
○ 他の関係機関との人事交流については、職員の能力、適性、専門性の確保等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について平成19事業年度に引き続き検討を行った。
その結果、人事交流の一環として、平成20事業年度より、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)から研修生1名を受け入れた。
(業務実績第1. 2. (3) (P. 8) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績
第 2 業務運営の効率化に関する事項 3. 業務管理の充実 業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価等を適切に行うとともに、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行うこと。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 業務管理の充実 中期計画及び年度計画の達成状況等を組織的かつ定期的に把握し、内部評価を実施することにより、業務の改善を図り、円滑な業務運営に資するよう努める。 また、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行う。 さらに、外部監査を毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 業務管理の充実 (1) 中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等については、四半期ごとに検証を行い、内部評価を実施することにより必要に応じて業務運営の改善を行うなど、円滑な業務運営に努めるとともに、その結果を職員一人一人に周知することにより、職員のさらなる意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、委員会を設置するなど内部統制を含めた業務管理の充実を行う。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3. 業務管理の充実 (1) ① あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において各四半期終了後に把握した。その際、各個別の目標ごとの評価を併せて行い、問題点や課題を抽出するとともにその解決策を見つけるように努め、事業運営の改善が図られるようにした。 また、経営管理会議における評価結果等の内容については、各職員に対して個別に連絡して周知するとともに、それぞれの担当業務の目標設定、達成度合いの把握とそれに対する評価を四半期ごとに繰り返すことを通じて、職員一人一人が自己の業務遂行上の課題の把握及びその解決を図ることにより業務運営の改善を常に考えながら業務を行うよう努めた。 なお、平成 2 0 事業年度においては、各四半期終了後速やかに進捗・達成状況を経営管理会議に報告することとし、平成 2 1 事業年度各四半期の目標設定の早期化等、事業運営が効率的になるように努めた。 ② 主な業務改善への反映状況等は次のとおりである。 ア 平成 1 9 事業年度に公募を実施し、平成 2 0 事業年度に採用した外国株式アクティブ運用について、運用受託機関構成を勘案した資金配分を実施した。 イ 平成 1 9 年度業務概況書については、年金積立金全体の長期的な運用利回りとの比較を掲載するなど改善を行い、より分かりやすいものとなるよう工夫を凝らした。 また、各四半期の運用状況資料については、年度通期のものや自主運用開始以来（平成 1 3 事業年度）の収益率の推移などを追加し、より長期的な観点から運用実績を見られるよう内容の更なる充実と改善を図った。 更に、英語版の運用状況資料を作成しホームページに公表するなど、海外向けの情報提供についても充実を図った。 ウ 年金積立金の管理及び運用に関する基礎的な事項や多数照会のある事項について一般国民向けに分りやすく説明をした Q & A を作成し、ホームページに掲載した。 エ 「リスク管理状況等の報告」資料について、運用委員会における適切な助言、審議に寄与するよう全般的な見直しを行った。見直しに当たっては、重要度の高い事項にポイントを絞り、詳細な内容については別冊とするなど、資料構成を工夫した。また、グラフを多用するなど、視覚的により分かりやすい構成とした。 オ 一般競争入札及び企画競争の積極的实施に努めた。 ③ 職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任等の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理を次のとおり行った。

		(2) 監事の監査のほか、公認会計士又は監査法人の監査は毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。	ア 法令遵守及び受託者責任等の徹底を図るとともに、コンプライアンスの推進を行うことを目的とした「コンプライアンス委員会」（幹部職員と法務に関する有識者である第三者で構成）を平成２０年１０月に開催した。また、コンプライアンス推進のための対応策として、役職員の服務規律の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」（平成１９事業年度作成）を改訂した。 さらに、臨時職員・派遣職員を含む全役職員を対象としたコンプライアンス研修を平成２１年２月に実施した。（第 1. 2. (2)①ア 再掲） <table><tr><th></th><th>18 年度</th><th>19 年度</th><th>20 年度</th></tr><tr><td>研修回数</td><td>１回 (3 月)</td><td>１回 (11 月)</td><td>１回 (2 月)</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>82 名</td><td>83 名</td><td>82 名</td></tr></table> イ 管理運用法人における運営リスク管理体制を確保するため、運営リスク管理に関する重要事項を審議する「運営リスク管理委員会」を平成２０年８月に開催し、運営リスク及びその対応状況等の自己評価（リアセスメント）の取りまとめについて報告するとともに、役職員へ周知を図った。 また、運用委員会において運営リスクへの対応状況についての報告を行った。 ウ 管理運用法人が行う情報セキュリティ対策等を審議するための「情報セキュリティ委員会」を平成２０年９月に設置し、情報セキュリティ対策基準等について審議し、政府統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」を策定した。 同ポリシーは２月に制定し、準備期間を経て平成２１年４月から実施することとした。 (2) ① 監事による監査については、監事監査規程に基づき、平成２０年４月１日付けで平成２０年度監事監査計画を理事長あて通知し、次のとおり実施した。 ア 平成１９年度決算監査 平成２０年６月６日から６月１３日まで決算監査を実施した。 イ 平成１９年度監事監査報告 平成２０年６月２５日付けで理事長に監査報告書を提出した。 ウ 平成２０年度業務監査 独立行政法人整理合理化計画（平成１９年１２月２４日）において、「各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳正にチェックする。」とされており、これを受けて、従来の重点事項（年金積立金の管理運用体制の状況）に加えて次のような取組を行った。 i 契約に関する監査 従来から行っている契約に係る決裁文書の閲覧を通じた監査のほか、平成２０事業年度の契約終了後、平成２１年４月～５月には、平成２０事業年度の全契約（５１件、少額随契を除く）について、「随意契約の見直し計画」の進捗状況、契約の妥当性、競争性の高い契約への移行可能性、公告期間の妥当性等について検証。		18 年度	19 年度	20 年度	研修回数	１回 (3 月)	１回 (11 月)	１回 (2 月)	参加人数	82 名	83 名	82 名
	18 年度	19 年度	20 年度												
研修回数	１回 (3 月)	１回 (11 月)	１回 (2 月)												
参加人数	82 名	83 名	82 名												

- ii 給与水準、内部統制、情報開示に関する監査
 - 業務監査：書面監査はもとより、管理者の認識も重要と考え個別面談を実施。具体的には、質問事項を示し、関係資料等を求め、以下の日程で関係課長からヒアリングを行い、その後、認識確認のための各部室長と面談を行った。
「関係課長からのヒアリング」
平成20年12月15日、16日 管理部
平成20年12月17日 調査室
平成20年12月18日 運用部
平成20年12月24日 企画部
平成20年12月25日 インハウス運用室、監査室
「部長・室長との面談」
平成21年 1月19日 インハウス運用室、監査室
平成21年 1月27日 企画部
平成21年 1月29日 運用部
平成21年 1月30日、 2月 3日 管理部
平成21年 2月 4日 調査室
- エ その他
 - 運用委員会の傍聴及び経営管理会議への出席等
運用委員会等を傍聴したほか、経営管理会議への出席及び企画会議提出資料等の閲覧を行った。
 - 理事以上決裁文書等の監事回付文書による監査
理事以上決裁文書等の監事回付文書により、業務運営状況を把握し、必要に応じて関係部(室)と質疑を行った。
 - 理事監事懇談会
平成21年3月11日に理事長、理事と意見交換を行った。
- ② 監査法人による監査については、平成20事業年度の期中監査を毎月実施するとともに、平成19事業年度決算について会計監査を実施した（平成20事業年度決算についての会計監査は、平成21年6月に実施）。また、監査報告書については、運用委員会に報告した。
- ③ 平成20事業年度内部監査については、平成20事業年度監査実施計画及び内部監査実施手順書等に基づき、内部統制体制の整備・運用状況の確認等を中心に、事前調査、面談による監査及び執務現場での実地監査を実施し、それぞれについて内部監査報告書にまとめ、理事長へ提出するとともに、各部室へ結果報告を行った。

年 月	所管部室（課）名	備 考
20.6	管理部総務課	通常監査
	管理部経理課	会計機関の交代に伴う特別監査
20.7	管理部経理課	通常監査
	運用部	通常監査

			20. 8	インハウス運用室	通常監査
				企画部	通常監査
				調査室	通常監査
			20. 9	管理部総務課	フォロー監査（19 事業年度監査結果通知に係る措置状況）
					通常監査
				管理部経理課	会計機関の交代に伴う特別監査
			20. 10	管理部経理課	フォロー監査（19 事業年度監査結果通知に係る措置状況）
					通常監査
				運用部	フォロー監査（19 事業年度監査結果通知に係る措置状況）
					通常監査
			20. 12	調査室	フォロー監査（19 事業年度監査結果通知に係る措置状況）
					通常監査
				企画部	フォロー監査（19 事業年度監査結果通知に係る措置状況）
					通常監査
				インハウス運用室	フォロー監査（19 事業年度監査結果通知に係る措置状況）
					通常監査
			④ 内部監査の充実・強化については、次の取組を実施した。 ア 監査の実施に当たっては、原則として、各部室ごとの担当者（2 名：主担当、副担当）に監査室室長代理を加えた 3 名体制で内部監査を実施した。 イ 平成 2 0 事業年度の内部監査実施方法については、特に実地監査に重点を置いて実施することにより、充実を図った。 ウ 平成 2 0 事業年度監査実施計画の策定及び監査の結果について、監事と協議、意見交換を行い、連携を図った。 エ 平成 2 0 事業年度監査実施計画の策定時及び内部監査の終了後、監査対象部署との間で、指導事項等の認識の共有や今後の迅速な業務改善への反映を目的とした意見交換会を実施するとともに、昨年度の指摘事項の改善状況のチェックのためのフォロー監査を実施した。		

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 3 】	評定	A
【評価項目 3 業務管理の充実】	(理由及び特記事項) 業務の管理及び進捗状況等について、的確かつ迅速に把握し、見出した問題点については適宜対応し、より良い改善を行うことができた。 また、新たに政府統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」を制定し、「情報セキュリティ委員会」を開催するとともに、これらを役職員に周知することで、役職員の更なる意識改革を図ることができた。			(委員会としての評定理由) 業務管理の充実については、適切な監査体制を整えるとともに、「コンプライアンス委員会」や「運営リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」といった各種会議について開催するにとどまらず、その内容の役職員への周知、研修の実施等により、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底が図られたことから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。	
【評価の視点】 ○中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等について、組織的かつ定期的に把握しているか。	実績：○ 【中期計画及び年度計画の進捗・達成状況の把握】 ○ あらかじめ策定した四半期ごとの目標とそれらの進捗・達成状況を、経営管理会議において、各四半期が終了するごとに、項目ごとの実績を報告し、業務の遂行状況をきめ細かく、確実に把握した。 また、各四半期終了後速やかに進捗・達成状況を経営管理会議に報告し、平成21事業年度各四半期の目標設定の早期化等、事業運営が効率的になるように努めた。 (業務実績第1. 3. (1) ①② (P. 11) 参照)			(各委員の評定理由) ・ 業務管理や計画の進捗について、各種委員会を通じて、的確に行い、タイムリーに対応していたものと認める。 ・ 個別面談等を含め職員の意見吸収等適切に行われている。その他は通常の手順どおり。 ・ 監査体制は適切であると考えられる。 ・ 内部統制など適切な対応が行われている。 ・ 内部監査の取入等公明性もよく努力されている。 ・ 計画に従って適切に充実されていると判断する。 ・ 理事長直属の内部監査室を創設・活用する等、業務管理は万全の体制を敷いて明確に行っていると評価した。	
○内部評価を組織的かつ定期的に行っているか。	実績：○ 【内部評価の実施】 ○ あらかじめ設定した四半期ごとの目標に対する進捗・達成状況を経営管理会議において把握する際に5段階評価による内部評価を実施した。その際、問題点や課題の抽出とその解決策を見出すように努め、次期四半期以降において事業運営の改善が図られるようにした。 (業務実績第1. 3. (1) ①② (P. 11) 参照)			(その他意見) 特になし	
○業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価の実施が業務改善や円滑化に反映されているか。	実績：○ 【自己評価の業務改善や円滑化の反映】 ○ 内部評価については、その結果を踏まえて、役員によるトップダウンの指示が行われるとともに、各担当職員へのフィードバックの後にボトムアップの解決策の提案がなされるなど、業務改善・円滑化に反映させることができた。 (業務実績第1. 3. (1) ①② (P. 11) 参照)				
○内部統制を含めた業務管理の充実のための措置をとり、職員の意識改革を図ったか。	実績：○ 【業務管理の充実】 ○ 内部統制を含めた業務管理の充実を図るため、法令遵守の推進のための「コンプライアンス委員会」、管理運用法人の運営リスク管理体制を確保するための「運営リスク管理委員会」、情報セキュリティ対策を審議するための「情報セキュリティ委員会」の開催を行うとともに、これらの審議結果を役職員に周知することで、役職員の意識改革が図られた。 また、政府統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」を制				

○内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。
（政・独委評価の視点）

○監事による監査を毎年度実施したか。

定した。
（業務実績第1．3．(1) ③（P. 11～12）参照）

○ 各業務の目標設定、達成度合いの把握とそれに対する評価を四半期ごとに繰り返すとともに、経営管理会議における四半期ごとの目標の達成状況及び内部評価結果を個別事項ごとに周知することを通じて、職員一人一人が自己の業務遂行上の課題の把握及び解決を通じた業務運営の改善を視野に置いて業務を行うよう図った。
（業務実績第1．3．(1) ①②（P. 11）参照）

実績：○

【内部統制に係る取組状況】

○ 内部統制については、次のような取組を行ってきている。
・人事評価制度の導入・運用
業務遂行への取組及び法人の業績への貢献度を評価する「実績評価」、職務遂行能力を評価する「能力評価」を行う人事評価制度を、平成20年1月に導入した。試行的評価（評価結果を賞与、昇給等に反映させない）期間を経て、平成20年4月から本格的評価（評価結果を賞与、昇給等に反映させる）を実施している。
（業務実績第1．1．(2)（P. 2）参照）

・内部統制推進のための各種委員会等の設置・運営
コンプライアンス委員会（幹部職員と外部委員）
運営リスク管理委員会（幹部職員）
情報セキュリティ委員会（幹部職員）
各委員会において、内部統制の推進策等を審議し、推進策を実施する体制を整備し、取り組んでいる。
また、法人内外に通報窓口を設けた内部通報制度を導入している。
（業務実績第1．3．(1) ③（P. 11～12）参照）

・役職員の意識向上
全役職員を対象とした法人内の研修を定期的に行っている。
なお、直近では、管理職（役員及び課長職以上の職員）を対象に、監査法人を講師とした内部統制研修を平成20年度末に計画し、平成21年4月に実施した。

・職員の勤務条件の公表
就業規則の勤務時間、休暇などの勤務条件部分を法人のホームページに掲載することで公表している。

実績：○

【監事による監査】

○ 平成20事業年度の監事による監査については、「平成20年度監事監査計画」に基づき、業務運営状況に関する監査を通年で実施するとともに、平成19事業年度決算監査を実施した。
（業務実績第1．3．(2) ①（P. 12～13）参照）

○公認会計士又は監査法人による外部監査を毎年度実施したか。

実績：○

【監査法人による監査】

○ 監査法人による監査については、平成２０事業年度の期中監査を毎月実施するとともに、平成１９事業年度決算について会計監査を実施した（平成２０事業年度決算についての会計監査は、平成２１事業年度に実施）。
（業務実績第１．３．（２）②（Ｐ．１３）参照）

○法令遵守及び受託者責任の徹底を含め、内部監査の充実・強化を図ったか。

実績：○

【内部監査の充実・強化】

○ 次のとおり、内部監査の充実・強化を図った。

- ・平成２０事業年度監査実施計画の策定及び内部監査実施手順書の見直し
内部監査の基本的考え方（平成１８事業年度策定）に基づき、平成２０事業年度監査実施計画の策定及び内部監査実施手順書の見直しを行い、内部監査をより適正かつ効率的なものとした。
（ア）実地監査の重視
（イ）意見交換会の充実
- ・監査の実施
平成２０事業年度監査実施計画及び内部監査実施手順書に基づき、法令遵守、受託者責任等を含め、内部監査を実施した。
監査結果については、内部監査報告書を理事長に提出するとともに、各部室への結果報告を行った。
- ・監事との連携
監事との連携として、平成２０事業年度監査実施計画及び監査結果に係る協議、意見交換を実施した。
（業務実績第１．３．（２）④ウ（Ｐ．１４）参照）

(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。	(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。	(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。	【平成20事業年度にL A Nを活用した主な文書等】 ① 文書管理台帳 ② 法令検索システムを活用した例規集 ③ 管理運用法人内共有情報（会議資料、申請・届出文書等） ④ 管理運用法人内の連絡・通知・回付文書 ⑤ 資料作成における調整作業 また、事務処理の迅速化・効率化という観点から、平成20事業年度には次の取組を行った。 ・ 規程類を改正する際の手続等を定めた「規程等の制定等に関する規程」を改正し、改正手続を簡素化した。 ・ 旅費請求様式を見直し、書類作成等の手続を簡素化した。 ・ 支払事務を見直し、小切手作成事務等を簡素化した。
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 4 】	評定	A
【評価項目 4 事務の効率的な処理】					
【評価の視点】					
○中期目標期間中に運用資産の管理等に関するシステムの整備等を行い、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行ったか。	(理由及び特記事項) システム関連の調達は、引き続き競争性及び透明性の確保に留意して実施し、「業務・システム最適化計画」については、当初計画どおり平成21年度の稼働に向け、計画を推進した。	実績：○ 【システムの整備】 ○ 資産統合管理システムの改修については、業務・システム最適化計画も視野に入れて案件を精査し、計画的なシステム整備に努め、年金積立金の管理及び運用の効率的な実施を確保することができた。 (業務実績第1． 4．(1) （P. 17～18）参照)		(委員会としての評定理由) システムの整備については、平成18年度に策定した「業務・システム最適化計画」に基づき、平成21年度中の稼働に向け、新たにプロジェクト管理を行うことを任務とするプロジェクトマネージャーを配置するなどにより計画の推進が図られていることから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。	
○システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。		実績：○ 【調達方式等の見直し】 ○ 『年金積立金データ管理（G P D R）システム』機器・運用に伴うサービスの提供業務」の調達に当たっては、競争入札（総合評価落札方式）により実施、調達について競争性及び透明性を確保した。 (業務実績第1． 4．(2) （P. 18）参照)		(各委員の評定理由) ・ 平成21年度の稼働に向けて、「業務・システム最適化計画」について、計画どおりに推進した。 ・ データ入手の頻度アップ（毎回）等効率化を図っており、事務体制が整い高まっている。但し、依然としてデータの効率活用の工夫の必要がある。 ・ 「業務・システム最適化計画」の進捗は十分ではない。最終的にどのようなリスク管理が可能かについて、トラッキングエラーの測定等の基礎的な内容に限定している点で、取組みが不十分と考える。 ・ システム関連の効率化が適切に図られている。 ・ システムの改善などでよく努力している。 ・ システムの整備等計画に従って処理されていると判断する。 ・ ほぼ中期計画通りに行っている。「業務・システム最適化計画」は21年度からの稼働を目指しており、20年度の評価対象とはしない。	
○業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務及びシステムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。		実績：○ 【業務・システム最適化計画の実施】 ○ 「年金積立金データ管理（G P D R）システムの設計開発及び初期保守業務」、「年金積立金データ標準化（MR Kサービス）業務」及び『年金積立金データ管理（G P D R）システム』機器・運用に伴うサービスの提供業務」について、情報化統括責任者補佐官（C I O補佐官）及びプロジェクトマネージャーの適切な助言・指導により、平成21年度の稼働に向け、計画を推進した。		(その他意見) ・ より先進的なリスク管理体制の構築を望みたい。	

○事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進したか。

(業務実績第1．4．(2) (P. 18) 参照)

実績：○
【事務処理の電子化・ペーパーレス化】
○ 役職員が共有している文書の閲覧、内部の周知連絡、文書の回付等について、管理運用法人LANを積極的に活用するなど、文書のペーパーレス化を推進することができた。
また、支払事務の見直し及び申請様式等の改正等により、事務処理の効率化等に取り組むことができた。
(業務実績第1．4．(3) (P. 18) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績																																																												
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置																																																												
5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12％以上節減すること。 このうち人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4％以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準とすること。	5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12％以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて5％以上の削減を行う。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4％以上の削減を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4％以上の節減を行う。 なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現する。	5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び業務経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置いて、引き続き業務の効率化に努める。 このうち人件費については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、経費節減を念頭に置いて、業務の効率化に努め、併せて国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な措置を講じる。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定に際して、運用手法等に応じて効率的かつ合理的な水準を実現する。	5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 （1）一般管理費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成17事業年度と比較して、経費のうち9％超を削減した予算（退職手当及び事務所移転経費を除く。）を作成し、その執行に当たり、一般競争入札及び企画競争・公募の実施並びに消耗品費等の節約により、引き続き業務の効率化に努めた結果、平成17事業年度との比較で15.8％減の執行に抑えることができた。 （単位：百万円） <table><tr><th></th><th>17年度 基準年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>削除対象経費 （予算額）</td><td>1,351</td><td>1,308</td><td>1,267</td><td>1,227</td></tr><tr><td>対17年度削減率</td><td>—</td><td>-3.2%</td><td>-6.2%</td><td>-9.2%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>1,164</td><td>1,105</td><td>1,137</td></tr><tr><td>対17年度比</td><td>—</td><td>-13.8%</td><td>-18.2%</td><td>-15.8%</td></tr><tr><td>対前年度比</td><td>—</td><td>—</td><td>-5.1%</td><td>2.9%</td></tr></table> （2）人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえた予算を作成し、その執行結果として、予算額に対して96.0％の執行に抑えることができた。 なお、平成20事業年度においては、計画的な職員採用を行ったこと等により、平成19事業年度に比べ人件費が減少した。 また、「行政改革の重要方針」を踏まえた経費削減目標を達成するため、平成20事業年度においては、次の取組を行った。 ① 職員の賞与について、0.1か月分相当の削減を行った。 ② 平成19事業年度に実施した役職員の給与改定（役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等）により、給与の上昇を抑制した。 （単位：百万円） <table><tr><th></th><th>17年度 基準年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>予算額</td><td>804</td><td>761</td><td>747</td><td>733</td></tr><tr><td>対17年度削減率</td><td>—</td><td>-5.4%</td><td>-7.1%</td><td>-8.9%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>—</td><td>713</td><td>714</td><td>703</td></tr><tr><td>対17年度比（補正值）</td><td>—</td><td>-11.3%</td><td>-11.9%</td><td>-13.3%</td></tr><tr><td>執行割合</td><td>—</td><td>93.7%</td><td>95.6%</td><td>96.0%</td></tr></table>		17年度 基準年度	18年度	19年度	20年度	削除対象経費 （予算額）	1,351	1,308	1,267	1,227	対17年度削減率	—	-3.2%	-6.2%	-9.2%	執行額	—	1,164	1,105	1,137	対17年度比	—	-13.8%	-18.2%	-15.8%	対前年度比	—	—	-5.1%	2.9%		17年度 基準年度	18年度	19年度	20年度	予算額	804	761	747	733	対17年度削減率	—	-5.4%	-7.1%	-8.9%	執行額	—	713	714	703	対17年度比（補正值）	—	-11.3%	-11.9%	-13.3%	執行割合	—	93.7%	95.6%	96.0%
	17年度 基準年度	18年度	19年度	20年度																																																											
削除対象経費 （予算額）	1,351	1,308	1,267	1,227																																																											
対17年度削減率	—	-3.2%	-6.2%	-9.2%																																																											
執行額	—	1,164	1,105	1,137																																																											
対17年度比	—	-13.8%	-18.2%	-15.8%																																																											
対前年度比	—	—	-5.1%	2.9%																																																											
	17年度 基準年度	18年度	19年度	20年度																																																											
予算額	804	761	747	733																																																											
対17年度削減率	—	-5.4%	-7.1%	-8.9%																																																											
執行額	—	713	714	703																																																											
対17年度比（補正值）	—	-11.3%	-11.9%	-13.3%																																																											
執行割合	—	93.7%	95.6%	96.0%																																																											

(給与水準の適切性等)
年齢のみで比較した対国家公務員指数は、平成20事業年度116.9と16.9ポイント上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数では、99.6と国よりも低い水準であり、適正なものであると考えている。
なお、資産運用についてのさらなる専門性の向上を図るための職員採用にあたっては、内定者が管理運用法人の給与水準が低いことを理由に採用を辞退するなど、給与水準が隘路になっていることに変化はない。

(3) 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成17事業年度と比較して、経費のうち3%超を削減した予算(システム開発費、管理運用委託手数料を除く。)を作成し、その執行に当たり業務計画の見直し等による節減や一般競争入札及び企画競争・公募の拡大を行うなど、引き続き業務の効率化に努めた結果、平成17事業年度との比較で28.4%減の執行に抑えることができた。

(単位：百万円)				
	17年度 基準年度	18年度	19年度	20年度
削除対象経費 (予算額)	1,050	1,040	1,029	1,019
対17年度削減率	—	-1.0%	-2.0%	-3.0%
執行額	—	927	804	752
対17年度比	—	-11.7%	-23.4%	-28.4%
対前年度比	—	—	-13.3%	-6.5%

(4) 随意契約により実施している業務について、国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計2017号))等を踏まえ、次の取組を実施した。

- ① 一般競争入札及び競争性のある随意契約(企画競争・公募)の範囲の拡大
一般競争入札及び企画競争・公募の拡大に努めたこと等により、平成18事業年度と比較し、一般競争入札は2回から15回に、企画競争は7回から22回に、公募は0回から9回に、それぞれ増加した。

【競争入札の主な事項】			
	18年度	19年度	20年度
実施回数	2回	7回	15回
主な事項	○業務概況書 文英訳業務 ○行徳宿舎配水管 修繕工事	○セキュリティ関連 規程及びシステム 管理文書等の整備 に係るコンサルティング 業務 ○年金積立金データ 管理(GPDR)シス テムの設計開発及 び初期保守業務	○年金積立金データ 管理(GPDR)シス テム機器・運用に伴う サービス提供 ○資産統合管理シス テム(IAMS)保守・ 運用支援業務 ○資産統合管理シス テム(IAMS)データ

		○年金積立金データ 標準化（MRK サー ビス）業務 他	標準化業務 他
--	--	---------------------------------------	------------

【企画競争・公募の主な事項】

	18 年度	19 年度	20 年度	
実施回数	7 回	14 回	31 回	
内訳	(企画)	(7 回)	(7 回)	(22 回)
	(公募)	(0 回)	(7 回)	(9 回)
	主な事項	○調査研究業務 ○C I O 補佐官業務 他	○調査研究業務 ○C I O 補佐官（MRK サービス導入担当）業務 ○基本ポートフォリオ策定等に係るコンサルティング業務 他	○調査研究業務 ○分析ツール・情報端末利用契約 ○基本ポートフォリオ策定等に係るコンサルティング業務 他

② 契約の見直し

「独立行政法人整理合理化計画」（平成１９年１２月２４日閣議決定）を踏ま
え、平成１９年１２月に策定した「随意契約見直し計画」（平成２０年７月改訂）
に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等（一般競争及び
企画競争・公募）に移行した。

また、総合評価方式の導入に当たり、当該方式による一般競争入札及び企画
競争・公募について、国の業務マニュアルに準じた業務マニュアルを作成した。

【随意契約の主な事項】

	18 年度	19 年度	20 年度
件数	66 件	49 件	5 件
主な事項	○事務所賃貸借契 約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との 監査契約 ○官報掲載 他	○事務所賃貸借契 約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との 監査契約 ○官報掲載 他	○事務所賃貸借契 約 ○清掃業務契約 ○会計監査人との 監査契約 ○官報掲載 他

③ 契約に係る情報公開

一定金額以上の随意契約について、ホームページに公表を行った。

			(5) 平成20事業年度における管理運用委託手数料の設定及び改定については、次のとおり実施した。 ① 資産管理機関 資産管理機関については、平成19事業年度に各資産ごとに集約先として決定した資産管理機関4社に対し集約化のための資産移管を実施した。その際、資産管理の集約に係る選定時に提案のあった新たな管理委託手数料の適用時期について交渉を行い、3資産管理機関については当初提案の適用時期を前倒しし、早期適用を実現した。 なお、資産管理機関の集約における管理コストの低減等の効果については、集約に伴い漸次実現されている。 ② 既存の運用受託機関等 ア 資産管理機関の集約に併せ、単独運用指定信託契約から投資一任契約に契約を変更する際に、運用委託手数料率改定のための協議を行い、運用手数料率の引下げを行った。対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。 i 国内債券パッシブ運用 5社5ファンド (ただし、2社2ファンドについては、実際の適用は平成21事業年度から) ii 国内債券アクティブ運用 5社5ファンド (ただし、2社2ファンドについては、実際の適用は平成21事業年度から) iii 国内株式パッシブ運用 4社4ファンド iv 国内株式アクティブ運用 2社2ファンド v 外国債券パッシブ運用 1社1ファンド vi 外国株式パッシブ運用 2社2ファンド イ 受託資産額が現在の運用委託手数料表の上限を超える又は超えるおそれのある運用受託機関等に対し、運用委託手数料の通減効果が働くよう運用委託手数料の協議を行い、節減を図った(注：運用委託手数料表は、運用受託機関ごとに決定され、受託資産額階層別に運用委託手数料が規定されているが、当初決定時の運用委託手数料表においては、一定額以下の階層しかない。)。協議の対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。 i 国内債券パッシブ運用 3社4ファンド (ただし、2社3ファンドについては、協議の結果、実質的な引き下げにはならなかった。) ii 国内債券アクティブ運用 2社2ファンド
--	--	--	--

			iii 国内株式アクティブ運用 3社3ファンド ウ パッシブ運用受託機関に対する配分基準(運用委託手数料の水準が低い運用受託機関により多く配分)を、平成20事業年度についても引き続き維持することとし、支払い手数料の節減を図った。対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。 i 国内債券パッシブ運用 7運用受託機関 ii 国内株式パッシブ運用 7運用受託機関 iii 外国債券パッシブ運用 4運用受託機関 iv 外国株式パッシブ運用 7運用受託機関 エ 事業譲渡に伴う新規契約を契機に運用委託手数料率改定のための交渉を行い、1社1ファンドの引下げを実現した。 オ 運用受託機関から運用委託手数料の引下げの申出があり、1社1ファンドの引下げを実現した。 ③ 新規応募の運用機関 外国株式アクティブ運用受託機関の選定に当たり、運用委託手数料の水準等を勘案した評価を実施して、新規応募の運用機関10社11ファンドの採用を決定した。 その際運用委託手数料率の引下げ交渉を行い、7社7ファンドについて、当初提示の運用委託手数料からの引下げを実現した。 さらに、採用を継続する運用受託機関に対しても引下げ交渉を行い、2社2ファンドの引下げを実現した。
--	--	--	---

評価の視点等	自己評価	S	【評価項目5】	評価	A
【評価項目5 業務運営の効率化に伴う経費節減】	(理由及び特記事項) 様々な経費節減に努めてきているが、特に、平成19事業年度に1資産クラス1資産管理機関とする決定を行った資産管理機関の集約化については、平成20事業年度における移管事務の進捗により、約12億円の管理コストの低減が図られた。 また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」(平成20年7月改訂)に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等に移行した。			(委員会としての評定理由) 経費節減については、削減努力とその効果が認められる。特に資産管理機関の集約化については、平成20年度において順次資産移管を実施したことにより、事務の効率化及び管理コストの大幅な低減が図られたことから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。	
【数値目標】 ・ 一般管理費(独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、特殊法	【数値目標】 ○ 平成17事業年度との比較で15.8%縮減した。 (業務実績第1.5.(1)(P.20)参照)			(各委員の評定理由) ・ 資産管理機関の集約化により、管理コストの削減を図ることが出来た点は充分評価できる。 ・ 資産管理のムダを除き、経費節減が図られている。但し、独占的な地位に基づく部分があるのではないか。 ・ 一般管理費、業務経費ともに削減努力とその効果が認められる。特に運用手数料の削減については評価したい。ただし、人件費水準に	

年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績評価シート		
人時の最終年度（平成１７年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて１２％以上節減すること。 ・ 業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成１７年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて４％以上節減すること。 【評価の視点】 ○一般管理費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成１７年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて１２％以上削減したか。 ○随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成１８年８月２５日付け財計２０１７号））等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組みを進めているか。 ○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。 （政・独委評価の視点）	○平成１７事業年度との比較で２８．４％縮減した。 （業務実績第１．５．（３）（Ｐ．２１）参照） 実績：○ 【一般管理費の削減】 ○一般管理費については、一般競争入札の拡大や消耗品費等の節約に努めたこと等により、平成１７年度との比較で１５．８％縮減した。 （一般競争入札の平均落札率は、７４．８％） （業務実績第１．５．（１）（Ｐ．２０）参照） 実績：○ 【契約の見直し】 ○一般競争入札等の範囲の拡大 一般競争入札及び企画競争・公募の拡大に努めたこと等により、平成１８事業年度と比較し、一般競争入札件数、企画競争・公募件数ともに平成１８事業年度の実績を上回った。 ・一般競争入札の実施回数 平成１８事業年度２回から１５回に拡大 ・企画競争の実施回数 平成１８事業年度７回から２２回に拡大 ・公募の実施回数 平成１８事業年度０回から９回に拡大 （業務実績第１．５．（４）①（Ｐ．２２）参照） ○契約の見直し 「独立行政法人整理合理化計画」（平成１９年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、平成１９年１２月に策定した「随意契約見直し計画」（平成２０年７月改訂）に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等（一般競争及び企画競争・公募）に移行した。 また、総合評価方式の導入に当たり、当該方式による一般競争入札及び企画競争・公募について、国の業務マニュアルに準じた業務マニュアルを作成した。 （業務実績第１．５．（４）②（Ｐ．２２～２３）参照） 実績：○ 【契約に係る規程類、体制の整備状況】 ○契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」において講ずることとされている項目について措置を行っている。 また、契約事務の一連のプロセスについてはマニュアルを整備し、	については、一律の管理は優秀な人材の確保に必ずしもつながらない と考える。 ・ 資産管理機関の集約など運用手数料の削減に関する適切な対応が行われている。平成１３年度には手数料率が０．１１％であるところからの継続的な対応がなされており、引き下げ余地は限定的であるかもしれないが、その中で工夫がなされている。 ・ 目標をよくクリアしている。 ・ 人件費及び経費の節減は中期計画を大きく上回っていると判断する。 ・ 経費削減率は削減対象経費予算額比９．２％と大きい。実績を上げることができた給与上昇の抑制も８．９％と実績を挙げた。特に資産管理機関の手数料率は集約化かつ引き下げを行い経費削減に大きく寄与した。 （その他意見） ・ 委託して運用を行う御法人の立場を考慮すると、手数料率の引き下げを継続的に実施することは、当然行っていただきたいこととも考えられる。

○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。
（政・独委評価の視点）

○「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。
（政・独委評価の視点）

○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。
（政・独委評価の視点）

○一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）を踏まえ、平成１８年度以降の５年間に於いて５％以上の削減を行うため、中期目標の最終年度までの間において、平成１７年度を基準として４％以上の削減を行ったか。

マニュアルに沿った事務手続を行っている。
（業務実績第１．５．（４）②（Ｐ．２２～２３）参照）

実績：○
【**契約事務手続に係る執行体制、審査体制**】
○ 審査体制については、契約審査会を設置し、契約手続の妥当性等についての審査を行っている。
また、審査機関には、契約事務に関係しない第三者を加え相互けん制を図っている。
・競争入札における一者応札への対策として、応札者の範囲拡大のため、条件の緩和、十分な公告期間の確保、詳細な仕様書の作成等を行うこととしている。
・第三者への再委託については承認事項とし、適宜再委託の状況について報告を求める等、状況把握に努めている。
（業務実績第１．５．（４）（Ｐ．２２～２３）参照）

実績：○
【**「随意契約見直し計画」の実施状況等**】
○「随意契約見直し計画」は、平成１９年８月に見直し作業に着手し、同年１２月に公表を行い、平成２０年７月に改訂したところである。
平成２０年度は、改訂後の「随意契約見直し計画」に概ね沿ったものとなったため、平成１９年度と比較して、件数、金額ともに大幅な改善となっている。
また、今後も競争入札や企画競争を積極的に導入する予定である。
・随意契約の相手方に対しては、第三者への再委託の有無を含めた状況について報告を求めるとともに、再委託の申請があった場合は内容を十分に精査した上で、再委託の可否を行うこととしている。
（業務実績第１．５．（４）②（Ｐ．２２～２３）参照）

実績：○
【**個々の契約**】
○ 個々の契約について、契約審査会において、契約手続の妥当性等についての審査を行っている。
また、審査機関には、契約事務に関係しない第三者を加え相互けん制を図っている。
○ 契約に係る情報公開
一定金額以上の随意契約について、ホームページに公表を行った。
（業務実績第１．５．（４）（Ｐ．２２～２３）参照）

実績：○
【**人件費の削減**】
○ 人件費については、予算額に対して９６．０％の執行に抑えることができた。また、具体的な人件費抑制策として、職員の賞与について０．１か月分相当の削減を行った。
なお、平成１７事業年度を基準として、１３．３％の削減となった。

○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。

○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。

- 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

（政・独委評価の視点）

○取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

（政・独委評価の視点）

○法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

（政・独委評価の視点）

○業務経費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の

（業務実績第1． 5． (2) （P. 2 0～2 1）参照）

実績：○

【役職員の給与改定】

○ 平成19事業年度に行った、役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等により、人件費上昇の抑制に寄与した。

（業務実績第1． 5． (2) （P. 2 0～2 1）参照）

実績：○

【給与水準】

○ 平成20年度の給与水準は次のとおりである。

対国家公務員指数116． 9

地域勘案102． 5、学歴勘案113． 5、

地域・学歴勘案99． 6

＜給与水準が高くなっている定量的な理由＞

管理運用法人は、職員の大卒者の割合（81． 4％）が国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の大卒者の占める割合（49． 1％）（「平成20年度国家公務員給与実態調査」）よりも高いこと及び全ての職員が東京勤務となっている当法人と、相当数の職員が地方勤務となっている国と比較していること等が給与に相応に反映された結果、国家公務員の給与水準（年額）より高くなっている。

また、当法人の業務は、年金積立金の管理・運用を行い、収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するものであり、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、金融分野における高度な専門知識と分析技術を有する優秀な人材を確保していく必要がある。また、確保した上でこのような人材を法人に定着させ、能力を十分に発揮してもらうためには、民間金融機関の給与水準を踏まえた処遇の考慮が必要なことから、国家公務員と比較して給与水準が高くならざるをえない面がある。

したがって、対公務員では116． 9と水準が高くなっているものの、地域・学歴勘案では99． 6であり、決して高い水準ではないと考えている。

（業務実績第1． 5． (2) （P. 2 0～2 1）参照）

実績：○

【福利厚生費の見直し】

○ 福利厚生費のうち、レクリエーション経費については、独法設立時から経費を計上していない。

また、レクリエーション経費以外の法定外福利費については、社会情勢や民間企業の動向などを踏まえて、適宜見直しを行っており、過大な経費はないものと考えている。

実績：○

最終年度（平成１７年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて４％以上節減したか。

○管理運用委託手数料について、対象資産、パッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現したか。

【業務経費の削減】

- 業務計画の見直し等による節減や一般競争入札、企画競争・公募の拡大に努めたこと等により、平成１７事業年度との比較で２８．４％縮減した。
（一般競争入札の平均落札率は、８５．０％）
（企画競争契約の対予定価格平均落札率は、９６．７％）
（業務実績第１．５．（３）（Ｐ．２１）参照）

実績：○

【管理運用委託手数料の水準】

- 管理運用委託手数料について、パッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、また、資産管理機関の集約により効率的かつ合理的な水準を実現した。

- ・ 資産管理の集約に係る選定時に提案のあった新たな管理委託手数料の適用時期について交渉を行い、３資産管理機関については当初提案の適用時期を前倒しし、早期適用を実現した。これにより、①規模の経済性が働くことによる効果、②管理委託手数料率が引下げられたことによる効果が実現した。これらの効果を平成２０事業年度の残高を基に集約がなかったものと仮定し、集約前の管理委託手数料率を用いて試算した額から、平成２０事業年度の実際の管理委託手数料額を差し引いて、平成２０事業年度における集約効果を試算した結果、約１２億円の節減が図られた。なお、資産管理機関の集約における管理委託手数料の節減等の効果については、集約に伴い漸次実現されることとなる。
（参考）平成２０事業年度当初から実施することとした場合の削減効果 約４６．３億円

- ・ 既存の運用受託機関については、
① 資産管理機関の集約化に併せ、単独運用指定信託契約を解除し、新たに投資一任契約を締結する際に運用委託手数料の引下げ交渉を行ったこと、

② 受託資産額が現在の運用委託手数料表の範囲を超える又は超えるおそれのある運用受託機関等に対する運用委託手数料の改定を実施したこと、

③ パッシブ運用受託機関に対する配分基準を、平成１９事業年度に引き続き運用委託手数料の水準が低い運用受託機関により多く配分することに変更したこと、

等により、変更前と比べ約３．１億円の節減が図られた。

- ・ 新規応募の外国株式アクティブの運用受託機関の選定時及び契約を継続することとした外国株式アクティブと運用委託手数料の引下げ交渉を行い、その結果０．５億円の節減が図られた。
（業務実績第１．５．（５）（Ｐ．２３～２５）参照）

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績
第 3 業務の質の向上に関する事項 1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。	第 2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第 8 の 1 の（6）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	第 2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令及び中期計画第 8 の 1 の（6）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程等の周知及び役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	第 2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 受託者責任の徹底 （１）平成 2 0 事業年度においては、受託者責任の徹底を図る観点から、次のとおり管理運用法人において、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針の遵守の徹底等を行った。 ① 年金積立金の管理及び運用業務に係るすべての意思決定、進捗状況の把握等については最高責任者である理事長が務めることとされている。その際、企画会議及び経営管理会議を通じて理事長に対する必要な判断材料の提供及び関係幹部との状況・情報の共有を図り、理事長が意思決定、進捗状況の把握等を適切・迅速に実施した。 ② 平成 1 9 事業年度に引き続き、重要なもの以外の事務等の処理については、効率的な業務実施のため、専決権者に行わせることとし、具体的な当該事務及び対応する専決権者名を文書処理規程として文書化して定めている。また、各部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲も組織規程として細かく文書化することにより、曖昧さを除去するように努め、その責任の所在及び範囲を明確にしている。 ③ 関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人 L A N に掲載するなどにより役職員へ周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施した。 また、「株式等の取引等に関する規程」、「倫理規程」等についても、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について国民から疑念を受けないよう徹底を図る観点から、コンプライアンス研修等を通じて周知を図った。 （２）運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）における関係法令等の遵守の徹底を図るため、次の措置を行った。 ① 新規の国内株式アクティブ運用受託機関（１ 0 ファンド）及び新規の外国株式アクティブ運用受託機関（１ 1 ファンド）に対しては契約締結時に、ガイドラインにおいて関係法令等の遵守について明記したものを提示した。 ② 平成 2 0 年 4 月 2 1 日に開催した運用受託機関等説明会において、契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入などのコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリ

			スク管理 ケ 株主利益の最大化を図るための株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ③ 定期ミーティング時並びに運用やリスク管理及び資産管理の状況に係る報告を求める際、コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 <運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ SAS70等内部統制監査の項目等 なお、SAS70等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 <資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ SAS70等内部統制監査の項目等 なお、SAS70等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 (3) 自家運用の資産管理機関及び取引先における関係法令等の遵守を徹底するために、次の措置を講じた。 ① 平成18事業年度に自家運用の資産管理機関に対して提示した「委託資産管理に関するモニタリング取扱」に基づき、資産管理機関より「自家運用の特定運用信託に係るモニタリング資料」を徴求し、資産管理の体制、有価証券の保管状況、信託資産の照合処理状況等について適時かつ適正に処理されていることを確認した。 また、約定取引、受渡、資金決済処理及び有価証券等の保管・振替記帳等の業務について、資産管理機関の外部監査法人の監査報告書を徴求し、適時かつ適正に処理されていることを確認した。
--	--	--	--

② 自家運用の取引先に対しては、法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについて、情報を収集した上で必要に応じて取引停止とし、また、ミーティング等を経て取引先として問題がないと判断された時点で取引を再開するなど適切な措置を講じた。

随時のミーティング等（平成２０年４月～平成２１年３月末）３社 ４回（具体的な措置は（４）②参照）

（４）

- ① 運用受託機関等に法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについては、情報を収集し、又は直接当該運用受託機関等から報告を求めることとしているが、該当する事例はなかった。
- また、リスク管理指標の管理目標値の遵守違反等運用ガイドライン違反に該当する事例については、随時ミーティングを実施し、状況を確認して資金配分停止等の適切な措置を講じた。

ア A社（運用受託機関）

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
20. 4. 9	認めている先物の利用目的（保有している原資産の価格変動又は原資産の処分の一時的な代替）以外の利用目的での売り発注を行った。	保有するキャッシュ等をヘッジする目的で買建てていた先物を解消する際に、建玉管理を誤ったため、買い建玉を超える売りを行ったとの報告を受けた。
20. 4. 30		再発防止策について報告を受け内容を確認した。
20. 5. 8		担当部長より再発防止策の適正な実施を求めるとともに、口頭で嚴重注意を行った。（実損なし。）

イ B社（運用受託機関）

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
20. 8. 26	株式先物の建玉残高が手元資金を超過しオーバーヘッジとなった。	資産管理機関の集約にあたり、旧ファンドの入金額が不確定な株式未収配当金を新ファンドのキャッシュと合算し、キャッシュポジションを管理していたため、誤って新ファンドでの保有キャッシュ等を超える先物買い発注を行った旨の報告を受けた。

20. 8. 29		再発防止策を含めた報告書を受理し内容を確認した。担当課長より再発防止策の適正な実施を求めるとともに、口頭で嚴重注意を行った。（実損なし。）
-----------	--	---

ウ C 社（運用受託機関）

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
20. 12. 11	株式先物の建玉残高が手元資金を超過しオーバーヘッジとなった。	株式先物のネット建玉残高が手元資金を超過している旨、同社から報告を受けた。原因等についての詳細な報告を求めた。
21. 1. 16		同社から一部銘柄のコーポレートアクションの金額確定日の認識が資産管理機関と相違していたことが原因である旨報告を受けた。
21. 2. 12		1 月 16 日の報告を受けて、同社のコーポレートアクションの事務処理方法についてミーティングを実施した。
21. 2. 24		2 月 12 日のミーティングを踏まえ、同社のコーポレートアクションの金額確定日の考え方を確認した。
21. 3. 26		オーバーヘッジとなった原因は、手元資金の確認を十分に行わなかったことであることを確認し、再発防止策の報告を求めた。（損失については、覚書を締結の上、6 月 10 日に入金を受けた。）

② 自家運用の短期運用先及び債券の売買の取引先に法令違反等のため関係監督官庁からの処分等があったものについては、情報を収集し、また直接取引先から報告を求め、取引停止等の適切な措置を講じた。

ア D 社（債券の売買の取引先）

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
20. 4. 22	当該取引先社員によるインサイダー容疑についてマスコミが報道。	詳細について同社よりヒアリングを実施。
20. 4. 25		管理運用法人の取引先として満たすべき要件「著しく不適当な行為をしていない」に同社が抵触していないかを見極める必要があ

		ることから、取引を一時停止。
20. 7. 3	金融庁による行政処分（業務改善命令）。	
20. 7. 7	業務改善計画書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	
20. 7. 8		コーポレートガバナンス及びコンプライアンス機能強化が図られることがヒアリングにより確認できたことから、取引停止を解除。

イ E 社（債券の売買の取引先）

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
20. 9. 15	金融庁による行政処分（業務停止命令）。	
20. 9. 16	当該取引先が東京地裁に民事再生手続を申請。	債券売買先から除外。

ウ F 社（債券の売買の取引先）

年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応
20. 11. 12	当該取引先が不適切な業務運営（重要情報の非開示を促した）があったことを公表。	詳細について同社よりヒアリングを実施し、行政処分の可能性が高いことから取引を自粛。
20. 11. 28	金融庁による行政処分（業務改善命令）。	
20. 12. 1		取引の一時停止。
21. 1. 8	業務改善計画書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	コーポレートガバナンス及びコンプライアンス機能強化が図られることがヒアリングにより確認できたことから、取引停止を解除。

- （５） 管理運用法人に設けられた運用委員会を平成２０事業年度において９回開催し、次のとおり、管理運用業務に関する事項について議論または報告を行った。
- ① 次期基本ポートフォリオ、平成２１年度のキャッシュアウト対応及びリバランス等について議論を行った。
- ② 平成１９事業年度の業務実績、平成２０事業年度の四半期ごとの運用状況、各月のリスク管理状況、運用受託機関等の選定、管理及び評価の結果、議決権行使状況、平成２０事業年度の寄託予定額の配分内訳等に関する事項について説明並びに報告を行った。

			上記運用委員会における議論を踏まえた結果、次期基本ポートフォリオ、キャッシュアウト対応等の検討に反映することができた。 <table><tr><td></td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td></tr><tr><td>運用委員会</td><td>8 回</td><td>9 回</td><td>9 回</td></tr></table>		18 年度	19 年度	20 年度	運用委員会	8 回	9 回	9 回
	18 年度	19 年度	20 年度								
運用委員会	8 回	9 回	9 回								
			(6) 有価証券報告書虚偽記載により、旧年金資金運用基金が委託者兼受益者である信託財産において多額の損害を被ったことから、平成 1 7 事業年度に提訴した西武鉄道株式会社等の訴訟及び平成 1 8 事業年度に提訴した株式会社ライブドアの訴訟について、訴訟の進捗状況を注視するとともに、原告信託銀行及び弁護士事務所との連携を図り、訴訟遂行に必要な事務を行った。平成 2 0 事業年度においては、次のとおり訴訟が進行した。 ① 西武鉄道株式会社等に係る訴訟 平成 2 0 事業年度においては、5 回の口頭弁論が行われ、平成 2 1 年 3 月 3 1 日に第一審判決があった。 判決内容については、原告の主張がほぼ認められるものであったが、被告側が控訴したことから、応訴する形で第二審へ進行している。 ② 株式会社ライブドアに係る訴訟 平成 2 0 事業年度においては、平成 2 0 年 6 月 1 3 日に第一審判決があった。 判決内容については、原告の請求が一部認められなかったため、平成 2 0 年 6 月 2 6 日に控訴した。								

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 6 】	評定	A
【評価項目 6 受託者責任の徹底】	(理由及び特記事項) 理事長の意思決定のための会議を開催することで、迅速な意思決定の確保及び進捗状況の把握ができ、関係幹部との情報共有を図ることができた。 また、各部署等の責任体制の明確化及び役職員の関係法令等の遵守を図るため、規程等の整備や研修を実施し、遵守事項の周知、徹底を図るとともに、運用受託機関等に対しても、関係法令等遵守違反等の場合には、資金配分停止等のペナルティを課すなどし、遵守の徹底と確認を行った。 さらに、管理運用法人のガバナンス機能である運用委員会を積極的に開催した。			(委員会としての評定理由) 受託者責任の徹底への取組については、意思決定の仕組みの構築による責任体制の明確化、コンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス研修の実施などを行っている。また、運用受託機関等を集めての説明会におけるガイドラインの遵守を徹底することや、定期ミーティング等において運用状況やリスク管理の状況の報告を求めることにより、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底も図っている。 これらから、受託者責任の徹底や関係法令等の遵守を図るための積極的な対応が行われていると認められることから、中期目標を上回っていると判断し、A評価とした。	
【評価の視点】 ○年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られているか。	実績：○ 【責任体制の明確化】 ○ 重要な意思決定等について審議を行う際には、部長相当職以上で構成する企画会議を行い、進捗状況の把握等を行うための経営管理会議			(各委員の評定理由) ・ 体制を整え、日常的にコンプライアンスの徹底を図っている。また運用体制の改善と向上を図っている。 ・ 受託者責任の徹底という点で、特段の組織上の問題は認められない。	

○受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行ったか。

○運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。

を開催した。これにより、理事長による適切・迅速な意思決定の確保及び進捗状況の把握等に資するために必要な判断材料の提供及び関

係幹部との状況・情報の共有を図ることができた。
また、各部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲を細かく文書化することにより、各担当ごとの責任の所在及び範囲を明確にしている。（業務実績第2．1．(1) ①及び②（P. 29～30）参照）

実績：○
【受託者責任を踏まえた役職員への研修】
○ 関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底のため、これらを各役職員にとってアクセスの容易な管理運用法人LANへの掲載、法令遵守の推進の体制整備としてのコンプライアンス委員会の開催、役職員の服務規律の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックの作成配付及びコンプライアンス研修の実施等、様々な手段や機会を設けて遵守事項の周知を図ることができた。
また、「株式等の取引等に関する規程」、「倫理規程」等についても、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について国民から疑念を受けないよう徹底を図る観点から、コンプライアンス研修において、説明・周知し、役職員の意識の向上を図った。（業務実績第2．1．(1) ③（P. 30）参照）

実績：○
【運用受託機関等に対する関係法令等の遵守】
○ 新規の国内株式アクティブ運用受託機関（10ファンド）及び新規の外国株式アクティブ運用受託機関（11ファンド）に対しては契約締結時に、ガイドラインにおいて関係法令等の遵守について明記したものを提示した。
なお、運用受託機関等説明会、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行った。（業務実績第2．1．(2) 及び(4) （P. 30～34）参照）

【運用委員会】
○ 管理運用法人に対するガバナンス機能の一つとして、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから厚生労働大臣により任命された11人以内の委員により組織される運用委員会を9回開催し、管理運用業務に関する事項について報告するなどにより、監視を受けるとともに、同委員会における議論を踏まえた結果を業務に反映することができた。（業務実績第2．1．(5) （P. 34）参照）

- ・ 受託者責任の徹底について適切な対応が行われている。
- ・ 組織的に効率よく運営されている。
- ・ 積極的に対応していると判断する。
- ・ 受託者の法令遵守違反による資金配分停止ペナルティについては、きちんとやっているとは考えられるが、明確な説明が得られなかった。
- ・ 運用委員会の役割についても、具体的にどう活用したのか等について、評価するだけの説明が得られず、機能しているかどうか充分判断できなかった。

- （その他意見）
- ・ 今後はニューマネーの資金配分停止というペナルティを課することができなくなることなので、効果的な対策について検討をして頂ければと思う。

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 7 】	評定	A
【評価項目 7 専門性の向上】	(理由及び特記事項) 独立行政法人に課せられる制約がある中で、実務経験や専門性の高い人材の獲得のための採用を積極的に推し進め、更なる専門性の向上に努めた。 さらに、外部専門調査研究機関を効果的に活用することにより、管理運用手法の高度化を図ることができた。			(委員会としての評定理由) 全独立行政法人に係る一律の人件費の制約のある中で、運用経験者の中途採用など積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めるとともに、専門実務研修の実施や大学院の補助制度の活用、人事評価制度の本格実施により、職員の勤労意欲や業務遂行能力の向上を図るなど、積極的な対応を行っているものと認められることから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。	
【評価の視点】 ○運用経験者の採用など、資質の高い人材の確保を図ったか。(再掲)	実績：○ 【運用経験者の採用】 ○ 運用経験者の採用に当たっては、ホームページによる募集に加え、新聞求人広告を活用し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするなど、資質の高い人材をより広く募集を行った。 その結果、金融機関等において株式及び債券に係る管理運用の企画、情報システム等の実務経験や専門的知識を有する者等多様な人材を採用することができた。 (第 1. 2. (1) P . 5) 再掲)			(各委員の評定理由) ・ 実務経験や専門性の高い人材獲得を積極的に進めるなど、専門性の向上を着実に行った。 ・ 日常的に資産運用に関する知識レベルのアップ及びアップデートを図っている。 ・ 金融危機後に、リスク管理体制のあり方に関する研究（金融時系列分析）に調査部内で着手した点を評価する。 ・ 専門性の向上について継続的な対応が行われている。 ・ 外部専門家の採用やその活用などからして組織的な専門性の向上が計られていると判断する。 ・ 人材確保等は、きちんとやっているが、外部調査機関の活用状況については、評価するに足りるだけの十分な説明が得られなかった。	
○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。(再掲)	実績：○ 【処遇・評価体制の整備】 ○ 採用者の配置に当たっては、民間での経験及び能力等を評価し、専門性が最大限活かせる部署に決定した。 また、処遇等については、年齢及び学歴のみならず、保有資格、民間での運用等の経験の内容及びその期間等を十分考慮した上で決定した。 (第 1. 2. (1) P . 5) 再掲)			(その他意見) 特になし	
○内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努めたか。	実績：○ 【内外の経済動向の把握】 ○ 内外の経済動向を把握することに努めるとともに、外部の専門調査機関等が主催するセミナーや研修に参加すること等を通じて、内外の先進的な事例等の情報収集に努めた。 (業務実績第 2. 2. (3) (P. 3 7) 参照)				
○管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施したか。	実績：○ 【管理運用手法の高度化を図るための調査研究】 ○ 管理運用手法の高度化を進める観点から、4つのテーマについて企画競争を行い、調査研究を委託した。 また、企画競争により運用コンサルタント及び基本ポートフォリオ策定支援コンサルタントを採用して調査研究を行った。 研究結果については、次期基本ポートフォリオの策定にあたって検討の基礎資料及び運用受託機関の定性評価の精度向上に活用した。 今後は平成 2 1 事業年度に検討予定である基本ポートフォリオの見直し等に際して活用する予定である。 (業務実績第 2. 2. (2) ② (P. 3 7) 参照)				

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績
第3 業務の質の向上に関する事項	第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
2. 情報公開の徹底 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、十分な情報公開を行い、年金積立金の管理及び運用に関する国民の理解と協力を得るよう努めること。	3. 情報公開 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るよう、運用の趣旨や仕組みをホームページに掲載するとともに、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速な情報公開を行う。 なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。	3. 情報公開 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、ホームページ等を活用し、以下の情報公開を積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保する。 なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。	3. 情報公開 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、ホームページの活用のみならず、運用関係の会議やセミナーにおける役員等の講演及び意見交換を通じ、事業の公正かつ透明性を図った。 なお、平成20事業年度において、ホームページに対する外部による評価として、日経BPによる「独立行政法人サイト・ユーザビリティ調査2008」が発表され、101法人中第7位の評価を得ることができた。当該審査において低評価であった項目、ホームページのアンケート結果における指摘事項（目的情報へアクセスしにくい）等について、改善するよう、検討に着手した。
		(1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。	(1) 年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るため、年金運用に係るセミナー等の機会を捉えて関係機関に対しても年金積立金運用の基本的な考え方及び運用状況等について積極的に説明を行った。 平成19年度業務概況書においては、平成20年度末に乖離許容幅の下で基本ポートフォリオを達成することなどを踏まえ、年金積立金全体の長期的な運用利回りとの比較を掲載することとし、ホームページに公表した。 また、年金積立金の管理及び運用に関する基礎的な事項や多数照会のある事項について一般国民向けに分りやすく説明をしたQ＆Aを作成し、ホームページに掲載した。
			(講演等の具体例) ・ 年金シニアプラン総合研究機構主催のセミナーにおいて、職員が『GPIFにおけるベンチマークの活用』と題し、管理運用法人におけるベンチマークに関する講演を行った。 ・ コロンビア大学ビジネススクール主催のセミナーにおいて、理事長が『公的年金積立金の運用』と題し、公的年金運用に関する講演を行った。 ・ 太平洋年金協会（PPI）主催のアジア年金基金円卓会議において、役職員が『年金基金と社会契約』のセッションにおいてパネラーとして議論に参加するとともに、内外の公的年金基金等と意見交換を行った。 ・ 横浜国立大学大学院ビジネススクールの特別講義において、理事が『公的年金の資産運用』と題し、公的年金運用に関する講義を行った。 ・ 年金シニアプラン総合研究機構主催のフォーラムにおいて、理事が『長期投資に基づく運用方針について』と題し、長期的視点に立った評価の必要性について講演を行った。

		(2) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した管理運用方針をホームページにより公開する。 (3) 各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関の状況を含む。）については7月に、四半期の運用状況については9月、12月及び3月にホームページ等により情報を公開する。	(ホームページ（積立金全体の管理及び運用の仕組みについて）アクセス件数) <table><tr><th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>アクセス件数</td><td>67千件</td><td>134千件</td><td>231千件</td></tr></table> (2) 平成19事業年度に引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から見直しを行い、ホームページにおいて公表した。 (ホームページ（管理運用に関する基本的方針・遵守事項等について）アクセス件数) <table><tr><th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>アクセス件数</td><td>19千件</td><td>49千件</td><td>59千件</td></tr></table> (3) 年金積立金の管理及び運用実績の状況等に係る公表については、取りまとめ後速やかに厚生労働省内の記者クラブにおいて記者発表を行うとともに、記者発表時に合わせてその内容をホームページで公表するなど迅速かつ積極的な公表を行った。 (ホームページ（積立金の管理及び運用実績等について）アクセス件数) <table><tr><th></th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>アクセス件数</td><td>194千件</td><td>371千件</td><td>440千件</td></tr></table> ① 平成19年度業務概況書については、次の主な改善を行い、より分かりやすいものとなるよう工夫を凝らした。 ア 年金積立金全体の長期的な運用利回りとの比較の記述を加えた。 イ 総合収益額について、四半期ごとの推移を加えた。 ウ 収益額に参考として財投債を含む収益額を加えた。 エ 表やグラフを多用するなど、分かりやすい表現とした。 また、海外に向けた情報提供を迅速に行うために、英語版による業務概況書の概要を作成し、ホームページに公表した。 ② なお、平成20事業年度各四半期の管理及び運用に係る実績の状況の公表においては次の改善を行った。 ア サマリーをトップページにし、より分かり易く簡潔な記述とした。 イ 収益率及び収益額について、通期のみならず各四半期の状況を追加し、表を工夫するなど、より分かりやすくなるように内容の充実を図った。 ウ 新たにポイントをまとめた英語版の運用状況資料を作成し、国内のみならず海外向けの情報提供についても内容の充実を図った。		18年度	19年度	20年度	アクセス件数	67千件	134千件	231千件		18年度	19年度	20年度	アクセス件数	19千件	49千件	59千件		18年度	19年度	20年度	アクセス件数	194千件	371千件	440千件
	18年度	19年度	20年度																								
アクセス件数	67千件	134千件	231千件																								
	18年度	19年度	20年度																								
アクセス件数	19千件	49千件	59千件																								
	18年度	19年度	20年度																								
アクセス件数	194千件	371千件	440千件																								

			公表の際の市場への影響に配慮して、保有銘柄については非公表とするとともに、新規資金配分状況については翌年度の業務概況書において公表とするなどの取扱いとした。
		(４) 監事及び監査法人の監査の結果等については、年１回ホームページで情報を公開する。	(４) 監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し情報の公表を行った。

評価の視点等		自己評定	A	【 評価項目 8 】	評定	A	
【評価項目 8 情報公開】		(理由及び特記事項) 平成２０事業年度に管理運用法人のホームページに対する外部評価として高い評価を得ることができたが、それに満足することなく審査において低評価であった項目等について改善するよう検討に着手した。 また、分かりにくい基本ポートフォリオ及び管理運用におけるリスク等について、一般国民向けのＱ＆Ａを新たに作成するなど、国民の目線に立ったより分かりやすい情報の発信を行った。 また、年金運用に係るシンポジウムにおいて役員自ら講演を行うなど、ホームページ以外での積極的な情報発信に努めた。			(委員会としての評定理由) 情報公開に係る取組については、外部の評価やアンケート結果を基にホームページを改善している。また、年金積立金の管理及び運用に関する基礎的な事項や多数照会のある事項についてＱ＆Ａを作成しホームページに掲載するとともに、新たに四半期ごとの運用状況資料についても英語版を作成して海外向けの情報発信を充実するなど、引き続き積極的に対応し、外部機関からも高い評価を受けるなど利用が進んでいる。 これらから、更なる情報公開の取り組みが認められることから、中期計画を上回っていると判断し、Ａ評価とした。		
【評価の視点】 ○基本ポートフォリオの考え方や具体的な運用体制など管理運用の仕組みを理解しやすく情報公開しているか。		実績：○ 【管理運用法人のホームページ】 ○ 平成２０事業年度にホームページに対する外部による評価として、日経ＢＰによる「独立行政法人サイト・ユーザビリティ調査２００８」が発表され、１０１法人中第７位の評価を得ることができた。 また、当該審査において低評価であった項目、ホームページのアンケート結果に指摘があった事項（目的情報へアクセスしにくい）等について、改善するよう、検討に着手した。 (業務実績第２．３．柱書き（Ｐ．３９）参照)			(各委員の評定理由) ・ 独法ＨＰ評価で 101 法人中、第７位となるなど、利用が進んでいる点は評価できる。 ・ ＨＰでの情報公開の改善を図り、レベルの維持とアップに努めている。 ・ ホームページを含めて、適切な情報公開がなされた。 ・ わかりやすいホームページ作成などディスクロージャーの向上について、継続的な対応が行われている。 ・ ホームページも徐々に改善されていて評価できる。 ・ 外部者による独法のホームページ評価が高いランクにあるという点から判断する。 ・ 積極的に行っており、ＨＰのアクセスも急増している。		
		実績：○ 【管理運用の仕組みの情報公開】 ○ 年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るため、年金積立金の管理及び運用の仕組みや業務の概要について、分かりやすくするために図を用いるとともに目に優しい色調としてホームページに掲載している。また、年金積立金の管理及び運用に関する基礎的な事項や多数照会のある事項について、一般国民向けに分かりやすく説明をしたＱ＆Ａを作成し、ホームページに追加掲載した。 (業務実績第２．３．(1) （Ｐ．３９）参照)			(その他意見) 特になし		
		○ 平成１９年度業務概況書については、収益額に参考として財投債の収益額を含む表を加えるほか、年金積立金全体の長期的な運用利回りとの比較の記述を加えるなどの改善を行い、より分かりやすいものとなるよう工夫を凝らし、ホームページに公表した。 (業務実績第２．３．(1) 及び(3)① （Ｐ．４０～４１）参照)					

○各年度・各四半期の管理及び運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。 ○情報公開の際、市場への影響に留意しているか。 ○資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点） ○資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）	○ 各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表資料については、市場環境を当該四半期のみならず、年度通期のものを追加し、自主運用開始以来（平成１３年度）の収益率の推移などを追加することにより、より長期的な観点から運用実績を見られるよう内容の更なる充実と改善を図った。 また、新たに四半期ごとの英語版の運用状況資料を作成しホームページに公表することで、海外向けの情報提供についても充実を図った。 （業務実績第２．３．（３）（P.４１）参照） ○ さらに、年金運用に係るセミナー等の機会を捉えて、理事長や理事が公的年金運用に関する講演を行うなど、年金積立金運用の基本的な考え方及び運用状況等について説明を行い、ホームページ以外でもより積極的な情報発信に努めた。 （業務実績第２．３．（１）（P.３９～４０）参照） 実績：○ 【管理及び運用実績の状況等の迅速な公表】 ○ 年度の業務概況書及び各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表については、取りまとめ後、速やかに公表するよう努めた。 （業務実績第２．３．（３）（P.４０～４１）参照） 実績：○ 【情報公開の際の市場への影響の留意】 ○ 平成１９事業年度に引き続き、管理運用法人の具体的な投資行動が明らかとならないよう、また、市場に対して意図せざるメッセージを与えないよう、保有銘柄については非公表とし、新規資金配分状況については翌年度の業務概況書において公表とするなどの取扱いとした。 （業務実績第２．３．（３）（P.４０～４１）参照） 実績：○ 【資金の運用】 ○ 管理運用法人の資金の運用は、時価及び為替相場の変動等の影響を受けるものであるが、次の事項については、明らかにされている。 i 資金運用の実績：各年度の業務概況書及び四半期ごとのディスクローズ資料において、運用状況を詳細に公表している。 ii 資金運用の基本的方針：具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方、資産構成割合等については「法律」、「中期目標」、「中期計画」、「管理運用方針」等で明確にされている。 実績：○ ○ 厚生労働大臣から示される中期目標において長期的に確保すべき運用利回り等が定められており、当法人は、受託者責任の下、当該運用利回りを確保するために当該大臣の認可を受けた中期計画において定める基本ポートフォリオに沿って管理運用を行うこと等とされている。
---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 20 事 業 年 度 計 画	平成 20 事 業 年 度 業 務 実 績
第 4 財務内容の改善に関する事項 「第 2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第 3 財務内容の改善に関する事項 「第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第 4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表 1 のとおり 2. 収支計画 別表 2 のとおり 3. 資金計画 別表 3 のとおり 第 5 短期借入金の限度額 短期借入金の計画なし 第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第 7 剰余金の使途 なし	第 3 財務内容の改善に関する事項 「第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成 2 0 年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第 4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表 1 のとおり 2. 収支計画 別表 2 のとおり 3. 資金計画 別表 3 のとおり 第 5 短期借入金の限度額 短期借入金の計画なし 第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第 7 剰余金の使途 なし	第 3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成 1 7 事業年度と比較して、一般管理費については 9 % 超、業務経費については 3 % 超を削減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費及び管理運用委託手数料を除く。）を作成した。 その執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、契約方法の見直し及び人件費の見直し等を行い、予算額に対して、一般管理費については 9 2 . 7 %、業務経費については 7 3 . 8 % の執行額となり適切に執行した。 第 4 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は平成 2 0 事業年度決算報告書のとおりである。 (2) 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。 ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 1 5 , 0 0 0 億円 ・総合勘定の「投資」 1 5 , 0 0 3 億円 ・総合勘定の「国民年金勘定へ償還金繰入」 6 9 0 億円 ・国民年金勘定の「年金特別会計国民年金勘定寄託金償還」 6 9 0 億円 (増額理由：年金特別会計厚生年金勘定寄託金及び年金特別会計国民年金勘定寄託金償還が予定より増加したため。) 第 5 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし 第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第 7 剰余金の使途 なし

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 9 】	評価	A
【評価項目 9 財務内容の改善に関する事項等】	(理由及び特記事項) 契約方法等の見直し等による適正かつ効率的な業務運営に努めた結果、予算額に対して、一般管理費は92.7%の執行割合となるなど、節減を図ることができた。			(委員会としての評定理由) 財務内容の改善に関する事項については、中期目標及び中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成17年度と比較して一般経費及び業務経費ともに経費削減及び事業の効率化が行われており、予算に対する執行割合を低く抑えるなど予算の適切かつ効率的な執行がなされていると認められることから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。	
【評価の視点】 ○第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行ったか。	実績：○ 【予算による適正かつ効率的な運営】 ○平成17事業年度と比較して、一般管理費については9%超、業務経費については3%超を削減した予算を作成し、その執行に当たり業務の効率化等による節約等を行い、適切に執行した。 (業務実績第3.(P.43)参照)			(各委員の評定理由) ・一般管理費の執行割合が92.7%となるなど節減を図った。 ・日常的に経費節減を図り、予算・収支計画と執行を図っている。 ・財務内容の改善に関して適切な対応が行われている。 ・目標をよく達成している。 ・当期は計画を下回った財務内容であるが中期的には概ね計画に即している判断する。 ・経費削減等により財務内容の改善が見られる。	
○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的に説明できるものであるか。	実績：○ 【予算の増額】 ○支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。 ・年金特別会計厚生年金勘定寄託金が予定より増加したため、厚生年金勘定において「総合勘定へ繰入」の増額を行った。また、総合勘定において厚生年金勘定からの受入金の増加により「投資」の増額を行った。 ・年金特別会計国民年金勘定寄託金償還が予定より増加したため、総合勘定において「国民年金勘定へ償還金繰入」の増額を行った。また、国民年金勘定において総合勘定からの受入金の増加により、「年金特別会計国民年金勘定寄託金償還」の増額を行った。 (業務実績第4.(P.44)参照)			(その他意見) 特になし	
○当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。 (具体的取組) (政・独委評価の視点)	実績：○ 【当期総損失】 ○平成20年度の当期総損失は94,015億円となった。 これは、運用環境の一層の悪化により資産運用損失として93,481億円を計上したことが主な要因である。 年金積立金の運用は資金の性格上長期的な観点から行われるものであることから、引き続き、長期的な観点に立った分散投資を基本とし、適切なリスク管理を行いながら、年金積立金の安全かつ効率的な管理及び運用に努めることとしている。				
	○目的積立金 該当なし				
○繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。	実績：○ 【繰越欠損金】 ・平成20年度の繰越欠損金は78,727億円となった。 これは、運用環境の一層の悪化により、資産運用損失が93,481億円となり、当期総損失94,015億円を計上したことが主な要				

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。
(政・独委評価の視点)

○固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。
(政・独委評価の視点)

○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。
(政・独委評価の視点)

困である。
・ 年金積立金の運用は資金の性格上長期的な観点から行われるものであることから、引き続き、長期的な観点に立った分散投資を基本とし、適切なリスク管理を行いながら、年金積立金の安全かつ効率的な管理及び運用に努めることとしている。

実績：○
【固定資産の活用状況】
○ 固定資産の活用状況については、次の【資産処分の取組状況】においてあわせて説明。

実績：○
【資産処分の取組状況】
○ 独立行政法人整理合理化計画において「日野宿舍等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。」とされていたところであるが、事務所移転期限については、平成20年度末まで(個別法施行令)とされていたものが、政令改正により、その期限が平成26年度末とされた。
 宿舍は2件とも、保有しない前提で、当該宿舍からの退去時期等について調整している。

(参考)
独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)による講ずべき措置
【保有資産の見直し】
 日野宿舍等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績
第5　その他業務運営に関する重要事項 1．年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 			

短期 資産	基本ポート	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	
	乖離状況	0	0	0	0	0	0	
	配分額	0	0	0	0	0	0	
	合計	配分額	7,606	7,507	7,606	7,627	7,639	

		第 3 四半期			第 4 四半期			乖離 許容幅
		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
国内 債券	基本ポート	67.00	67.00	67.00	67.00	67.00	67.00	±8
	乖離状況	6.99	6.88	5.90	6.35	5.45	3.34	
	配分額	2,474	0	0	0	0	0	
国内 株式	基本ポート	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	±6
	乖離状況	-2.93	-2.83	-2.27	-2.42	-2.52	-1.78	
	配分額	3,053	4,073	4,207	4,082	3,860	5,770	
外国 債券	基本ポート	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	±5
	乖離状況	-1.18	-0.97	-0.78	-1.00	-0.27	0.10	
	配分額	1,149	1,483	1,212	1,284	1,558	180	
外国 株式	基本ポート	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	±5
	乖離状況	-2.88	-3.09	-2.85	-2.92	-2.65	-1.66	
	配分額	3,534	4,563	4,791	4,844	4,792	5,003	
短期 資産	基本ポート	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	-
	乖離状況	0	0	0	0	0	0	
	配分額	0	0	0	0	0	0	
合計	配分額	10,210	10,119	10,210	10,210	10,210	10,953	-

注) 一時的に短期資産運用を行った財投債満期償還額等を除く。

②市場平均収益率の確保

各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。

② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成 2 0 年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施するとともに、運用の手法、実績、体制等に関する評価事項及び応募者から提案された管理運用委託手数料の水準に基づく総合評価の結果を用いることとしており、併せてその際は運用受託機関構成を勘案することとしている。

平成 2 0 事業年度においては、外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。

選定に当たっては、外部の専門家たる運用コンサルティング会社を活用するとともに、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、管理運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、新規応募の運用機関及び既存の運用受託機関を選定した（詳細は、第 8 . 3 . (3) ②において記述。）。

【運用受託機関の管理及び評価】

ア 運用受託機関の管理は、毎月 1 回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を行うことにより行うこととしている。

選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受けるなどの方法により行っている。

			平成２０事業年度においては、定期ミーティング及びリスク管理ミーティングを実施したほか、毎月１回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、リスク管理ミーティングの中でアクティブ運用受託機関等の投資行動及びリスク管理状況を確認した。 また、随時、ミーティングを実施し、運用プロセス、運用体制に大きな問題が生じていないか確認を行った。 特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブの運用受託機関に対して緊急にミーティングを実施し、投資行動及びリスク管理状況を確認した。 イ 運用受託機関の評価については、定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づき総合評価を行った。 また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。 定期ミーティングを次のとおり実施した。なお、外国株式アクティブ運用受託機関については、運用機関選定の２次審査の一環とした。 i 外国株式アクティブ運用受託機関（９ファンド）：５月２１日～５月２６日 ii パッシブ運用受託機関（２６ファンド）：６月２７日～７月２日 iii 外国債券アクティブ運用受託機関（７ファンド）：７月２日～７月４日 iv 国内債券アクティブ運用受託機関（１１ファンド）：７月４日～７月９日 v 国内株式アクティブ運用受託機関（１１ファンド）：７月１０日～７月１５日 ※ 平成２０年５月の運用受託機関の見直しに伴い、新たに採用した小型株ファンド等については、運用開始から間もないことから定期ミーティングの対象外とした。 ウ 総合評価結果を踏まえ、次のとおり運用受託機関について資金配分停止とした。 i 国内債券パッシブ運用受託機関 １社 ii 国内債券アクティブ運用受託機関 ９社 iii 国内株式アクティブ運用受託機関 ４社 エ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行及び証券会社に係る取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、１社を除く既存の取引先については継続することに問題がないことを確認した（自家運用に係る取引先の評価については、第８．３（３）において詳述。）。 債券貸付運用先の総合評価に当たっては、収益率等の運用実績、運用方針、
--	--	--	--

組織体制、事務処理能力等について総合評価を行い、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。

また、NOMURA-BPI 国債型パッシブファンドにおいては、債券貸付運用資産として5，000億円の追加配分を実施し、収益額の拡大を図った。

- 平成20年事業年度末時点

・NOMURA-BPI 総合型パッシブファンド

貸付運用資産：3兆4千億円

実現収益額　：44.6億円

・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド

貸付運用資産：1兆5千億円

実現収益額　：16.2億円

【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】

平成20事業年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

●平成20年4月～平成21年3月（年率）

（単位：％）

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	1.35	1.36	-0.01
	パッシブ1.48		0.12
	アクティブ0.77		-0.59
国内株式	-35.55	-34.78	-0.77
	パッシブ-34.82		-0.05
	アクティブ-37.62		-2.84
外国債券	-6.75	-6.56	-0.19
	パッシブ-7.29		-0.11
	アクティブ-5.36		-0.40
外国株式	-43.21	-43.32	0.11
	パッシブ-43.28		0.05
	アクティブ-42.86		0.46
短期資産	0.53	0.39	0.14

平成20事業年度においては、国内債券については概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、外国株式及び短期資産についてはプラスの超過収益率となったが、国内株式及び外国債券（注）についてはマイナスの超過収益率となった。

なお、国内債券における自家運用の NOMURA-BPI「除く ABS」型パッシブファンドの債券貸付運用を含めた時間加重収益率は1.44%、債券貸付運用を除いた時間加重収益率は1.38%で、概ねベンチマーク（1.36%）並み、NOMURA-BPI「国債」型パッシブファンドの債券貸付運用を含めた時間加重収益率は1.74%、債券貸付運用を除いた時間加重収益率は1.69%で、概ねベンチマーク（1.69%）並みとなりました。

（注）外国債券については、評価ベンチマークを世界国債インデックスと世界BIG債券インデックスの複合ベンチマークとしている。

●ベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。

	要因分析
国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。
国内株式	リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速等を背景に、電気機器や輸送用機器を始めとする幅広いセクターにおいて銘柄選択がマイナスに寄与した。
外国債券	世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った社債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与した。
外国株式	世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと及びベンチマーク収益率を上回った食品・生活必需品等のセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がプラスに寄与した。
短期資産	譲渡性預金（CD）を中心に運用を行った結果、0.14%の超過収益率となった。

（注）ベンチマークとして利用している MSCI KOKUSAI (配当込み、グロス)は、配当に対する現地源泉徴収税控除前の値であるが、実際の運用においては、投資対象国によっては配当から現地源泉徴収税が控除されるため、これによるマイナス効果（平成20事業年度：-0.22%）が生じるもの。

なお、平成20事業年度に行った総合評価（平成19事業年度までの運用結果を考慮）の結果等を踏まえた資金配分の停止等、資金配分に係る対応を次のとおり実施した。

	対 応
国内債券	アクティブ運用受託機関9社及びパッシブ運用受託機関1社について総合評価の結果、資金配分を停止した。
国内株式	アクティブ運用受託機関4社について総合評価の結果、資金配分を停止した。

		③ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を定める。	③ 評価ベンチマーク（管理運用法人の各資産ごとの運用結果を評価する際に使用するベンチマーク）については、以下のとおりとした。 <table><tr><td>国内債券</td><td>NOMURA-BPI「除くABS」</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>TOPIX(配当込み)</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし。以下同じ。）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>TB現先1ヶ月</td></tr></table>	国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」	国内株式	TOPIX(配当込み)	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし。以下同じ。）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	TB現先1ヶ月
国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」												
国内株式	TOPIX(配当込み)												
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし。以下同じ。）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）												
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）												
短期資産	TB現先1ヶ月												
（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。	（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。	（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行う。	（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 さらに、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた（資産全体、各資産等のリスク管理については、第8.3（1）において記述。）。 国内債券、国内株式及び外国株式については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが各資産のリスクに与える影響について注視している。 国内債券については、NOMURA-BPI「国債」をベンチマークとするパッシブファンドを設定しているが、当該ファンドを含む国内債券パッシブファンド全体と評価ベンチマークである NOMURA-BPI「除くABS」とのトラッキングエラーを毎月モニタリングし、当該ファンドがトラッキングエラーの大きな上昇を招いていないことを確認した。 国内株式アクティブ運用については、バリュー又はグロースのスタイルベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定していることから、運用スタイルに偏りが生じないよう運用受託機関構成の見直しを行うとともに、スタイルの偏りについては、モニタリングを実施した。 外国株式については、一部の運用受託機関に対し、地域に特化（北米型及び欧州アジア型（EASEA））したベンチマークを設定していた（以下、地域特化型ファンド）ことから、外国株式の評価ベンチマークである MSCI KOKUSAI との対比で地域別の割合が一定範囲内に収まるよう管理した。なお、平成21年2月以降は、運用受託機関構成の見直しによりこの地域特化型ファンドを廃止したため上記の管理は必要なくなった。										

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 1 0 】	評定	B
【評価項目 1 0 運用の基本的考え方、運用の目標等】	(理由及び特記事項) 運用受託機関の選定については、長期的な運用であることを踏まえ、あらかじめ定めた基準に基づき公募を行い、投資方針や運用プロセス等を精査するとともに、運用コンサルティング会社を活用しつつ、綿密かつ適正な選定を実施した。また、運用受託機関の管理及び評価については、毎月 1 回運用実績やリスク管理状況等を把握するなど適切に管理を実施した。 なお、国内株式アクティブについては、運用スタイルに偏りが生じないよう運用受託機関構成（マネージャーストラクチャー）の見直しを行うとともに、スタイルの偏りについて、モニタリングを実施し、従来に比べ、より精緻なリスク管理を実施した。			(委員会としての評定理由) 市場平均を示す指標であるベンチマークと比較した場合、外国株式及び短期資産についてはプラスの超過収益率、国内債券については概ねベンチマーク並の収益率となったが、国内株式及び外国債券についてはマイナスの超過収益率という結果であった。 市場が不安定な状況の下で、管理運用法人においては、通常の運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングに加え、随時ミーティングを行い、リスク管理を適切かつ機動的に行っており、また、運用受託機関に対する定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価を行い、運用受託機関への資金配分の停止等の対応を行っている。また、外国株式アクティブ運用については、運用受託機関の構成の見直しを行う等、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。 これらから、ベンチマーク収益率の確保については一部の資産が下回ったものの、市場が不安定な中、適切かつ機動的なリスク管理を行っていることから、中期計画どおりであったと判断し、B 評価とした。	
【評価の視点】 ○基本ポートフォリオは実質的な運用利回りを長期的に確保するよう定められているか。[2. (1) において評価]	【評価項目 1 4 で評価】				
○ポートフォリオ管理は適切に行われているか。[3. (1) において評価]	【評価項目 1 6 で評価】				
○運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。特に、アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われているか。	実績：○ 【運用受託機関の選定、運用受託機関の管理及び評価】 ○ 平成 2 0 事業年度については、外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査した。特にアクティブ運用については超過収益確保の可能性が高いと判断された運用機関を採用するために、運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法を精査の上総合評価を行い、綿密かつ適切な選定を実施した。 (業務実績第 8. 1. (2) ② (P. 4 8 ～ 4 9) 参照) ○ また、運用受託機関の管理及び評価については、毎月 1 回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、定期ミーティング等においても遵守状況の説明を受けるなどの方法により、適切に実施した。 (業務実績第 8. 1. (2) ②【運用受託機関の管理及び評価】(P. 4 8 ～ 4 9) 参照)			(各委員の評定理由) ・ 資産クラス 5 のうちベンチマークを上回ったものが 2、下回ったものが 3 と、ほぼ中期計画どおりであった。 ・ 委託先の選定、受託機関のファンドのリスク状況の把握、評価等、適切かつ機動的になされている。特に昨年 9 月以降に受託機関とのミーティングを臨時に開催しており、評価できる。 ・ 相対的な (対ベンチマーク対比) のパフォーマンスは単年度として良くなかったが、H16 年以降の通算ではベンチマークもしくは + α を確保できている。 ・ 基本ポートフォリオを所与とすれば、資産運用について適切な対応がなされた。しかしながら、国内株式・国内債券・外国株式についてベンチマークを下回った点で B ⁻ とせざるを得ない。 ・ 運用受託機関の選定など、厳格に行われている。また、昨年秋の金融危機の深刻化にともない、緊急ミーティングの開催など対応が適切に行われている。 ・ 中長期計画及び当期の計画に即したものと判断する。 ・ 国内債券、国内株式、外国債券でベンチマーク収益率を下回る収益率となっている。運用機関への手数料を支払いつつ、ベンチマーク収益率を下回る収益率しかあげられなかったことは評価できない。この間、運用の仕方の変更等の措置については、種々実施したとのことであるが、評価するだけのことは考えられない。 ・ 20 年度の受託機関の評価による資産配分の停止措置については現在検討中とのことである。	
	実績：○ 【自家運用に係る債券貸付運用先の評価】 ○ 自家運用に係る債券貸付運用先について、収益率等の運用実績、運用方針、組織体制、事務処理能力等について総合評価を実施した。 (業務実績第 8. 1. (2) ②エ (P. 4 9 ～ 5 0) 参照)			(その他意見) ・ 運用は適正と思われるが、国民の財産なので国内への財投運用等に歩合を高めてはどうか。	

○中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。

○各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。

実績：○

【各資産ごとのベンチマーク収益率の確保等】

○平成20事業年度においては、国内債券については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、外国株式については、プラスの超過収益率となったが、国内株式及び外国債券については、マイナスの超過収益率となった。
(業務実績第8. 1. (2) ②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 50～51) 参照)

○国内株式がベンチマークに対して下回ったのは、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速等を背景に、電気機器や輸送用機器を始めとする幅広いセクターにおいて銘柄選択がマイナスに寄与したものの。

また、外国債券がベンチマークに対して下回ったのは、世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った社債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与したものの。

○特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブ運用受託機関に対して、緊急にミーティングを実施し、投資行動及びリスク管理状況を確認するなど適切な対応に努めた。

また、特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、国内株式及び外国債券アクティブ運用受託機関を含めたアクティブ運用受託機関等についても、リスク管理ミーティングの中で投資行動及びリスク管理状況を確認した。

(業務実績第8. 1. (2) ②【運用受託機関の管理及び評価】ア、イ、ウ(P. 48～49) 及び【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 50～51) 参照)

《参考：過去5年間 平成16年4月～平成21年3月 (年率)》

(単位：%)

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	1.50	1.50	0.00
国内株式	-6.57	-6.73	0.16
外国債券	4.21	4.22	-0.01
外国株式	-3.92	-3.74	-0.18
短期資産	0.28	0.22	0.06

なお、国内債券における自家運用のNOMURA-BPI「除くABS」型パッシブファンド及びNOMURA-BPI「国債」型パッシブファンドの時間加重収益率は、概ねベンチマーク並みとなった。

(業務実績第8. 1. (2) ②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 50～51) 参照)

○ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を設定しているか。

○各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。

○年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理が適切に行われているか。〔3.（1）において評価〕

実績：○

【ベンチマークの設定】

○ 評価ベンチマーク（管理運用法人の各資産ごとの運用結果を評価する際に使用するベンチマーク）については、引き続き従来のベンチマークを使用することとした。
（業務実績第8. 1.（2）③（P. 5 2）参照）

実績：○

【マネージャー・ベンチマークを設定した運用受託機関のリスク管理】

○ 国内債券において設定した NOMURA-BPI 国債をベンチマークとするパッシブファンドについては、当該ファンドを含むパッシブファンド全体と評価ベンチマークである NOMURA-BPI「除く ABS」とのトラッキングエラーを毎月モニタリングし、その水準に問題がないことを確認した。

国内株式アクティブ運用については、運用スタイルに偏りが生じないように運用受託機関構成（マネージャーストラクチャー）の見直しを行うとともに、スタイルの偏りについて、モニタリングを実施し、従来に比べ、より精緻なリスク管理を実施した。

外国株式アクティブ運用については、マネージャーストラクチャーの見直し以前において、一部の運用受託機関に対し、地域に特化（北米型及び欧州アジア型（EASEA））したベンチマークを設定し運用を行っていたことから、外国株式の評価ベンチマークである MSCI KOKUSAI との対比で地域別の割合が一定範囲内に収まるよう管理した。
（業務実績第8. 1.（3）（P. 5 2）参照）

【評価項目16で評価】

				6 月	6, 372	8, 956	7, 606
				7 月	6, 372	8, 712	7, 627
				8 月	6, 384	8, 712	7, 639
				9 月	5, 990	9, 190	7, 606
				1 0 月	5, 990	9, 626	10, 210
				1 1 月	9, 118	11, 884	10, 210
				1 2 月	9, 138	11, 884	10, 210
				1 月	9, 784	11, 884	10, 210
				2 月	9, 784	11, 884	10, 210
				3 月	9, 781	11, 881	11, 041
				(注)財政融資資金償還等のために、一時的に短期資産に配分した資金を除く。			
				③ 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。			
				④ 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の５％以下とするよう引き続き求めている。この基準をすべての運用受託機関が遵守していることを確認した。			

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 1 1 】	評定	A
【評価項目 1 1 市場及び民間の活動への影響に対する配慮】	(理由及び特記事項) 運用受託機関への資金配分や回収時等においては、前例のない巨額な資産であることに鑑み、市場価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、できる限り慎重にかつ工夫をして投資行動を行った。また、民間企業経営に対して影響を及ぼさないよう個別銘柄の選択や指図を行わないことや同一企業有価証券の保有制限を設け管理を行うなど配慮した。			(委員会としての評定理由) 世界的にみても大規模なファンドであることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう慎重な投資行動を行っており、平成２０年度においても、市場への資金配分を特定の時期に集中させないよう、年度を通じて平準的に行うなどの工夫を行ったと認められることから、中期計画を上回っていると判断し、Ａ評価とした。	
【評価の視点】 ○運用受託機関への資金配分、年金特別会計への資金の納付、リバランスのための資産の売却等による資金移動に際し、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮が適切になされているか。	実績：○ 【市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮】 ○ 可能な限り、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮し、管理運用法人として次のような投資行動を行った。 ・ 市場への資金配分においては、年度を通じて平準的に、かつ、１日当たりもあらかじめ設定した配分上限額内に収まるように配分した。 (業務実績第８．１．(4) ①ア (P. 5 5～5 6)、② P . 5 6) 参照) ・ 年金特別会計への納付、年金特別会計への寄託金償還及び財政融			(各委員の評定理由) ・ 巨額な資金であることに鑑み、市場の価格形成を歪めないような工夫を行い、慎重な投資行動を行った。 ・ 年金資金の規模が膨大であることが故に、マーケットインパクトの影響を極小化することは困難ではあると思うが、適切な対応が行われている。 ・ 適切に行われていると判断する。 ・ 市場への歪んだ影響を与えないよう、慎重に行動している点は評価できる。	

○民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。

○運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。

資資金償還においては、資産売却による資金捻出をせず、年金特別会計からの寄託金及び財投債満期償還金という現金で流入する資金を組み合わせ対応した。
(業務実績第8． 1． (4) ①ウ (P. 5 6) 参照)

・ 平成20事業年度のリバランスについては、寄託金等の新規資金を相当程度得られたことから資産の売却・回収は行わず、新規資金の配分を通じて行った。
(業務実績第8． 1． (4) ①エ (P. 5 6) 参照)

実績：○
【民間の企業経営に対して影響を及ぼさないような配慮】
○ 株式運用については民間の運用受託機関に委託し、管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わないなど、民間企業の経営に与える影響に配慮した。
(業務実績第8． 1． (4) ③ (P. 5 7) 参照)

実績：○
【同一企業発行有価証券の保有の制限及び保有状況の確認】
○ 同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下とする制限を設け、運用ガイドラインにおいて示した。株式の全運用受託機関（49ファンド）の保有状況について把握し、いずれの運用受託機関もこの制限を遵守していることを確認した。
(業務実績第8． 1． (4) ④ (P. 5 7) 参照)

(その他意見)
特になし

【評価の視点】 ○年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。	実績：○ 【年金給付等に必要な流動性（現金等）の確保及び運用の効率性を損なわない配慮】 ○ 平成２０事業年度においては、年金特別会計への納付及び年金特別会計への寄託金償還の要請が厚生労働大臣からあった。その他の流動性を要する資金は、管理運用委託手数料等の事務費の支出分のみであった。 管理運用委託手数料等の事務費の支出のため必要最小限度の資金を決済用普通預金口座において管理し、その内、当面事務費の支出に要しない資金については、自家運用の一環として譲渡性預金等による運用を行うことにより、運用の効率性を可能な限り高めるように努めた。 （業務実績第８．１．（５）（Ｐ．５８～５９）参照） 【年金特別会計への納付等】 ○ 平成２０事業年度における年金特別会計への納付については、迅速かつ適正に行った。納付に当たっては、運用の効率性が損なわれないよう、財投債満期償還金及び新規寄託金を財源とする計画をあらかじめ策定し実施した。 （業務実績第８．１．（５）（Ｐ．５８～５９）参照） ○ 平成２０事業年度における年金特別会計への寄託金償還については、適正に行った。償還に当たっては、運用の効率性が損なわれないよう、新規寄託金を財源とする計画をあらかじめ策定し実施した。 （業務実績第８．１．（５）（Ｐ．５８～５９）参照）	（各委員の評定理由） ・ 運用の効率性を損なわないよう配慮し、必要なキャッシュを確保するよう努めた点は評価できる。 ・ 引き続き適切に対応できている。 ・ 年金給付に必要な流動性が確保されるよう、適切な対応が行われている。また、今後ニューマネーの流入がなくなることに対する対応も検討されている。 ・ 資金管理もよい。ニューマネーへの対応も適切と思う。 ・ 自家運用等の活用によって適切に確保されていたと判断する。 ・ 流動性の確保のための必要な現金の確保を計画通り行っている。 （その他意見） 特になし
--	---	--

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績
第 5 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定 年金積立金の管理及び運用について、具体的な方針を策定すること。	第 8 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	第 8 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を公表するとともに、平成20年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	第 8 その他業務運営に関する重要事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 平成18事業年度において策定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等）について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、運用委員会に報告後、平成21年2月4日付け、平成21年4月1日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 (平成21年2月4日改正) 2月からF BとT Bが国庫短期証券として統合発行されることに伴う変更を行った。 (平成21年4月1日改正) 平成20年度末で乖離許容幅の下で基本ポートフォリオを達成したことに伴い、資産構成割合の変更等について、移行ポートフォリオ管理に即した記載内容を基本ポートフォリオ管理に即した記載内容に変更することとした。

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目13 】	評価	A
【評価項目13 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し】 【評価の視点】 ○管理運用方針を策定し、公表を行ったか。 ○管理運用方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて見直しを行ったか。	(理由及び特記事項) 年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、時宜にあった適切な管理運用方針の改正に心掛け、必要に応じて2回の改正作業を実施し、速やかに改正後の管理運用方針をホームページにて公表した。 実績：○ 【管理運用方針の策定及び公表】 ○ 管理運用方針については、平成18事業年度開始時に策定し、ホームページに公表したところである。 また、管理運用方針を見直した際は速やかに改正後の管理運用方針をホームページにて公表した。 (業務実績第8. 1. (6) (P. 60) 参照) 実績：○ 【管理運用方針の見直し】 ○ 年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、より効率的・効果的な管理及び運用業務を実施する上で、新たな運用方針が必要か、現実の運用環境に合っているか等の視点で見直しを行い、2回改正を実施し、その内容をホームページに公表した。 (業務実績第8. 1. (6) (P. 60) 参照)		【 評価項目13 】	評定 (委員会としての評定理由) 管理運用方針については、管理及び運用のより効率的・効果的な業務の実施を意識して適切かつタイムリーに見直しが行われていることから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。 (各委員の評定理由) ・ 管理運用方針の改正をタイムリーに行った。 ・ 引き続き適切な対応がなされている。 ・ この問題に関しては着手した段階にあり、A評価とする特別な事由は現時点では認められない。 ・ 管理運用方針について、適切な対応が行われている。 ・ 年度計画に即して実行されていると判断する。 ・ 管理及び運用に関する具体的な方針の策定等は行っているが、具体的な成果が未だ明確であるとは言えないと評価した。 (その他意見) 特になし	

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績
2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
(1) ポートフォリオの策定	(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方	(1) 移行ポートフォリオ	(1) 移行ポートフォリオ
ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。	基本ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとする。	基本ポートフォリオを実現することを目標としている平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度の移行ポートフォリオ(以下「移行ポートフォリオ」という。)を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。	○平成20年度末に移行を完了した。
・ 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とすること。	その際、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とし、年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える。	平成20年度の移行ポートフォリオは、次のとおり、基本ポートフォリオと同一とする。	
・ 年金財政の安定化の視点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。	併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。		
なお、財投債の引受けが平成19年度まで、財政融資資金に預託された年金積立金の償還が平成20年度まで継続することを踏まえて、年金積立金全体についてのポートフォリオを策定すること。	(2) 基本ポートフォリオ		
	基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。		
	財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。		

	資産の変動幅	59 ～ 67 75	5 ～ 11 ～ 17	3 ～ 8 ～ 13	4 ～ 9 ～ 14
	(3) 移行ポートフォリオ 基本ポートフォリオを実現することを目標にしている平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度のポートフォリオ（以下「移行ポートフォリオ」という。）を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。各年度の移行ポートフォリオは、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、年金積立金管理運用独立行政法人設立時）に策定する。 移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産ごとに、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、特殊法人時の最終年度末（平成17年度末））の資産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成されるべきものとする。				

評価の視点等	自己評価	S	【 評価項目 1 4 】	評価	A
【評価項目 1 4 移行ポートフォリオ】 【評価の視点】 ○基本ポートフォリオは、以下の点に留意しつつ、年金財政上の諸前提と整合的なものとなるように適切に策定されているか。 - 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成となっているか。 - 年金財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える資産構成となっているか。 - 株式のリターン・リスクについて、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制するものとなっているか。	(理由及び特記事項) 管理運用法人として、実質的に初めてとなる次期基本ポートフォリオの策定に向けて、運用委員会等での議論を含め、幅広い積極的な検討を行った。			(委員会としての評定理由) 現行中期目標期間が平成21年度で終了することを見据え、次期基本ポートフォリオの策定に向けて、平成20年度から、運用委員の専門的な知見を十分に活かし、幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精力的な検討を行っており、次期中期計画に向けた積極的な対応と認められることから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。 (各委員の評定理由) - 次期ポートフォリオの策定に向け、精力的に検討を進めた。 - 積極的に次期ポートフォリオに関する検討を行っている。規模の巨大なポートフォリオの基本的な姿を計画するのは難易度の高い課題であり、高く評価できる。 - 移行ポートフォリオに関する検討が行われている。御法人からの評価はS評価であったが、次期基本ポートフォリオの検討を行うのは、	

○基本ポートフォリオを適切に維持、管理するためのリバランス方針が策定され、適切に運用されているか。(財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成２０年度末以降について評価)

○移行ポートフォリオを適切に策定しているか。その際、個々の資産のリスクの動向や、新規寄託金の発生見込みなどにも配慮し、必要な措置について検討がなされているか。

実績：○

【移行ポートフォリオの策定】

○平成２０年度末に移行を完了した。
(業務実績第８．２．(1) (P. 6 1) 参照)

【次期基本ポートフォリオの策定】

○管理運用法人として、実質的に初めてとなる次期基本ポートフォリオの策定について、運用委員の専門的な知見を十分に活かしながら、管理運用法人として積極的に検討を行った。検討に際しては、現行基本ポートフォリオの構築方法にとらわれず、新たな構築方法について幅広い観点から最新の知見も取り入れながら、専門的な検討を行った。併せて、財政検証の結果を踏まえて足下と長期の前提の考え方について、論点を整理した。その検討に基づき運用委員会で議論した。
(業務実績第８．２．(1) (P. 6 1) 参照)

やはり御法人の基本的な業務と認識する。

- ・制約諸条件を前提として適切に策定されていると判断する。
- ・着手はしているが、未だ効果が出されていないので評価が難しい。

(その他意見)

特になし

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績																																																								
3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項																																																								
(1) リスク管理の徹底	(1) 基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理	(1) 移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理	(1) 移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理																																																								
ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。	基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。	移行ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 資産全体（年金積立金から財投債、預託金及び短期預託を除いたものをいう。以下同じ。）及び各資産のリスク管理状況を取りまとめて、少なくとも月1回、リスク管理状況を把握し、点検する。 各運用受託機関及び各資産管理機関からの月末の資金管理及び運用状況の報告に基づき、月1回各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用のリスク状況について分析を行う。	【乖離状況の把握等】 平成20事業年度は、基本ポートフォリオ達成に向けた移行期間の最終年度であり、移行ポートフォリオと基本ポートフォリオが同一のものとなったことから、年金積立金全体と移行（基本）ポートフォリオとの乖離状況を新たに把握することとした。この結果、乖離状況は毎月あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まっており問題がないことを確認した。 また、平成19事業年度に引き続き移行（基本）ポートフォリオの市場運用部分についても、参照値との乖離状況を毎月モニタリングした。 ●配分額 (単位：億円) <table><tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>6,401</td><td>6,878</td><td>7,047</td><td>6,830</td><td>6,801</td><td>4,313</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>254</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>136</td><td>1,281</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>736</td><td>629</td><td>559</td><td>222</td><td>0</td><td>695</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>215</td><td>0</td><td>0</td><td>575</td><td>702</td><td>1,317</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,606</td><td>7,507</td><td>7,606</td><td>7,627</td><td>7,639</td><td>7,606</td></tr></table> (注) 一時的に短期資産運用を行った財投債満期償還額等を除く。 ●移行（基本）ポートフォリオとの乖離状況 （上段：移行ポートフォリオ 下段：乖離） (単位：％) <table><tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th></tr></table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	国内債券	6,401	6,878	7,047	6,830	6,801	4,313	国内株式	254	0	0	0	136	1,281	外国債券	736	629	559	222	0	695	外国株式	215	0	0	575	702	1,317	短期資産	0	0	0	0	0	0	合計	7,606	7,507	7,606	7,627	7,639	7,606		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																					
国内債券	6,401	6,878	7,047	6,830	6,801	4,313																																																					
国内株式	254	0	0	0	136	1,281																																																					
外国債券	736	629	559	222	0	695																																																					
外国株式	215	0	0	575	702	1,317																																																					
短期資産	0	0	0	0	0	0																																																					
合計	7,606	7,507	7,606	7,627	7,639	7,606																																																					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																					

国内 債券	67.00 1.73	67.00 1.09	67.00 1.91	67.00 1.77	67.00 2.18	67.00 3.80	
国内 株式	11.00 -0.18	11.00 0.21	11.00 -0.30	11.00 -0.42	11.00 -0.75	11.00 -1.61	
外国 債券	8.00 -0.98	8.00 -0.95	8.00 -0.74	8.00 -0.51	8.00 -0.63	8.00 -0.64	
外国 株式	9.00 -0.58	9.00 -0.35	9.00 -0.87	9.00 -0.84	9.00 -0.80	9.00 -1.55	
短期 資産	5.00 0.00	5.00 0.00	5.00 0.00	5.00 0.00	5.00 0.00	5.00 0.00	
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	乖離 許容幅
国内 債券	67.00 6.99	67.00 6.88	67.00 5.90	67.00 6.35	67.00 5.45	67.00 3.34	±8
国内 株式	11.00 -2.93	11.00 -2.83	11.00 -2.27	11.00 -2.42	11.00 -2.52	11.00 -1.78	±6
外国 債券	8.00 -1.18	8.00 -0.97	8.00 -0.78	8.00 -1.00	8.00 -0.27	8.00 0.10	±5
外国 株式	9.00 -2.88	9.00 -3.09	9.00 -2.85	9.00 -2.92	9.00 -2.65	9.00 -1.66	±5
短期 資産	5.00 0.00	5.00 0.00	5.00 0.00	5.00 0.00	5.00 0.00	5.00 0.00	—
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	—

●参照値との乖離状況
(上段：参照値 下段：乖離)

(単位：％)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内 債券	62.43 -2.29	62.50 -2.82	62.58 -1.41	62.64 -0.98	62.72 -0.06	62.78 2.39
国内 株式	15.06 1.36	15.00 1.79	14.94 0.84	14.89 0.58	14.83 -0.00	14.78 -1.26
外国 債券	10.57 0.08	10.57 -0.01	10.56 0.15	10.56 0.39	10.55 0.11	10.55 0.04
外国 株式	11.94 0.85	11.93 1.03	11.92 0.07	11.91 0.01	11.90 -0.05	11.89 -1.17
短期 資産	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.34	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
--	-----	-----	-----	----	----	----

			<table><tr><td>国内 債券</td><td>62.86 6.73</td><td>62.92 6.84</td><td>62.99 5.92</td><td>63.06 6.82</td><td>63.10 5.96</td><td>63.17 3.71</td></tr><tr><td>国内 株式</td><td>14.72 -3.04</td><td>14.67 -2.97</td><td>14.62 -2.42</td><td>14.56 -2.62</td><td>14.52 -2.89</td><td>14.47 -2.15</td></tr><tr><td>外国 債券</td><td>10.54 -0.67</td><td>10.54 -0.47</td><td>10.53 -0.45</td><td>10.53 -0.80</td><td>10.53 0.07</td><td>10.52 0.30</td></tr><tr><td>外国 株式</td><td>11.88 -3.03</td><td>11.87 -3.40</td><td>11.86 -3.27</td><td>11.85 -3.40</td><td>11.85 -3.14</td><td>11.84 -2.03</td></tr><tr><td>短期 資産</td><td>0.00 0.00</td><td>0.00 0.00</td><td>0.00 0.22</td><td>0.00 0.00</td><td>0.00 0.00</td><td>0.00 0.17</td></tr><tr><td>合計</td><td>100.00</td><td>100.00</td><td>100.00</td><td>100.00</td><td>100.00</td><td>100.00</td></tr></table>	国内 債券	62.86 6.73	62.92 6.84	62.99 5.92	63.06 6.82	63.10 5.96	63.17 3.71	国内 株式	14.72 -3.04	14.67 -2.97	14.62 -2.42	14.56 -2.62	14.52 -2.89	14.47 -2.15	外国 債券	10.54 -0.67	10.54 -0.47	10.53 -0.45	10.53 -0.80	10.53 0.07	10.52 0.30	外国 株式	11.88 -3.03	11.87 -3.40	11.86 -3.27	11.85 -3.40	11.85 -3.14	11.84 -2.03	短期 資産	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.22	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.17	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
国内 債券	62.86 6.73	62.92 6.84	62.99 5.92	63.06 6.82	63.10 5.96	63.17 3.71																																							
国内 株式	14.72 -3.04	14.67 -2.97	14.62 -2.42	14.56 -2.62	14.52 -2.89	14.47 -2.15																																							
外国 債券	10.54 -0.67	10.54 -0.47	10.53 -0.45	10.53 -0.80	10.53 0.07	10.52 0.30																																							
外国 株式	11.88 -3.03	11.87 -3.40	11.86 -3.27	11.85 -3.40	11.85 -3.14	11.84 -2.03																																							
短期 資産	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.22	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.17																																							
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00																																							
	・資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。	・資産全体 資産全体のリスクを毎月把握し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。	【資産全体のリスク管理】 リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 ①資産全体のリスク管理 次のような複数のリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。 ア 参照ポートフォリオの推定総リスク 移行ポートフォリオの市場運用部分の資産構成割合（参照ポートフォリオ）をベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。 イ 実績ポートフォリオの推定総リスク 管理運用法人が実際に市場運用するポートフォリオの推定リスク量（資産配分に係る推定総リスク（ウ）に運用資産全体の推定トラッキングエラー（エ）を加味したもの）。 ウ 資産配分に係る推定総リスク 管理運用法人が実際に市場運用するポートフォリオの資産構成割合をベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量。 エ 運用資産全体の推定トラッキングエラー 管理運用法人が実際に市場運用するポートフォリオの各資産の推定トラッキングエラーをポートフォリオ全体で合算したもの。 オ 推定トラッキングエラーを含めた推定相対リスク 参照ポートフォリオの推定総リスク（ア）と実績ポートフォリオの推定総リスク（イ）の推定リスク量の差異。 カ 実績トラッキングエラー 管理運用法人が実際に市場運用するポートフォリオのトラッキングエラーの実績値（過去60か月）。																																										

			資産全体のリスクを分析した結果、イ 実績ポートフォリオの推定総リスク」の変化は、実績ポートフォリオにおける各資産の構成割合の変化により生じていた。また、当該リスクと、管理基準である「ア 参照ポートフォリオの推定総リスク」との乖離リスクは、「オ 推定トラッキングエラーを含めた推定相対リスク」として示され、当該相対リスクの変化は、参照値と実績ポートフォリオの構成割合の乖離から生じていることを確認した。 また、「カ 実績トラッキングエラー」を算出し、その変化の動向をモニタリングし、大きな変化がある場合には、その要因分析と問題の有無を確認することとしている。平成20事業年度においては、大きな変化は発生せず問題のないことを確認した。 このほか、管理運用法人が年金積立金の管理及び運用を行うに当たって管理すべきリスク項目については、月次で「リスク管理状況等の報告」資料としてまとめているところであるが、運用委員会における適切な助言、審議に寄与するよう、平成20事業年度においては、当該資料の全般的な見直しを行った。見直しに当たっては、重要度の高い事項にポイントを絞り、詳細な内容については別冊とするなど、資料構成を工夫した。また、グラフを多用するなど、視覚的により分かりやすい構成とした。 【各資産のリスク管理】 毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、平成20事業年度においては問題のないことを確認した。 ●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差） （単位：％） <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr><tr><td>4月</td><td>0.04</td><td>0.34</td><td>0.08</td><td>0.15</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.05</td><td>0.26</td><td>0.08</td><td>0.16</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.05</td><td>0.28</td><td>0.08</td><td>0.15</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.05</td><td>0.25</td><td>0.10</td><td>0.15</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.06</td><td>0.24</td><td>0.07</td><td>0.14</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.06</td><td>0.26</td><td>0.12</td><td>0.17</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.07</td><td>0.29</td><td>0.10</td><td>0.22</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.07</td><td>0.35</td><td>0.08</td><td>0.25</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.07</td><td>0.37</td><td>0.09</td><td>0.22</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.06</td><td>0.37</td><td>0.16</td><td>0.31</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.07</td><td>0.36</td><td>0.14</td><td>0.18</td></tr><tr><td>3月</td><td>0.07</td><td>0.36</td><td>0.21</td><td>0.24</td></tr></table> ●実績トラッキングエラー（過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差） （単位：％） <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	4月	0.04	0.34	0.08	0.15	5月	0.05	0.26	0.08	0.16	6月	0.05	0.28	0.08	0.15	7月	0.05	0.25	0.10	0.15	8月	0.06	0.24	0.07	0.14	9月	0.06	0.26	0.12	0.17	10月	0.07	0.29	0.10	0.22	11月	0.07	0.35	0.08	0.25	12月	0.07	0.37	0.09	0.22	1月	0.06	0.37	0.16	0.31	2月	0.07	0.36	0.14	0.18	3月	0.07	0.36	0.21	0.24		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																					
4月	0.04	0.34	0.08	0.15																																																																					
5月	0.05	0.26	0.08	0.16																																																																					
6月	0.05	0.28	0.08	0.15																																																																					
7月	0.05	0.25	0.10	0.15																																																																					
8月	0.06	0.24	0.07	0.14																																																																					
9月	0.06	0.26	0.12	0.17																																																																					
10月	0.07	0.29	0.10	0.22																																																																					
11月	0.07	0.35	0.08	0.25																																																																					
12月	0.07	0.37	0.09	0.22																																																																					
1月	0.06	0.37	0.16	0.31																																																																					
2月	0.07	0.36	0.14	0.18																																																																					
3月	0.07	0.36	0.21	0.24																																																																					
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																					

4 月	0.05	0.55	0.24	0.15
5 月	0.05	0.54	0.23	0.14
6 月	0.05	0.54	0.22	0.14
7 月	0.04	0.54	0.20	0.14
8 月	0.04	0.54	0.19	0.14
9 月	0.04	0.54	0.20	0.14
10 月	0.04	0.55	0.21	0.15
11 月	0.04	0.55	0.21	0.16
12 月	0.04	0.55	0.21	0.17
1 月	0.04	0.55	0.22	0.17
2 月	0.04	0.55	0.22	0.18
3 月	0.04	0.55	0.22	0.21

●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度）

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4 月	1.03	0.99
5 月	1.00	0.99
6 月	1.01	0.99
7 月	1.02	0.99
8 月	1.02	0.99
9 月	1.03	0.99
10 月	1.03	0.99
11 月	1.03	0.98
12 月	1.04	0.98
1 月	1.04	0.97
2 月	1.04	0.98
3 月	1.05	0.98

●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率）

	国内債券修正デュレーション			外国債券実効デュレーション		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離
4 月	6.06	6.04	0.02	5.92	5.93	-0.02
5 月	6.02	6.08	-0.06	5.90	5.90	-0.01
6 月	6.12	6.10	0.01	5.84	5.84	0.00
7 月	6.10	6.08	0.02	5.96	5.95	0.01
8 月	6.14	6.20	-0.05	6.02	5.96	0.06
9 月	6.20	6.16	0.04	5.91	5.85	0.05
10 月	6.17	6.13	0.03	5.89	5.85	0.03
11 月	6.22	6.22	-0.01	5.92	5.92	0.01
12 月	6.38	6.30	0.08	5.96	5.93	0.03
1 月	6.28	6.24	0.03	5.79	5.80	0.00
2 月	6.30	6.35	-0.05	5.86	5.85	0.01
3 月	6.35	6.33	0.02	5.89	5.81	0.08

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、ソブリンリスクについて注視し、問題のないことを確認した。

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

市場運用分に係る時間加重収益率と複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を管理運用法人の移行ポートフォリオを基に計算して得られた資産構成割合で加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③複合要因（誤差を含む）の３つの要因に分解すると、次のとおりである。

(単位：％)

	資産配分 要因 ①	個別資産 要因 ②	複合要因 (誤差を 含む) ③	①+②+③
国内 債券	0.27	0.00	0.00	0.27
国内 株式	0.26	-0.16	0.01	0.11
外国 債券	-0.07	-0.03	0.00	-0.09
外国 株式	0.54	0.01	0.00	0.55
短期 資産	0.01	0.00	0.00	0.01
合計	1.01	-0.17	0.05	0.88

①資産配分要因：１．０１％

国内債券	ベンチマーク収益率（１．３６％）が複合ベンチマーク収益率（－１０．９２％）を上回った資産であり、資産構成割合が参照値を平均的に上回ったことから、０．２７％のプラス寄与となった。
国内株式	ベンチマーク収益率（－３４．７８％）が複合ベンチマーク収益率（－１０．９２％）を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．２６％のプラス寄与となった。
外国債券	ベンチマーク収益率（－６．５６％）が複合ベンチマーク収益率（－１０．９２％）を上回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．０７％のマイナス寄与となった。

			<table><tr><td>外国株式</td><td>ベンチマーク収益率（－４３．３２％）が複合ベンチマーク収益率（－１０．９２％）を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．５４％のプラス寄与となった。</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>ベンチマーク収益率（０．３９％）が複合ベンチマーク収益率（－１０．９２％）を上回った資産であり、財投債の多額の満期償還金を市場へ配分するまでの間、一時的に短期資産として運用したことに伴い資産構成割合が参照値を上回ったことがあったことから、０．０１％のプラス寄与となった。</td></tr></table>	外国株式	ベンチマーク収益率（－４３．３２％）が複合ベンチマーク収益率（－１０．９２％）を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．５４％のプラス寄与となった。	短期資産	ベンチマーク収益率（０．３９％）が複合ベンチマーク収益率（－１０．９２％）を上回った資産であり、財投債の多額の満期償還金を市場へ配分するまでの間、一時的に短期資産として運用したことに伴い資産構成割合が参照値を上回ったことがあったことから、０．０１％のプラス寄与となった。
外国株式	ベンチマーク収益率（－４３．３２％）が複合ベンチマーク収益率（－１０．９２％）を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を平均的に下回ったことから、０．５４％のプラス寄与となった。						
短期資産	ベンチマーク収益率（０．３９％）が複合ベンチマーク収益率（－１０．９２％）を上回った資産であり、財投債の多額の満期償還金を市場へ配分するまでの間、一時的に短期資産として運用したことに伴い資産構成割合が参照値を上回ったことがあったことから、０．０１％のプラス寄与となった。						
			②個別資産要因：マイナス０．１７％ 個別資産要因は、外国株式で０．０１％のプラス寄与となったが、国内株式及び外国債券でそれぞれ０．１６％、０．０３％のマイナス寄与となったことから、全体では０．１７％のマイナス寄与となった。 ③複合要因（誤差を含む。）：０．０５％ 複合要因に計算上の誤差を加えた要因は、０．０５％のプラス寄与となった。 市場運用分に係る時間加重収益率と複合ベンチマーク収益率を比較した場合の主な乖離要因は、管理運用法人が目標とする資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離による資産配分要因であった。 ○対応措置 平成２０年度においては、預託金が同年度末までに全て満期償還され、年金積立金のほぼ全額が当法人において管理及び運用されることになっていた。このため、当法人の運用資産全体について、年度末に基本ポートフォリオを実現することを目指して新規資金の配分を通じたポートフォリオ管理を行った。 具体的には、上期は、国内債券を中心に資金配分を行った。また、下期にはリーマン・ショック等により拡大した金融危機による内外株価の大幅下落、対ユーロを中心にした急激な円高の進行から、基本ポートフォリオの資産構成割合から下方に乖離した国内株式、外国株式及び外国債券に、市場動向を注視しつつ、資金配分を行った。 この結果、株価や為替相場の急激な変動はあったものの、各資産とも年度を通じて乖離許容幅内に収まり、年度末においては乖離許容幅の下で基本ポートフォリオを達成した。 【各運用受託機関及び各資産管理機関】 ① 運用受託機関に対し、運用目標、運用体制、リスク指標、運用手法等を規定した運用ガイドラインを示す際に、各社の運用スタイルに応じたベンチマークも設定した。各ファンドの投資行動及び運用状況について把握し、リスク管理指標に係る目標値の遵守について確認を行った。その結果、３ファンドについて軽微なガイドライン違反が発生した。これらのファンドについては、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で厳重注意等を行った。				

・各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。

・各運用受託機関及び各資産管理機関

「第８の３の（３）運用受託機関及び資産管理機関の管理」に基づき、各社の運用状況及びリスク負担を把握し、適切に管理する。

	・ 自家運用 運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。	・ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。	また、少数銘柄に集中投資することによるリスクが高まることを防止し、分散投資することを目的に、株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用における同一銘柄等に対する投資制限については、５％上限を基本としつつ、合理的な理由がある場合の範囲を明確にするための投資上限について「ベンチマーク・インデックスのウェイトに１５０％を乗じて得た率」までとすると定めており、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を、随時、把握し、分散投資の観点から問題がないことを確認した。 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成２０事業年度において運用体制の変更等があったものは６２ファンドで１１８件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは１３ファンドで１３件であった。これらの社に対してはミーティング等を実施し説明を求めた。 運用受託機関（運用と併せて資産管理を行うもの）の信用リスクについては、格付状況を月１回確認し、問題のないことを確認した。 ② 資産管理機関に対し、資産管理の方法、資産管理体制・コンプライアンス等について規定した資産管理ガイドラインを提示した。 また、各社の資産管理状況については毎月資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、定期ミーティング等においても状況を確認した。 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成２０事業年度においては、４社１８件の人事異動等により資産管理体制の変更があったが、変更後の資産管理体制について、特に問題のないことを確認した。 信用リスクの管理については、格付状況を月１回確認し、問題のないことを確認した。 【自家運用】 運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標にかかる目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、平成１９事業年度運用状況の報告を受け、平成２０年７月には自家運用に係る評価のためのミーティングを実施した。このうち国内債券パッシブファンド及び国債パッシブファンドについては問題のないことを確認した。 なお、インハウス運用室では従前どおり、月次でリスク管理を行っているほか、国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付け並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスクについては日々、短期資産ファンドの運用対象資産及び与信限度額については約定前後に、ガイドライン遵守状況の確認を行っている。
--	---	--	---

評価の視点等	自己評価	【 評価項目 １ ６ 】	評価
【評価項目 １ ６】 移行ポートフォリオの管理その他リスク管理	（理由及び特記事項） 平成２０事業年度は、移行期間の最終年度であり基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資金配分を通じて乖離許容幅内に収まるよう適切に管理を行った。 また、対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析など、資産全体からの包括的な評価、各資産の多角的なリスク管理及び運用受託機関に対		（委員会としての評定理由） 平成２０年度は基本ポートフォリオ達成に向けた移行期間の最終年度であり、市場が大きく変動する中で積立金について基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産配分を通じて乖離許容幅に収まるように適切に管理した結果、あらかじめ定めた乖離許容幅に収めており、基本ポートフォリオを達成した。

【評価の視点】

○資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。移行ポートフォリオについては、各年度末において、各資産の構成割合が乖離許容幅の中に収まっているか。

○基本ポートフォリオ移行後、毎年度、各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。

○移行ポートフォリオ策定中の各年度における市場運用部分の各資産の収益率とベンチマーク収益率、市場運用部分の資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。

するきめ細かなリスク管理や評価などを平成19事業年度に引き続き積極的に行った。

さらに、リスク管理状況等の報告に係る資料については、全般的な見直しを行い、より分かりやすい資料構成となるよう努めた。

実績：○

【乖離状況の把握等】

○平成20事業年度は、基本ポートフォリオ達成に向けた移行期間の最終年度であり、移行ポートフォリオと基本ポートフォリオが同一のものとなったことから、年金積立金全体と移行（基本）ポートフォリオとの乖離状況を新たに把握することとした。この乖離状況は、毎月あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まっており問題がないことを確認した。

また、平成19事業年度に引き続き、移行（基本）ポートフォリオの市場運用部分についても、参照値との乖離状況を毎月モニタリングした。

（業務実績第8. 3. (1) 【乖離状況の把握等】（P. 64～66）参照）

実績：○

【各資産及び資産全体の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因】

○平成20事業年度を通じて、各資産の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因について、分析ツールを用いて分析を行った結果、概ね次のとおり把握できた。

（業務実績第8. 1. (2) ②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】（P. 50）参照）

	要因分析
国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。
国内株式	リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速等を背景に、電気機器や輸送用機器を始めとする幅広いセクターにおいて銘柄選択がマイナスに寄与した。
外国債券	世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った社債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与した。
外国株式	世界的な金融危機等を背景に、ベンチマーク収益率を下回った銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと及びベンチマーク収益率を上回った食品・生活必需品等のセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がプラスに寄与した。
短期資産	譲渡性預金（CD）を中心に運用を行った結果、0. 14％の超過収益率となった。

また、運用受託機関に対するリスク管理指標については、遵守すべきガイドラインを示すことや、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況を逐一把握するなどの取り組みを引き続き行っており、さらに平成20年度においては、定期ミーティング、リスク管理ミーティングに加え、9月の金融危機の発生を踏まえた緊急に随時ミーティングを行うなど、適切かつ機動的なリスク管理を行った。

これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。

（各委員の評定理由）

- 市場が大きく変動する中で、移行最終年度の基本ポートフォリオ達成に向け、資産配分を通じて積極的にコントロールし、乖離許容幅内に収めた。
- 資産配分をきちんと落ちついて行き基本ポートを達成し、かつ、今後のパフォーマンス向上に資するものと考えられる。リスク管理は引き続き適切になされている。
- 移行ポートフォリオの管理、リスク管理が継続的かつ適切に行われている。
- 計画に即した管理が行われていると判断する。
- 管理は適切に行われたと評価できるが、収益率の面での問題は残る。

（その他意見）

特になし

○資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。

(注) ベンチマークとして利用している MSCI KOKUSAI (配当込み、グロス) は、配当に対する現地源泉徴収税控除前の値であるが、実際の運用においては、投資対象国によっては配当から現地源泉徴収税が控除されるため、これによるマイナス効果 (平成 20 事業年度 : - 0. 22 %) が生じるもの。

特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブ運用受託機関に対して、緊急にミーティングを実施し、投資行動及びリスク管理状況を確認するなど適切な対応に努めた。

また、特に、昨年秋の金融危機の発生を踏まえ、国内株式及び外国債券アクティブ運用受託機関を含めたアクティブ運用受託機関等についても、リスク管理ミーティングの中で投資行動及びリスク管理状況を確認した。

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

○ 市場運用部分の資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の主な乖離要因は、資産配分要因によるものであることが確認できた。

(業務実績第 8. 3. (1) **【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】** (P. 69 ~ 71) 参照)

○ 平成 20 年度においては、預託金が同年度末までに全て満期償還され、年金積立金のほぼ全額が当法人において管理及び運用されることになっていた。このため、当法人の運用資産全体について、年度末に基本ポートフォリオを実現することを目指して新規資金の配分を通じたポートフォリオ管理を行った。

具体的には、上期は、国内債券を中心に資金配分を行った。下期にはリーマン・ショック等により拡大した金融危機による内外株価の大幅下落、対ユーロを中心にした急激な円高の進行から、基本ポートフォリオの資産構成割合から下方に乖離した国内株式、外国株式及び外国債券に、市場動向を注視しつつ、資金配分を行った。

この結果、株価や為替相場の急激な変動はあったものの、各資産とも年度を通じて乖離許容幅内に収まり、年度末においては乖離許容幅の下で基本ポートフォリオを達成した。

(業務実績第 8. 3. (1) **【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】** (P. 69 ~ 71) 参照)

実績 : ○

【資産全体のリスク管理】

○ 資産全体のリスク管理については、複数のリスク管理数値を毎月 1 回把握し、これらのリスク値の変動要因を分析した上で特に問題がないことを確認した。

また、「リスク管理状況等の報告」資料について、運用委員会における適切な助言、審議に寄与するよう全般的な見直しを行った。見直しに当たっては、重要度の高い事項にポイントを絞り、詳細な内容については別冊とするなど、資料構成を工夫した。また、グラフを多用

○各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。

○運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

するなど、視覚的により分かりやすい構成とした。
（業務実績第8.3.(1)【資産全体のリスク管理】(P.67～68)参照)

実績：○
【各資産のリスク管理】
○ 基本となるアクティブリスクとして、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれ毎月、ベンチマークとの乖離状況をモニタリングした。その結果、平成20事業年度中は問題は生じなかった。
（業務実績第8.3.(1)【各資産のリスク管理】(P.68～69)参照)

実績：○
【運用スタイルに応じたベンチマーク等】
○ 運用受託機関に対し、遵守すべき運用ガイドラインを提示した。その際、各運用受託機関の運用スタイルやファンド特性を考慮して適切なベンチマークを示した。
（業務実績第8.3.(1)【各運用受託機関及び各資産管理機関】①(P.71)参照)

○ アクティブ運用においては、各運用受託機関の能力を最大限発揮させるとともに、そのパフォーマンスを適切に評価する上で、運用スタイルに応じたベンチマークを設定することは極めて重要であるとの認識の下、運用手法及び運用能力の見極めに十分留意しつつ、綿密な打合せを併せて行うこと等を経て、ベンチマークを設定した。具体的には、国内株式については、バリュー型及びグロース型のベンチマークを示していることから、運用スタイルに偏りが生じないよう運用受託機関構成(マネージャーストラクチャー)の見直しを行うとともに、スタイルの偏りについて、モニタリングを実施し、従来に比べ、より精緻なリスク管理を実施した。
外国株式については、一部の運用受託機関に対し、地域に特化(北米型及び欧州アジア型(EASEA))したベンチマークを設定していた(以下、地域特化型ファンド)ことから、外国株式の評価ベンチマークであるMSCI KOKUSAIとの対比で地域別の割合が一定範囲内に収まるよう管理した。なお、平成21年2月以降は、マネージャーストラクチャーの見直しによりこの地域特化型ファンドを廃止したため上記の管理は必要なくなった。
（業務実績第8.3.(1)【各運用受託機関及び各資産管理機関】①(P.71)参照)

○ 各運用受託機関のリスク管理指標にかかる目標値の遵守状況について、月次報告、定期ミーティング等の機会に確認した。その結果、3ファンドについて軽微なガイドライン違反が発生した。これらのファンドについては、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で嚴重注意等を行った。また、状況によっては目標値の改定の協議を行

○運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクを管理しているか。

○資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

○資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。

○自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。

うなど、運用状況及びリスク状況について適切な措置を講じた。
（業務実績第8．3．(1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】①（P．7 1）、第2．1．(4)（P．3 2～3 4）参照）

実績：○
【運用受託機関の信用リスクの管理】
○ 運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクについては、月1回格付状況を確認し、問題のないことを確認した。
（業務実績第8．3．(1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】①（P．7 1）参照）

実績：○
【資産管理状況の把握等】
○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを提示した。各社の資産管理状況については毎月資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、定期ミーティング等においても状況を確認した。
（業務実績第8．3．(1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】②（P．7 1～P 7 2）参照）

実績：○
○ 資産管理機関に係る信用リスクについては月1回格付状況を把握し、問題のないことを確認した。
また、資産管理機関の資産管理体制の変更に当たっては、提示したガイドラインに基づき迅速な報告がなされている。
内容についても、人事異動等であったが、資産管理に関しての重大な変更に該当するものはなく、変更後の資産管理体制について、問題のないことを確認した。
（業務実績第8．3．(1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】②（P．7 2）参照）

実績：○
【自家運用の運用状況等の確認】
○ 自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部より提示し、必要な資料の提出を求め、その遵守状況について運用部において月次で管理し、問題のないことを確認した。
また、インハウス運用室では、運用ガイドライン等の遵守状況等の確認を定期的に行った結果、問題のないことを確認した。
（業務実績第8．3．(1) 【自家運用】（P．7 2）参照）

の見直しを総合評価に併せて行うとともに、国内債券アクティブの運用受託機関の見直しを進める。

さらに、業務・システム最適化計画との連携を確保しつつ、各資産ごとに資産管理機関の集約化のための資産移管を進める。

債券	参照値	62.43	62.50	62.58	62.64	62.72	62.78
国内株式	構成割合	16.42	16.79	15.78	15.47	14.83	13.52
	参照値	15.06	15.00	14.94	14.89	14.83	14.78
外国債券	構成割合	10.65	10.56	10.71	10.95	10.66	10.59
	参照値	10.57	10.57	10.56	10.56	10.55	10.55
外国株式	構成割合	12.79	12.96	11.99	11.92	11.85	10.72
	参照値	11.94	11.93	11.92	11.91	11.90	11.89
短期資産	構成割合	0.00	0.00	0.34	0.00	0.00	0.00
	参照値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	構成割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	参照値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

		第 3 四半期			第 4 四半期		
		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
国内債券	構成割合	69.59	69.76	68.91	69.88	69.06	66.88
	参照値	62.86	62.92	62.99	63.06	63.10	63.17
国内株式	構成割合	11.68	11.70	12.20	11.94	11.63	12.32
	参照値	14.72	14.67	14.62	14.56	14.52	14.47
外国債券	構成割合	9.87	10.07	10.08	9.73	10.60	10.82
	参照値	10.54	10.54	10.53	10.53	10.53	10.52
外国株式	構成割合	8.85	8.47	8.59	8.45	8.71	9.81
	参照値	11.88	11.87	11.86	11.85	11.85	11.84
短期資産	構成割合	0.00	0.00	0.22	0.00	0.00	0.17
	参照値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	構成割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	参照値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

- イ 総合評価を目的とした定期ミーティングを次のとおり実施した。
- なお、外国株式アクティブ運用受託機関については、運用機関選定の 2 次審査の一環とし、次の運用受託機関について実施した。
- i 外国株式アクティブ運用受託機関（9 ファンド）：5 月 2 1 日～5 月 2 6 日
 - ii パッシブ運用受託機関（2 6 ファンド）：6 月 2 7 日～7 月 2 日
 - iii 外国債券アクティブ運用受託機関（7 ファンド）：7 月 2 日～7 月 4 日
 - iv 国内債券アクティブ運用受託機関（1 1 ファンド）：7 月 4 日～7 月 9 日
 - v 国内株式アクティブ運用受託機関（1 1 ファンド）：7 月 1 0 日～7 月 1 5 日
- ※ 平成 2 0 年 5 月の運用受託機関の見直しに伴い新たに採用した小型株ファンド等については、運用開始から間もないことから対象外とした。

総合評価結果を踏まえ、次のとおり運用受託機関について資金配分停止とした。

i 国内債券パッシブ運用受託機関 1 社
ii 国内債券アクティブ運用受託機関 9 社
iii 国内株式アクティブ運用受託機関 4 社

ウ 平成 2 0 事業年度については、外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。

外部の専門家たる運用コンサルティング会社を活用するとともに、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、管理運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、新規応募の運用機関及び既存の運用受託機関を選定した。

外国株式アクティブ運用機関については、地域特化型をベンチマークとするファンドの募集は行わず、ベンチマークについては MSCI KOKUSAI（円貨換算、配当込み、税引き前）に統一した。公募する運用スタイルは、①アクティブ型 ②エンハンスト型の二種類とした。

選定に当たっては、（１）当面アクティブ運用比率を引き下げる。（２）地域特化型ファンドは廃止し、すべて評価ベンチマークと同一の MSCI-KOKUSAI とする。（３）エンハンスト型ファンドの特性、実績を考慮し、アクティブ運用中のエンハンスト型のウェイトを引き上げる。エンハンスト型以外については、戦略の分散について、前回よりも更に留意して、マネージャーの選定を行う。そのためには、ある程度の数のマネージャー（ファンド）を必要とするため、現在よりも個々のファンドのサイズを引き下げることとし選定を行った。

この結果、新規応募の運用機関 1 0 社 1 1 ファンド及び既存の運用受託機関 3 社 3 ファンドを選定した。

● 外国株式アクティブ運用

公募	平成 2 0 年 3 月 1 2 日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて期限である 4 月 1 1 までに新規応募の運用機関として 3 0 社 3 7 ファンド（アクティブ型 2 8 ファンド、エンハンスト型 9 ファンド）の応募があった。
第 1 次審査	応募のあった 3 0 社、3 7 ファンドについて運用機関の提出書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第 1 次審査を行った。その結果、運用実績が一定水準に満たない 7 社、9 ファンド（アクティブ型 5 ファンド、エンハンスト型 4 ファンド）を第 1 次審査不通過とし、残り 2 5 社、2 8 ファンド（アクティブ型 2 3 ファンド、エンハンスト型 5 ファンド）を第 1 次審査通過とした。
第 2 次審査	第 1 次審査通過とした新規応募の運用機関のうち第 2 次審査を辞退した 1 社を除く 2 4 社、2 7 ファンド及び既存の運用受託機関 9 社、9 ファンドについて第 2 次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制の評価項目について審査基準に基づき審査し、投資方針においては超過収益獲得の確たる根拠があるのか確認するとともに、運用プロセスにお

					<table><tr><td></td><td>いては外国株式アクティブ運用において広く認められている戦略が適切に組み込まれ、利用されているかなどを評価した上で、運用受託機関構成を勘案し、総合評価（管理運用委託手数料に係る部分を除く）を行った。この結果、新規応募の１２社１４ファンドと既存の運用受託機関３社３ファンドを第２次審査通過とした。</td></tr><tr><td>第３次審査</td><td>① 第２次審査通過とした１５社（既存の運用受託機関３社と新規応募の運用機関１２社）、１７ファンドについて国内外の拠点において現地ヒアリングを実施し、投資方針及び運用哲学が投資判断を行うファンド・マネージャー及びアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、運用のノウハウを有効に活用できる適切な人員の配置、確立された運用体制があるか等について確認した。 ② この結果を踏まえ、運用受託機関等選定委員会において、管理運用委託手数料を含む総合評価を実施した。当該総合評価結果においては、運用プロセスに不明確な点があること等から３ファンドを不採用とし、運用受託機関構成を勘案の上、１３社１４ファンドを選定した。この結果、既存運用受託機関の大半を採用せず、新たな運用機関を多数採用するという大幅な入れ替えとなった。</td></tr></table>		いては外国株式アクティブ運用において広く認められている戦略が適切に組み込まれ、利用されているかなどを評価した上で、運用受託機関構成を勘案し、総合評価（管理運用委託手数料に係る部分を除く）を行った。この結果、新規応募の１２社１４ファンドと既存の運用受託機関３社３ファンドを第２次審査通過とした。	第３次審査	① 第２次審査通過とした１５社（既存の運用受託機関３社と新規応募の運用機関１２社）、１７ファンドについて国内外の拠点において現地ヒアリングを実施し、投資方針及び運用哲学が投資判断を行うファンド・マネージャー及びアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、運用のノウハウを有効に活用できる適切な人員の配置、確立された運用体制があるか等について確認した。 ② この結果を踏まえ、運用受託機関等選定委員会において、管理運用委託手数料を含む総合評価を実施した。当該総合評価結果においては、運用プロセスに不明確な点があること等から３ファンドを不採用とし、運用受託機関構成を勘案の上、１３社１４ファンドを選定した。この結果、既存運用受託機関の大半を採用せず、新たな運用機関を多数採用するという大幅な入れ替えとなった。
	いては外国株式アクティブ運用において広く認められている戦略が適切に組み込まれ、利用されているかなどを評価した上で、運用受託機関構成を勘案し、総合評価（管理運用委託手数料に係る部分を除く）を行った。この結果、新規応募の１２社１４ファンドと既存の運用受託機関３社３ファンドを第２次審査通過とした。								
第３次審査	① 第２次審査通過とした１５社（既存の運用受託機関３社と新規応募の運用機関１２社）、１７ファンドについて国内外の拠点において現地ヒアリングを実施し、投資方針及び運用哲学が投資判断を行うファンド・マネージャー及びアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、運用のノウハウを有効に活用できる適切な人員の配置、確立された運用体制があるか等について確認した。 ② この結果を踏まえ、運用受託機関等選定委員会において、管理運用委託手数料を含む総合評価を実施した。当該総合評価結果においては、運用プロセスに不明確な点があること等から３ファンドを不採用とし、運用受託機関構成を勘案の上、１３社１４ファンドを選定した。この結果、既存運用受託機関の大半を採用せず、新たな運用機関を多数採用するという大幅な入れ替えとなった。								
					エ 資産管理機関については、平成１９事業年度に各資産の集約先として決定した資産管理機関４社に対して、資産管理機関の集約化の基本的な方針や移管スケジュール案等について周知した上で資産移管を実施し、平成２０事業年度において、国内債券１２ファンド、国内株式１６ファンド、外国債券７ファンド、外国株式５ファンドを移管した。 全体的な移管については、資産移管に当たって、事務リスクを最小限に抑えること等を考慮し、時期を分散して実施した。 各ファンドの具体的な移管日程等については、管理運用法人と資産管理機関等の間で調整し、連携しつつ資産移管を実施した。 また、移管手続に係る進捗管理表を作成する等、内部事務管理の徹底を図った。				
					＜参考：集約先＞ ・国内債券…資産管理サービス信託銀行 ・国内株式…日本トラスティ・サービス信託銀行 ・外国債券…ステート・ストリート信託銀行 ・外国株式…日本マスタートラスト信託銀行				
			③ 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示し、定期的にミーティングを行うとともに随時必要な資料の提出を求め、その遵守状況を管理する。 また、運用と併せて資産管理を行	③	ア 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示した。 イ 運用受託機関ごとに提示したガイドラインにおける運用手法、運用体制及び社の方針等については、随時必要な資料の提出を求めた。				

		う運用受託機関の信用リスクについては、随時管理するとともに、運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。	ウ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を月次で求めた。 エ 信用リスクについては、随時管理するとともに、運用体制の変更等が発生した場合は、随時報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認し、適切な措置を講じた。 オ イからエまでに係る報告内容については月次単位で整理し、分析を行った。 カ 上半期の運用状況及びリスク管理の遵守状況の確認を目的とした定期ミーティングを平成20年11月下旬から12月中旬に次に該当する運用受託機関に対して実施した。 i 平成20年度の総合評価において評価が一定水準以下の運用受託機関 ・国内債券アクティブ 11社11ファンド ・国内株式アクティブ 4社4ファンド ・国内債券パッシブ 1社1ファンド ii 平成20年5月より運用開始となった運用受託機関 ・国内株式アクティブ 7社10ファンド iii 上半期でパフォーマンスが不芳な運用受託機関、特に8、9月のマーケット環境においてパフォーマンスが大きく劣化した運用受託機関 ・国内株式アクティブ 1社1ファンド ・外国債券アクティブ 5社5ファンド なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。
		④ 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示し、定期的にミーティングを行うとともに随時必要な資料の提出を求め、その遵守状況を管理する。 また、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。	④ ア 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等について規定した資産管理ガイドラインを提示した。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示した。 イ 資産管理機関ごとに提示したガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した（4社）。 なお、内容については人事異動等に関するものであり、ミーティングは実施しなかった（4社18件）。 ウ 信用リスクについては、月1回格付状況に問題のないことを確認した。 なお、自家運用における資産管理機関については、日々、格付状況に問題がないことを確認するとともに、資産管理業務について、取引の翌営業日に資産管理機関より情報開示される銘柄別取引明細書と約定日に送付した指図書記載の取引内容を突合し、適切に管理されていることを確認した。 エ 総合評価を目的とした定期ミーティングについては、集約化に向けたヒアリングで兼ねるものと整理し、平成20年12月、全資産管理機関に対して現地において実施した。

			⑤ 自家運用に係る取引先について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての証券会社及び銀行」に関する取引執行能力、事務処理能力等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・ 債券の売買の取引先としての証券会社は、既存２０社中全社を「継続」とした。 ・ 短期資産の運用先としての銀行及び証券会社は、既存１１社中１０社を「継続」とし、１社を「継続困難」とした。 さらに、自家運用に係る短期資産の運用先については、平成２１年度以降のキャッシュアウトに伴う短期資産運用に備えるため、運用先の追加採用を検討し総合評価を行った。その結果、応募のあった４行について「優れている」と評価し、短期資産の運用先として新たに採用した。
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目１７ 】	評価	B
【評価項目１７ 運用手法、運用受託機関及び資産管理機関の管理】	（理由及び特記事項） 外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関の選定においては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精力的に審査を実施するとともに、外部の専門機関たる運用コンサルティング会社からのデータやアドバイスも十分に活用し、多角的かつ客観的な検討を慎重かつ厳格に実施し、この結果、優良な運用受託機関を選定することができた。			（委員会としての評定理由） 運用受託機関の選定について、平成２０年度においては、外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成の見直しに伴う選定を行っている。選定に当たっては、あらかじめ定めた基準に基づき公募を行い、運用コンサルティング会社を活用しつつ、投資方針や運用プロセス、組織人材やコンプライアンス及び事務の管理体制について精査し、委託手数料を含む総合評価結果を踏まえて、適切に選定を実施した。 なお、パッシブ運用とアクティブ運用の比率の考え方が明確ではなかった。 これらから、中期計画どおりであったと判断し、Ｂ評価とした。	
【評価の視点】 ○運用手法は、各資産ともパッシブ運用が中心となっているか。	実績：○ 【パッシブ運用を中心とした運用手法】 ○ 平成２０事業年度末のパッシブ運用及びアクティブ運用の構成割合は、国内債券８２．２６％：１７．７４％、国内株式７５．７３％：２４．２７％、外国債券７１．７１％：２８．２９％、外国株式８５．３５％：１４．６５％、全体８０．４７％：１９．５３％となっており、パッシブ運用中心となっている。 なお、アクティブ運用受託機関の選定に当たっては、業務方法書第５条第２項第７号及び管理運用方針に選定方法等を定め、超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとしている。この考え方にに基づき、外国株式アクティブ運用受託機関を選定した。（業務実績第８．３．（２）（Ｐ．７６～７７）参照）			（各委員の評定理由） ・ 運用受託機関の選定において、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス等をきちんとチェックした他、外部のコンサルティング会社なども活用して専門性の高いチェックを行った点は大いに評価できる。 ・ 委託先の指示、管理、コントロールが適切になされている。 ・ 運用結果の開示、要因分析が十分ではない。 ・ アクティブ・パッシブ比率について決定の根拠が明確でない。 ・ アクティブ運用受託機関の選定の厳格化を図るなど、適切な対応が行われている。 ・ 計画に従った管理が行われていると判断する。 ・ 運用手法、運用の管理等は、一応適切に行われているが、やはり収益率の問題が残る。	
○アクティブ運用の運用受託機関の選定に際しては、運用の実績並びに運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査し、選定の可否の判断が適切に行われているか。〔運用受託機関の管理については、１．（２）で評価〕	実績：○ 【アクティブ運用受託機関の選定】 ○ 平成２０事業年度においては、外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成の見直しの一環として運用受託機関の選定を実施した。 １次審査において、関係法令上の認可等の最低限の要件を満たしていることについて厳格な書類審査を実施した。 １次審査通過の新規応募の運用機関と既存の運用受託機関に対して、２次審査において、各社個別にヒアリングを実施することにより、			（その他意見） 特になし	

投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精力的に審査を実施した。

2次審査通過の新規応募の運用機関と既存の運用受託機関に対して、3次審査として、現地調査において、運用哲学及びプロセスがファンド・マネージャーやアナリストに共有・理解されているか、及び投資判断に実際に反映されているかについての確認に加え、最高幹部との対面ヒアリングによる投資方針等の直接確認、事務処理体制の実査等を行い、運用受託機関等選定委員会において、管理運用委託手数料を含む総合評価結果と運用受託機関構成を勘案し審査を行った。

以上の審査の過程においては、外部の専門機関たる運用コンサルティング会社からのデータやアドバイスも十分に活用し、多角的かつ客観的な検討を慎重かつ厳格に実施し、この結果、優良な運用受託機関を選定することができた。

(業務実績第8. 3. (3) ②ウ (P. 78～79) ●外国株式アクティブ運用 (P. 79～80) 参照)

【運用受託機関及び資産管理機関の管理】

○ 短期資産の運用先に係る総合評価については、平成21年度以降のキャッシュアウトに備えて新たに4行を追加採用した。この結果、短期資産の運用先の拡充及び質的向上につながった。

(業務実績第8. 3. (3) ⑤ (P. 81～82) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績														
3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (3) その他 - 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 - 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。 - 企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (3) その他 - 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 - 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 - 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (4) その他 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成等への影響に配慮して、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 また、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年2回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組み状況について評価する。	3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 (4) その他 ① 運用受託機関に対する資金の配分及び回収については、市場への影響に配慮し、1日当たり配分額の上限を設定し、それに基づき資金配分を実施した。 また、リバランスを行うに当たっては、平成20事業年度においては、寄託金等の新規資金が相当程度あったことから資産の売却・回収は行わず新規資金の配分を通じて行った。 ② 民間企業の経営に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった（第8. 1. (4) ③ 再掲）。 ③ 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等説明会において、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記した。 ④ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延べ21社については、変更後の方針の提出を受けた。 ⑤ 平成20事業年度における株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関38社から報告を求め、全社が議決権行使を実施していることを確認した。平成20事業年度における行使状況は次のとおりである。なお、これについては運用委員会に報告した。 (国内株式) ア 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：15社（28ファンド） 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0社 イ 行使内容 ●国内株式 (単位：延べ議案数) <table><tr><td></td><td colspan="3">平成20年度</td><td colspan="3">(参考) 平成19年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr></table>		平成20年度			(参考) 平成19年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
	平成20年度			(参考) 平成19年度													
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数											

賛 成	143,125 (89.8%)	37 (3.4%)	—	164,785 (89.6%)	76 (6.8%)	—
反 対	16,278 (10.2%)	1,037 (96.6%)	—	19,062 (10.4%)	1,041 (93.2%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	1 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	41 (0.0%)	0 (0.0%)	—
合 計	159,403 (100.0%)	1,074 (100.0%)	160,477	183,889 (100.0%)	1,117 (100.0%)	185,006

ウ 反社会的行為への対応
運用受託機関では、法令違反による摘発、社会問題、行政処分を受けた事例等を反社会的行為として認識し、当該対象者に有責任が認められる場合には、取締役、監査役の選任に反対するなどの行使行動が見られた。

(外国株式)
ア 運用受託機関の対応状況
株主議決権を行使した運用受託機関数：23社（30ファンド）
株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0社

イ 行使内容
●外国株式

(単位：延べ議案数)						
行使内容	平成20年度			(参考)平成19年度		
	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
賛 成	122,226 (93.5%)	2,026 (29.1%)	—	119,126 (93.9%)	1,976 (26.8%)	—
反 対	6,962 (5.3%)	4,852 (69.6%)	—	6,246 (4.9%)	5,270 (71.5%)	—
白紙委任	15 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄 権	1,558 (1.2%)	92 (1.3%)	—	1,507 (1.2%)	127 (1.7%)	—
合 計	130,761 (100.0%)	6,970 (100.0%)	137,731	126,879 (100.0%)	7,373 (100.0%)	134,252

ウ 反社会的行為への対応
運用受託機関では、証券取引に関する規制違反の事例等を反社会的行為として認識し、関連する議案の一部に反対するなどの行使行動がみられた。

⑥ 国内株式運用に係る運用受託機関で平成19事業年度評価が低かった国内株

			式パッシブ３社及び国内株式アクティブ３社についてミーティングを実施した。 なお、ミーティングにおいては、平成１９事業年度の評価の結果を踏まえた改善状況、取締役等の選任議案、買収防衛策に係る議案についての行使基準と行使状況を確認した。 以上を踏まえての各運用受託機関の議決権取組状況の評価は ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況 ・行使体制 ・行使状況 を評価の項目とし、各項目を総合することにより行った。 なお、評価に当たっては、株主総会議案の概要及び議案に対する企業情報の評価に係る調査研究を活用し、効率的に評価を行った。 平成２０事業年度における各運用受託機関の議決権行使の取組は概ね良好であったが、議決権行使ガイドラインの整備状況及び議決権行使の状況について、改善の必要性が認められる社も見受けられた。ガイドラインの記載内容に、不明瞭な点がある運用受託機関に対しては、個別に確認し明確な記載に改めるよう求めた。 この評価結果は平成２１事業年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	【 評価項目 １ ８ 】	評価	Ａ
【評価項目 １ ８ その他】	(理由及び特記事項)	運用受託機関への資金配分や回収時等においては、前例のない巨額な資産であることに鑑み、市場価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、できる限り慎重にかつ工夫をして投資行動を行った。	(委員会としての評定理由)	議決権行使については、企業経営等に与える影響に配慮し、運用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を求め、改善が必要な事項については運用受託機関に改善を求めるなど、株主利益最大化を目指し、きめ細かい対応を行っていることと認められることから、中期計画を上回っていると判断し、Ａ評価とした。
【評価の視点】	実績：○	【市場に対する影響への配慮】	(各委員の評定理由)	・株主議決権行使等コーポレートガバナンスの重要性を示し、株主利益最大化を目指したきめ細かい対応を行った。 ・議決権行使についての体制の整備に進展が見られる。 ・運用するファンド数も膨大であるため、株主議決権行使の状況を把握する作業も膨大であるものと推測されるが、いくつかの対策が行われている。 ・適切な配慮がなされていると判断する。 ・株主議決権の行使等についてはほぼ適正に行われている。
○過大なマーケットインパクトや市場の価格形成等への影響を回避するよう努めたか。		○ 運用受託機関に対する資金配分については、市場への影響に配慮し、年度を通じて平準的な配分を行うための資金計画の作成及び各資産ごとに１日当たり配分額の上限を設定し、それに基づき新規資金配分を実施した。なお、国内株式及び外国資産に対する資金の配分において、資産ごとの１日当たりの配分上限額について、市場への影響に配慮し、見直しを行った。	(その他意見)	特になし
○資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中が回避されているか。		また、リバランスを行うに当たっては、平成２０事業年度においては、寄託金等の新規資金が相当程度あったことから資産の売却・回収は行わず新規資金の配分を通じて行った。		
		(業務実績第８．３．(４) ① (Ｐ．８３) 参照)		
○株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。	実績：○			

○運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。

【個別銘柄の選択】

○ 株式運用においては、各運用受託機関に運用を委ねていることから、個別銘柄の選択は行わなかった。
(業務実績第8. 3. (4) ② (P. 83) 参照)

実績：○

【株主議決権行使状況】

○ 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしているが、運用受託機関に対してコーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用ガイドラインにおいて示し、具体的な議決権行使の方針を作成するよう求めるとともに、運用受託機関等説明会及び議決権行使に係るミーティングにおいても示した。
また平成19事業年度における株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関34社から、平成20年4月から6月までの株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関38社から、それぞれすべて報告を受けた。
その際、各社の議決権行使の方針と行使状況の整合性を確認した。

これについては、運用委員会に報告した。
(業務実績第8. 3. (4) ③～⑥ (P. 83～85) 参照)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績																																																																																			
4. その他 (1) 財投債の引受け 平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、その管理及び運用を行うこと。	4. その他 (1) 財投債の管理及び運用 平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、償還時期の構成並びに満期保有とする財投債及び満期保有としない財投債の額及び種類に従い、管理及び運用を行う。ただし、満期保有とする財投債についても、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、満期保有とする財投債については、第8の1の(2)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。	4. その他 (1) 財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた財投債（満期保有目的）の管理及び運用を行う。また、資産の評価にあたっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。	4. その他 (1) 財投債の管理及び運用 ① 第1四半期末、第2四半期末及び第3四半期末の各時点の償却原価法による評価額と併せて時価法による評価額について各四半期の管理及び運用実績の状況等の一環として公表した（平成20事業年度末時点の評価額については業務概況書にて公表。）。 ② 資産管理機関から月末の資産管理状況について月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。 平成20事業年度における管理及び運用状況は次のとおりである。 ●償還額（額面） (単位：億円) <table><tr><th></th><th>2 年債</th><th>5 年債</th><th>計</th></tr><tr><td>4 月</td><td>843</td><td>－</td><td>843</td></tr><tr><td>5 月</td><td>842</td><td>－</td><td>842</td></tr><tr><td>6 月</td><td>841</td><td>5, 394</td><td>6, 235</td></tr><tr><td>7 月</td><td>842</td><td>－</td><td>842</td></tr><tr><td>8 月</td><td>843</td><td>－</td><td>843</td></tr><tr><td>9 月</td><td>842</td><td>5, 396</td><td>6, 238</td></tr><tr><td>10 月</td><td>842</td><td>－</td><td>842</td></tr><tr><td>11 月</td><td>842</td><td>－</td><td>842</td></tr><tr><td>12 月</td><td>843</td><td>5, 393</td><td>6, 236</td></tr><tr><td>1 月</td><td>842</td><td>－</td><td>842</td></tr><tr><td>2 月</td><td>842</td><td>－</td><td>842</td></tr><tr><td>3 月</td><td>842</td><td>8, 504</td><td>9, 346</td></tr><tr><td>年度計</td><td>10, 106</td><td>24, 687</td><td>34, 793</td></tr></table> ●資産残高 (単位：億円) <table><tr><th></th><th>簿価（償却原価法）</th><th>時 価</th></tr><tr><td>4 月末</td><td>285, 210</td><td>286, 873</td></tr><tr><td>5 月末</td><td>284, 634</td><td>284, 269</td></tr><tr><td>6 月末</td><td>277, 847</td><td>279, 493</td></tr><tr><td>7 月末</td><td>277, 268</td><td>279, 556</td></tr><tr><td>8 月末</td><td>276, 688</td><td>280, 532</td></tr><tr><td>9 月末</td><td>269, 894</td><td>272, 893</td></tr><tr><td>10 月末</td><td>269, 314</td><td>273, 604</td></tr><tr><td>11 月末</td><td>268, 725</td><td>273, 320</td></tr></table>		2 年債	5 年債	計	4 月	843	－	843	5 月	842	－	842	6 月	841	5, 394	6, 235	7 月	842	－	842	8 月	843	－	843	9 月	842	5, 396	6, 238	10 月	842	－	842	11 月	842	－	842	12 月	843	5, 393	6, 236	1 月	842	－	842	2 月	842	－	842	3 月	842	8, 504	9, 346	年度計	10, 106	24, 687	34, 793		簿価（償却原価法）	時 価	4 月末	285, 210	286, 873	5 月末	284, 634	284, 269	6 月末	277, 847	279, 493	7 月末	277, 268	279, 556	8 月末	276, 688	280, 532	9 月末	269, 894	272, 893	10 月末	269, 314	273, 604	11 月末	268, 725	273, 320
	2 年債	5 年債	計																																																																																			
4 月	843	－	843																																																																																			
5 月	842	－	842																																																																																			
6 月	841	5, 394	6, 235																																																																																			
7 月	842	－	842																																																																																			
8 月	843	－	843																																																																																			
9 月	842	5, 396	6, 238																																																																																			
10 月	842	－	842																																																																																			
11 月	842	－	842																																																																																			
12 月	843	5, 393	6, 236																																																																																			
1 月	842	－	842																																																																																			
2 月	842	－	842																																																																																			
3 月	842	8, 504	9, 346																																																																																			
年度計	10, 106	24, 687	34, 793																																																																																			
	簿価（償却原価法）	時 価																																																																																				
4 月末	285, 210	286, 873																																																																																				
5 月末	284, 634	284, 269																																																																																				
6 月末	277, 847	279, 493																																																																																				
7 月末	277, 268	279, 556																																																																																				
8 月末	276, 688	280, 532																																																																																				
9 月末	269, 894	272, 893																																																																																				
10 月末	269, 314	273, 604																																																																																				
11 月末	268, 725	273, 320																																																																																				

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 20 事 業 年 度 計 画	平 成 20 事 業 年 度 業 務 実 績
4. その他 (2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の神奈川県への移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。	4. その他 (2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。 (3) 施設及び設備に関する計画 なし (4) 職員の人事に関する計画 ①方針 ア. 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 イ. 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。 ウ. 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。	4. その他 (2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては支所を設けるなど厚生労働省及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないよう具体的な検討を行い、その結果に基づき、法令に定められた期限までに移転を行う。 (3) 施設及び設備に関する計画 なし (4) 職員の人事に関する計画 ①方針 ア. 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 イ. 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。 ウ. 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。	4. その他 (2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 運用受託機関及び行政等との連携が十分に図れるよう東京支所を設けることとし、スケジュール等を決定するとともに、必要な契約等の準備を進めたが、移転時期を延長する政令改正（平成20年9月24日公布）に基づき、移転準備は中止した。 (3) 施設及び設備に関する計画 なし (4) 職員の人事に関する計画 ①方針 ア 平成18年4月の管理運用法人設立時に新たな組織編制を行ったところではあるが、より効率的かつ効果的な業務を遂行するため、組織体制の見直しを行った。 また、平成20事業年度中においても、より一層の組織の効率化等を図るための体制整備等を行った。 (第1.1.(1) 再掲) イ 人事評価制度は、職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、業務遂行への取組及び成果（管理運用法人の業績への貢献度）を評価する「実績評価」並びに職員の職務遂行能力を評価する「能力評価」を行うものである。 平成20事業年度においては、平成19事業年度に実施した試行的評価を踏まえ一部改善を行った上で、本格的評価を開始し、上期実績評価（4～9月）を10～11月に実施し、その結果を12月期の奨励手当（国家公務員の勤勉手当に相当するもの）に反映させた。 また、能力評価（4～12月）については、平成21年1～2月に実施し、3月に「フィードバック面談」を行い、被評価者に結果を通知した。 これらの取組により、能力の向上及び勤労意欲の向上等に係る職員の意識改革に努めた。 (第1.1.(2) 再掲) ウ 職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告を活用した。 また、実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」を開催し、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与

	エ. 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	エ. 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 これらの結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用し又は採用決定した。 (第 1. 2. (1) 再掲) エ 職員の資質の向上等を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、平成 2 0 事業年度の研修を次のとおり実施した。 (合計 8 6 回、延べ 5 0 2 名参加) i 一般研修(職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修) ・ コンプライアンス研修 法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、法令遵守についての職員の意識向上を図った。 2 月開催(参加人数 8 2 名) ・ メンタルヘルス研修 職員の健康保持増進を図る観点から、職員個々に「こころの健康診断」を実施し、メンタルヘルスについての意識向上を図った。 2 月開催(参加人数 7 3 名) ・ 管理職研修 平成 2 0 事業年度は、メンタルヘルスについて重点的に取り組み、部長職以上と課長職以上を対象にそれぞれ 1 回ずつ行った。 課長職以上を対象とした管理職研修は、長期病気療養者の職場復帰については、課長職以上の適切な対応が求められることから、主として職場復帰時の管理者の対処などの具体的な内容のもとした。 1 0 月開催(部長以上 9 名) 3 月開催(課長以上 1 5 名) ・ 基礎研修 平成 2 0 事業年度に採用した職員の基礎知識の習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等について研修を実施した。 4 月～ 7 月開催： 2 回 (参加人数 7 名) ・ 担当者研修 担当職員の資質の向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。 7 月～ 2 月開催： 1 0 回 (参加人数 延べ 1 0 名) ・ 英語力向上研修 業務で使用する高度な英語力の更なるレベルアップを図るため、専門学校を活用した研修を新たに開始した。なお、受講者は、一定程度以上の語学力を有する者から、選考した。 1 名 6 月間
--	--	--	---

			※平成２０事業年度末現在受講中 ii 業務研修（資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修） - 初級・中級業務研修 年金積立金の管理及び運用に係る業務に必要な基礎知識の習得及び必要な知識のレベルアップを図るための研修を実施した。 （初級）１１～１２月開催 ８講座（参加人数６名） （中級）１月～２月開催 ８講座（参加人数１０名） ※ 初級・中級業務研修については、研修終了後に受講者から実施した講座内容、今後実施してほしい講座内容等に係るアンケート調査を行い、その調査結果を踏まえ、新たに演習項目を採り入れるなど、よりよい研修内容に改善していくための取組を進めた。 - 外部有識者研修 隔月１回程度、外部有識者を講師として招き、研修を実施した。本年度は、資産運用や金融商品等のテーマに加え、次期基本ポートフォリオ策定に関連したテーマや、サブプライム問題を踏まえた「格付けの信頼性」等、時宜にかなった話題を取り上げた。 ５月～３月：７回 〔参加人数 延べ１３１名〕 - 情報セキュリティ研修 情報セキュリティポリシーの実施にあたり、事務取扱等について研修・教育を行った。 ２月開催 （参加人数 ８２名） iii 外部セミナー等への参加 資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。 ５６セミナー （参加人数 延べ７０名） iv 専門実務研修の一環として、金融等に関する基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として平成１９事業年度から職員への大学院入学補助制度を活用し、職員１名が２１年３月にし、ファイナンス修士（ＭＢＡ）の学位を取得した。 また、他の職員１名が平成２１年４月から入学し、現在受講中である。 v 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 （第１.２.（２）再掲） オ 他の関係機関との人事交流について、平成１９事業年度に引き続き、職員の
	オ. 幅広い職務を経験させるため、	オ. 幅広い職務を経験させるため、	

	他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。 ②人員に係る指標 期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の１００％以内とする。 (参考１) 期初の常勤職員数 ８１人 期末の常勤職員数 ８１人 (参考２) 中期目標期間中の人件費総額見込み ２，９６１百万円 ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。	他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。 ②人事に関する指標 平成２０年度末の常勤職員数については、中期計画期初の１００％以内とする。	業務運営能力の向上を図る観点から、専門性を確保すること等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について検討を行った。 その結果、人事交流の一環として、平成２０事業年度より、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）から研修生１名を受け入れた。 (第１．２．(３) 再掲) ②人事に関する指標 平成２０事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数１００％以内とした。
--	---	--	--

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 2 0 】	評価	B
【評価項目 2 0 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保等】	(理由及び特記事項) 職員の専門性の向上を図り、組織運営の効率化を図りながら、平成 2 0 事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数 1 0 0 %以内とした。 なお、主たる事務所の移転については、結果的には、平成 2 0 年 9 月 2 4 日公布の移転時期を延長する政令改正に基づき、移転準備を中止した。しかしながら、それまでの間、運用受託機関及び行政等との連携が十分に図れるよう東京支所を設けることとするなどの計画を立て、必要な契約等の準備を精力的に進めていた。 実績：－（政令改正により移転時期延期）			(委員会としての評定理由) 事務所移転については、準備が中止されるまでの間、適切に準備を進めたと認められることから、中期計画どおりであったと判断し、B 評価とした。 (各委員の評定理由) ・ 移転準備が中止されるまでは精力的に進めた。 ・ 職員の専門性向上についての対策など取り組まれている。 ・ 計画に即していると判断する。 ・ 事務所の移転は中止した。 (その他意見) 特になし	
【評価の視点】 ○主たる事務所の移転に関し、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないようにするための措置を講じたか。			実績：○ 【主たる事務所の移転】 ○ 移転時期延期の政令改正に基づき、移転準備は中止した。 （業務実績第 8． 4． (2) （P. 8 9） 参照）		
○「第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」において評価。			【評価項目 1 ～ 5 で評価】		
○期末の常勤職員数について、期初の常勤職員数の 1 0 0 %以内となったか。			実績：○ 【期末の常勤職員数】 ○ 平成 2 0 事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数 1 0 0 %以内となった。 （業務実績第 8． 4． (4) ②（P. 9 2） 参照）		

平成 2 0 年度業務実績評価参考資料

目次

参考 1	財務状況	1
参考 2	保有資産の管理・運用等	2
参考 3	人件費管理	3
参考 4	契約	6
参考 5	内部統制	9
参考 6	関連法人	10
参考 7	中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組	11
参考 8	業務改善のための役職員のイニシアティブ等	12

(参考 1)

財 務 状 況

①当期総利益又は総損失	総損失	94,015 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	繰越欠損金	78,727 億円

③利益の発生要因及び 目的積立金の申請状況 (1 億円以上の当期総 損失がある場合におい て、その発生要因と業務 運営上の問題の有無の 分析)	○ 当法人においては、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回り（賃金上昇率を上回る利回り）を確保するよう長期的に維持すべき債券・株式等の資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定めた上で、寄託金を適切に管理・運用することが業務とされている。 平成 20 年度における運用も、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画において定める基本ポートフォリオに沿って行われたものである。 ○ 同年度においては、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことに加え、対ユーロを中心に為替市場で急速に円高が進んだ影響により、損失が生じたところである。
④100 億円以上の利益剰 余金又は繰越欠損金が生 じている場合の対処状 況	○ 繰越欠損金は、平成 19 年度までに生じた利益剰余金（国庫納付後）を平成 20 年度の損失が上回ったことによるものであるが、当法人が行う年金積立金の管理運用は長期的な観点から行っているものであり、平成 20 年度のような不安定な市場動向の下では損失が生じ得るものの、長期的には安定的な収益が得られるものと考えている。

保有資産の管理・運用等

①保有資産の管理・処分の状況	○ 減損関係 減損を認識した資産はない。 ○ 整理合理化計画関係 ・ 事務所移転期限は、平成 20 年度末まで（個別法施行令）とされていたが、政令改正により、その期限が平成 26 年度末とされた。 ・ 宿舍は 2 件とも、保有しない前提で、当該宿舍からの退去時期等について調整している。 (参考) 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による講ずべき措置 【保有資産の見直し】 日野宿舍等（2 件）の存廃について検討し、事務所移転時を目的に、結論を得る。
②資産運用に関して特筆すべき事項	○ 当法人の資金の運用は、時価及び為替相場の変動等の影響を受けるものであるが、次の事項については、明らかにされている。 - i 資金運用の実績：各年度の業務概況書及び四半期ごとのディスクローズ資料において、運用状況を詳細に公表している。 - ii 資金運用の基本的方針：具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方、資産構成割合等については「法律」、「中期目標」、「中期計画」、「管理運用方針」等で明確にされている。 具体的には、厚生労働大臣から示される中期目標において長期的に確保すべき運用利回り等が定められており、当法人は、受託者責任の下、当該運用利回りを確保するために当該大臣の認可を受けた中期計画において定める基本ポートフォリオに沿って管理運用を行うこと等とされている。

人 件 費 管 理

①給与水準・総人件費の状況	【給与水準の状況】 平成 20 年度 対国家公務員指数 116.9 地域勘案 102.5、学歴勘案 113.5 地域・学歴勘案 99.6 1. 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 当法人は、職員の大卒者の割合（81.4%）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者の占める割合（49.1%）（「平成 20 年国家公務員給与等実態調査」）よりも高いこと及び相当数の職員が地方勤務となっている国と比較し当法人は全ての職員が東京勤務となっていること等を給与に相応に反映された結果、国家公務員の給与水準（年額）より高くなっている。 また、当法人の業務は、年金積立金の管理・運用を行い、収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するものであり、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、金融分野における高度な専門知識と分析技術を有する優秀な人材を確保していく必要がある。また、確保したうえでこのような人材を法人に定着させ、能力を十分に発揮してもらうためには、民間金融機関の給与水準を踏まえた処遇の考慮が必要なことから、国家公務員と比較して給与水準が高くならざるをえない面がある。 2. 講ずる措置 平成 20 年度における対国家公務員指数（年齢）は 116.9 と国家公務員を上回っているが、当法人の勤務地域は東京都特別区であり、地域及び学歴勘案の対国家公務員指数は 99.6 となっていると
----------------------	---

ころである。平成 22 年度においても 100 を下回るよう引き続き国の構造改革を踏まえた勤務実績の給与等への反映、昇給幅を抑制した俸給表の適正な運用により給与水準の抑制を図り、国との差異を是正する方向で留意していく。

【総人件費の状況】

1. 総人件費改革の取組状況

	基準年度 (17 年度)	18 年度	19 年度	20 年度
給与、報酬 等支給総 額（千円）	803,974	713,139	713,846	702,967
人件費削 減率（％）	—	△11.3	△11.2	△12.6
人件費削 減率（補正 値）（％）	—	△11.3	△11.9	△13.3

2. 給与、報酬等支給総額の対前年度額（△10,879 千円）における増減要因について

- ・平成 19 年度から実施している給与構造改革を踏まえた引き下げ措置等

3. 行革推進法、「行政改革の重要方針」（17.12.24 閣議決定）による人件費削減の取組状況

① 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

年金積立金管理運用独立行政法人中期目標

一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成 17 年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて 12%以上節減すること。

	このうち人件費については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。 ② 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成 17 年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて 12%以上の削減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて 5%以上の削減を行う。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成 17 年度を基準として 4%以上の削減を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。
②福利厚生費の見直し状況	○レクリエーション経費について 独法設立時から経費を計上していない。 ○レクリエーション経費以外の法定外福利費について 社会情勢や民間企業の動向などを踏まえて、適宜見直しを行っており、過大な経費はないものと考えている。

契 約

①契約に係る規程類、体制の整備状況	・ 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化」において講ずることとされている項目について措置を行っている。 ・ 審査体制については、契約審査会を設置し契約手続の妥当性等についての審査を行っている。また、契約審査会には、契約事務に関係しない第三者を加え相互牽制をはかっている。 ・ 契約事務における一連のプロセスについては、マニュアルを整備しマニュアルに沿った事務手続きを行っている。 ・ 競争入札における一者応札への対策として、応札者の範囲拡大のために、条件の緩和、十分な公告期間の確保、詳細な仕様書の作成等を行う。 ・ 第三者への再委託については、承認事項とし適宜再委託の状況について報告を求める等状況把握につとめている。
②「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況	・ 「随意契約見直し計画」は平成 19 年 8 月に見直し作業に着手し、同年 12 月に公表を行ったところである。 ・ 平成 20 年度は、「随意契約見直し計画」に概ね沿ったものとなったため、平成 19 年度と比較して、件数、金額共に大幅な改善となっている。 ・ また今後も競争入札や企画競争を積極的に導入する予定である。 ・ 随意契約における第三者への再委託の有無を含め状況について報告を求めている。なお、再委託の申請があった場合は内容を十分に精査したうえで再委託の可否を行うこととしている。

(参考４の２)

Ⅰ 平成２０年度の実績【全体】			
		件数	金額
競争性のある契約	競争入札等	１５件 (29.4%)	６．４億円 (37.4%)
	企画競争等	３１件 (60.8%)	６．２億円 (36.5%)
競争性のない随意契約		５件 (9.8%)	４．５億円 (26.1%)
合 計		５１件 (100%)	１７．１億円 (100.0%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅱ 平成２０年度の実績【同一所管法人等】			
		件数	金額
競争性のある契約	競争入札等	０件 (0.0%)	０億円 (0.0%)
	企画競争等	１件 (100.0%)	０．０１億円 (100.0%)
競争性のない随意契約		０件 (0.0%)	０億円 (0.0%)
合 計		１件 (100.0%)	０．０１億円 (100.0%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ 平成20年度の実績【同一所管法人等以外の者】			
		件数	金額
競争性のある契約	競争入札等	15件 (30.0%)	6.4億円 (37.5%)
	企画競争等	30件 (60.0%)	6.2億円 (36.4%)
競争性のない随意契約		5件 (10.0%)	4.5億円 (26.1%)
合 計		50件 (100.0%)	17.1億円 (100.0%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 「競争入札等」には、不落・不調随契が含まれる。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

内 部 統 制

①内部統制に係る取組状況	○ 内部統制推進のための各種委員会等の設置・運営 ・コンプライアンス委員会（幹部職員と外部委員） ・運営リスク管理委員会（幹部職員） ・情報セキュリティ委員会（幹部職員） 各委員会において、内部統制の推進策等を審議し、推進策を実施する体制を整備し、取り組んでいる。 また、法人内外に通報窓口を設けた内部通報制度を導入している。 ○ 役職員の意識向上 全役職員を対象とした法人内の研修を定期的に行っている。 なお、直近では、管理職（役員及び課長職以上の職員）を対象に、監査法人を講師とした内部統制研修を平成20年度末に計画し、平成21年4月に実施した。 ○ 監査結果のフィードバック 監査結果における指導事項等の認識の共有や迅速な業務改善への反映を目的とした意見交換会を実施した。 ○ 人事評価制度の導入・運用 業務遂行への取組及び法人の業績への貢献度を評価する「実績評価」、職務遂行能力を評価する「能力評価」を行う人事評価制度を、平成20年1月に導入した。試行的評価（評価結果を賞与、昇給等に反映させない）期間を経て、平成20年4月から本格的評価（評価結果を賞与、昇給等に反映させる）を実施している。 ○ 職員の勤務条件の公表 就業規則の勤務時間、休暇などの勤務条件部分を法人のホームページに掲載することで公表している。
---------------------	--

(参考6)

関 連 法 人

①関連法人への業務委託や出資等の状況	・ 該当なし
---------------------------	---------------

(参考 7)

中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組

①中期目標期間の見直しを前提にした取組状況	平成 2 1 年度で中期目標期間が終了することを見据え、次期基本ポートフォリオの策定に向けて、平成 2 0 年度から、運用委員会等での議論を含め、幅広い積極的な検討を行っている。
------------------------------	--

業務改善のための役職員のイニシアティブ等

①業務改善のための役職員のイニシアティブ等の取組状況	○ 使命、運営理念、行動指針 独法設立時に、国民の皆様からお預かりした年金積立金を適切に管理・運用するという、『使命』『運営理念』『行動指針』を定め、ホームページに掲載し、公表してきている。 これらの内容は、コンプライアンスハンドブックにも掲載し、コンプライアンス研修において、役職員に周知している。 ○ 組織改編における取組 係制の廃止に伴い、業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧を法人L A Nに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにした。 旧係長職でなくとも（課員、室員であっても）、主担当とすることなどにより、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となった。 ○ 人事評価制度における取組 能力評価の評価項目《積極性》において、業務改善提案などの取組を評価することを、人事評価制度実施規程（内部規程）に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。 ○ ホームページの改善 法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ごとの運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容・表現とするよう改善し、国民のニーズの把握に努めている。 また、年金積立金の管理及び運用に関する基礎的な事項や多数照会のある事項について、一般国民向けに分かりやすく説明したQ & Aを作成し、ホームページに掲載している。
-----------------------------------	---